

第二十六回国会 大蔵委員会 議 録 第十号

CHIND

昭和三十三年三月八日(金曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事平岡忠次郎君

理事横銭 重吉君

理事淺香 忠雄君

理事大平 正芳君

理事加藤 高藏君

理事杉浦 武雄君

理事内藤 友明君

理事有馬 輝武君

理事石村 英雄君

理事神田 大作君

理事田万 廣文君

理事横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵事務官 (主税局長) 原 純夫君

国税庁長官 渡邊喜久造君

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

三月六日

委員久野忠治君及び松岡松平君辭任につき、その補欠として中村寅太郎君及び川野芳満君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員川野芳満君及び中村寅太郎君辭任につき、その補欠として松岡松平君及び久野忠治君が議長の指名で委員に選任された。

同月七日

委員田原春次君辭任につき、その補欠として横路節雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月八日

委員横路節雄君辭任につき、その補欠として小松幹君が議長の指名で委員に選任された。

三月七日

租税特別措置法案(内閣提出第四八号)

揮発油税法案(内閣提出第七二二号)

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三号)

同月六日

資産再評価税の免除に関する諸願外一件(阿左美廣治君紹介)(第一八八号)

引揚者の在外財産補償に関する諸願(下平正一君紹介)(第一八八三三三)

生糸課税反対に関する諸願(下平正一君紹介)(第一八八四四号)

在外資産補償問題解決促進に関する諸願(梶康次郎君紹介)(第一八八五号)

鹿屋市に国民金融公庫支所設置に関する諸願(二階堂進君紹介)(第一八八六号)

所得税の基礎控除額引上げ等に関する諸願(横山利秋君紹介)(第一八八七号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

所得税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三三)

法人税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四四号)

とん税法案(内閣提出第一五五号)

特別とん税法案(内閣提出第一六六号)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

トランプ類税法案(内閣提出第四五号)

国民貯蓄組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)

関税定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第五六号)

関税定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第六一四号)

中小企業の資産再評価の特例に関する法律案(内閣提出第七六号)

租税特別措置法案(内閣提出第四八号)

揮発油税法案(内閣提出第七二二号)

地方道路税法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三三三)

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第九三三三)

○山本委員長 これより会議を開きます。

昨日当委員会に審査を付託されました内閣提出にかかる租税特別措置法案、揮発油税法案、地方道路税法の一部を改正する法律案及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の四法律案を一括議題として審査に入ります。まず政府側より順次提案理由の説明を聴取いたします。大蔵政務次官足立篤郎君。

租税特別措置法案

租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)の全部を改正する。

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得(第三条・第九条)

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 減価償却の特例(第十條・第十八条)

第二款 準備金(第十九条・第二十条)

第三款 輸出所得の課税の特例(第二十一条・第二十三条)

第四款 農業所得の免税(第二十四条・第二十五条)

第五款 その他の特例(第二十六条・第二十八条)

第三節 給与所得(第二十九条)

第四節 山林所得及び譲渡所得

第一款 山林所得の概算経費控除(第三十条)

第二款 取用等の場合の譲渡所得等の課税の特例(第三十一条・第三十四条)

第三款 居住用財産等の買換の場合の譲渡所得の課税の特例(第三十五条・第三十九条)

第四款 その他の特例(第四十條・第四十一条)

第三章 法人税法の特例

第一節 減価償却の特例(第四十二條・第五十二條)

第二節 準備金(第五十三條・第五十四條)

第三節 輸出所得の課税の特例(第五十五條・第五十七條)

第四節 協同組合の課税の特例(第五十八條・第六十一条)

第五節 交際費等の課税の特例(第六十二條・第六十三條)

第六節 その他の特例(第六十四條・第六十八條)

第四章 相続税法及び財産税法の特例(第六十九條・第七十一条)

第五章 登録税法の特例(第七十二条・第八十四條)

第六章 酒税法の特例

第一節 酒税法の特例(第八十五条―第八十七条)

第二節 物品税法の特例(第八十八―九十条)

第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例(第八十九―九十一条)

第四節 その他の税の特例(第九十一―九十二条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この法律は、当分の間、所得税、法人税、相続税、財産税、登録税、酒税、物品税、揮発油税、地方道路税、通行税及び印紙税を軽減し、若しくは免除し、又はこれらの税に係る課税標準の計算、徴収若しくは資産の再評価につき、所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)、財産税法(昭和二十一年法律第五十二号)、登録税法(明治二十九年法律第二十七号)、酒税法(昭和二十八年法律第六号)、物品税法(昭和十五年法律第四十号)、揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)、地方道路税法(昭和三十年法律第四十四号)、通行税法(昭和十五年法律第四十三号)、印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)及び資産再評価法(昭和二十五年法律第十号)の特例を設けることについて規定するものとする。

(用語の意義)

第二条 第二章において、次の各号

に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住者又は非居住者 それぞれ所得税法第一条第一項又は第二項に規定する居住者又は非居住者をいう。

二 合同運用信託、貸付信託又は証券投資信託 それぞれ所得税法第七条に規定する合同運用信託、貸付信託又は証券投資信託をいう。

三 総所得金額、退職所得の金額、山林所得の金額、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得又は譲渡所得 それぞれ所得税法第九条第一項に規定する総所得金額、退職所得の金額、山林所得の金額、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得又は譲渡所得をいう。

四 確定申告書 所得税法第二十六条第一項に規定する確定申告書をいう。

五 損失申告書 所得税法第二十六条の二第一項に規定する損失申告書をいう。

六 確定申告書等 所得税法第二十二條の二第五項に規定する予定納税額減額申請書、同法第二十五條第二項に規定する予定納税額更正請求書、同法第二十三条第一項若しくは第二項の規定による七月予定申告書若しくは十一月予定申告書、第四号に規定する確定申告書又は前号に規定する損失申告書をいう。

七 青色申告書 所得税法第二十六條の三第一項に規定する青色申告書をいう。

八 修正申告書 所得税法第二十七條第一項に規定する修正確定申告書及び修正損失申告書をいう。

九 更正の請求 所得税法第二十七條第六項の規定による更正の請求をいう。

二 第三章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 事業年度 法人税法第七条に定める事業年度をいう。

二 資本積立金額 法人税法第九条の六第二項第一号に規定する資本積立金額をいう。

三 積立金額等 法人税法第十六條に規定する積立金額をいう。

四 確定申告書 法人税法第十八條から第二十一條までの規定による申告書又は同法第二十三條の規定による申告書で同法第十八條から第二十一條までに規定する事項を記載したものを含む。

五 青色申告書 法人税法第二十五條に規定する青色申告書をいう。

六 再評価積立金額 資産再評価法第二十二條の規定による再評価積立金の額をいう。

三 揮発油 揮発油税法第二条第一項に規定する揮発油をいう。

四 保税地域 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九條に規定する保税地域をいう。

第二章 所得税法の特例

第一節 利子所得及び配当所得

(利子所得の分離課税及び税率の軽減)

第三条 居住者又は所得税法の施行地に事業を有する非居住者が昭和三十一年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得については、同法第九条第一項及び第十三條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その支払を受けるべき利子所得の金額に対し、百分の十の税率を適用して所得税を課する。

二 所得税法の施行地に事業を有しない非居住者又は法人(法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定のあるものを含む。以下この章において同じ。)が昭和三十一年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に対する所得税法第七條又は第十八條第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

三 昭和三十一年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払を受けるべき利子所得に対する所得税法第三十七條又は第四十一條の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

四 第一項又は第二項に規定する利

子所得の支払を受ける者及びその支払をする者については、所得税法第五十九條及び第六十一條中利子所得に係る部分の規定は、適用しない。

(長期預金等の利子所得の非課税)

第四条 次に掲げる公債、社債、預金又は合同運用信託について昭和三十一年四月一日からその発行、預入又は信託の日から起算して三年を経過した日まで(その日が昭和三十一年三月三十一日前である場合には、同日まで)に支払われるべき利子所得(第二号に掲げる預金のうち任意に又は定期に積み立てる預金で政令で定めるものの利子については、政令で定めるところにより計算した預入期間が一年以上の金額に係る部分の利子)については、前条の規定にかかわらず、所得税を課さない。

一 昭和三十一年三月三十一日までに発行された公債又は社債(特別の法令により設立された法人の発行する債券を含む。以下同じ)で発行の日から償還期限(当該社債に係る契約において順次償還すべき旨の定めのあるものについては、最も早く償還がされる時期)までの期間が一年以上であるもの

二 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基づく金融機関に対する預金で当該契約において定める預入期間が一年以上であるもののうち政令で定めるもの

三 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基づく合同運用信託で当該契約において定

める借託期間が一年以上であるもののうち政令で定めるもの

2 前条第四項の規定は、前項に規定する利子所得の支払を受ける者及びその支払をする者について準用する。

(納税準備預金の利子の非課税)

第五条 納税準備預金の利子については、所得税を課さない。ただし、当該預金から租税の納付の目的以外の目的のために引き出された金額がある場合には、政令で定めるところにより、当該金額に対する利子については、所得税を課する。

2 前項に規定する納税準備預金は、租税の納付に充てられることを目的として銀行その他の政令で定める金融機関に対してした預金で当該金融機関が他の預金と区分して経理しているものをいう。

(非居住者等の受ける戦前外貨債利子の非課税)

第六条 非居住者又は所得税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が支払を受ける利子で次に掲げるものについては、同法第十七条、第十八条第一項及び第二項並びに第四十一条の規定は、適用しない。

一 戦前外貨債の利子で本邦と当該利子の支払地の属する国との間の所得税及びこれに相当する税の二重課税防止のための条約の効力が生じた日から起算して六月を経過した日までに支払期日が到来するもの

二 次のイ又はロに掲げる利子で前号に規定する六月を経過した日後に支払期日が到来するもの

イ 戦前外貨債でその利子につき所得税を課さない旨又は利子の支払の際所得税が徴収されない旨の特約があるものの利子

ロ 戦前外貨債で特約によりその利子につき課される所得税が国の負担となるものの利子

2 前項に規定する戦前外貨債とは、昭和六年七月一日以前に発行された次に掲げる国債、地方債又は社債で大蔵省令で定めるものをいう。

一 アメリカ合衆国通貨、連合王国通貨又はフランス国通貨で表示された国債、地方債又は社債

二 本邦通貨で表示されている国債、地方債又は社債で確定換算率により連合王国通貨で支払を行べき旨の特約があるもの

(非居住者等の受ける対外支払手段により取得した国債の利子等の税率の軽減)

第七条 非居住者又は所得税法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有しない法人が、対外支払手段の提供により合法的に取得した国債、地方債、同法の施行地に本店若しくは主たる事務所を有する法人の発行する社債、貸付信託の受益証券又は株式、出資若しくは証券投資信託の受益証券について、昭和三十四年四月一日以後に支払を受けるべき利子所得(第四条の規定に該当するものを除く)又は配当所得に対する所得税法第十七条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十

の税率は、百分の十の税率とする。

2 前項に規定する非居住者又は法人が対外支払手段の提供により合法的に取得した貸付金債権について支払を受けるべき利子に対する所得税法第十七条又は第十八条第一項若しくは第二項の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

3 第一項に規定する利子所得若しくは配当所得又は前項に規定する利子に対する所得税法第四十一条の規定の適用については、同条に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

4 第一項又は第二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者が、大蔵省令で定めるところにより、利子所得若しくは配当所得又は貸付金債権の利子の支払をする者の備え付ける帳簿にその氏名又は名称、住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地その他必要事項の記載を受けた場合において、その記載を受けている期間に限り、適用する。

5 第一項に規定する対外支払手段とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六条第一項第八号に規定する対外支払手段その他の大蔵省令で定めるこれと同等の価値のあるものをいう。

(金融機関の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用)

第八条 所得税法の施行地に営業所を有する銀行その他の政令で定め

る金融機関(以下この条において「金融機関」という)が支払を受ける公債、社債若しくは預金の利子又は合同運用信託の利益で次に掲げるものについては、同法第十八条第一項及び第二項並びに第四十一条の規定は、適用しない。

一 国債に關する法律(明治三十九年法律第三十四号)第二条第二項又は社債等登録法(昭和十七年法律第十一号)第三条の規定により登録した公債又は社債の利子(信託業務を兼営する銀行の登録した公債又は社債の利子で政令で定めるものを除く)でその登録した期間内に生じたもの

二 貯蓄銀行法(大正十年法律第七十四号)第九条第一項又は普通銀行等の貯蓄銀行業務又は信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第二条第一項の規定により貯蓄銀行又は貯蓄銀行業務を兼営する銀行の供託した公債又は社債の利子でその供託した期間内に生じたもの

三 金融機関に対する預金の利子

四 金融機関を委託者とし、かつ、当該金融機関を受益者とする合同運用信託の利益でその委託した期間(貸付信託の利益については、当該貸付信託の受益証券が引き継ぎ記名式であつた期間)内に生じたもの

2 金融機関は、前項第一号、第二号又は第四号に規定する利子又は利益の支払を受ける際、大蔵省令で定めるところにより、その利子

又は利益のうち同項の規定の適用を受ける部分とその他の部分とを区分した明細書を、利子又は利益の支払の取扱者を経由して、その支払地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 第一項第一号、第二号又は第四号に規定する登録した期間、供託した期間又は委託した期間若しくは記名式であつた期間及びこれらの期間内に生じた部分の金額の計算に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(前項所得の源泉徴収税率の軽減)

第九条 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に支払を受けるべき配当所得に対する所得税法第十七条、第十八条第一項若しくは第二項、第三十七條及び第四十一条の規定の適用については、これらの規定に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

第二節 不動産所得及び事業所得

第一款 減価償却の特例(重要機械等の三年間五割増償却)

第十条 青色申告書を提出する個人が、日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備及び船舶(以下この条において「重要機械等」という)につき政令で定める期間内に、重要機械等その製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は重要機械等を製作して、これを当該個人の事業の用に供した場合に、当該個人の不動産所得又は事業所得の

計算上、その用に供した日以後三年間に係る当該重要機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該重要機械等について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額とする。

2 前項の規定は、確定申告書等に、同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、これらの書類に重要機械等の減価償却費の額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

(合理化機械等の初年度二分の一償却)

第十一条 青色申告書を提出する個人で企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)第六条に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営むものが、当該事業の近代化のため緊急に必要なものとして政令で定める機械その他の設備(以下この条において「合理化機械等」という。)につき政令で定める期間内に、合理化機械等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は合理化機械等を製作して、これを当該個人の当該事業の用に供した場合には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該合理化機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該合理化機械

等の取得価額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該合理化機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項の規定により当該合理化機械等の減価償却費として必要な経費に算入した金額がその取得価額の二分の一に相当する金額に満たない場合には、当該合理化機械等を事業の用に供した年の翌年以後二年間の各年における事業所得の計算上、当該合理化機械等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該合理化機械等の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入する金額とその他の満たない金額(その金額のうちこの項の規定により既に必要な経費に算入した金額があるときは、当該金額を控除した金額)以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額との合計額に相当する金額とすることができ

3 前条第一項の規定は、合理化機械等については適用しない。

4 前条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定を適用する場合について準用する。

(試験研究用機械設備等の特別償却)

第十二条 企業合理化促進法第三条に規定する試験研究を行う個人で事業を営むものが、同法第四条第一項の規定による承認を受けた場

合において、その承認を受けた日から一年以内に、その承認を受けた機械設備等を取壊し、又は製作して、その承認を受けた試験研究(当該個人の営む当該事業と関連のある試験研究に限る。)の用に供したときは、その用に供した日以後三年以内の日を含む各年の事業所得の計算上、当該機械設備等の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、その用に供した日以後三年以内でその用に供している期間に限り、当該機械設備等を取壊し、又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該各年のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第十条第二項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(新築貸家住宅の増価償却)

第十三条 個人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、所得税法の施行地において、新築した貸家住宅で政令で定めるものを取得し、又は当該貸家住宅を新築して、これを貸家の用(その者の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項において同じ。)に供した場合に、当該個人の不動産所得又は事業所得の計算上、その貸家の用に供した日以後五年以内でその用に供している期間に限り、当

該貸家住宅の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定にかかわらず、当該貸家住宅について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の二百(当該貸家住宅についてその新築の時にあって所得税法の規定により定められている耐用年数が五十年以上であるときは、百分の三百)に相当する金額とする。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定を準用する場合について適用する。

(満期保険に附した漁船の特別償却)

第十四条 個人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、その有する総トン数百トン未満の漁船につき漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三条に規定する満期保険の保険料を支払つた場合には、当該各年の事業所得の計算上、当該漁船の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該漁船の減価償却費の額の累計額がその取得価額の百分の九十に相当する金額に達するまでは、その年中に支払つた当該保険料のうち漁船損害補償法第一百三条の十一に規定する積立保険料に相当する額とする。ただし、当該漁船の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

(探鉱用機械設備等の特別償却)

第十五条 青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間(以下この条において「指定期間」という。)に、政令で定める探鉱用機械設備を取得し、又は製作して、これを所得税法の施行地にある鉱床でまだ探掘に着手していないもの(以下この条及び第四十八条において「新鉱床」という。)の探鉱の用に供した場合に、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の計算上、当該探鉱用機械設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、同法第十条第二項の規定にかかわらず、当該探鉱用機械設備の取得価額の百分の九十に相当する金額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該探鉱用機械設備の減価償却費として同項の規定により必要な経費に算入される金額を下ることはできない。

2 前項に規定する個人が、指定期間内に、新鉱床の探鉱のために支出した金額(その年十二月三十一日までに探鉱を打ち切り、かつ、その探鉱により探掘可能な鉱量を発見するに至らなかつた場合における当該探鉱のために支出した金額及び鉱業権以外の固定資産の取得のために支出した金額を除く。)又は新鉱床の鉱業権を他から購入するために支出した金額がある場合には、その支出した金額以下の金額で当該個人が必要経費

として計算した金額は、当該個人のその支出の日を含む年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

8 青色申告書を提出する個人で金属鉱業（硫黄鉱業を含む。）のうちに政令で定めるもの（以下この項及び次項において「金属鉱業等」という。）を営むものが、指定期間内の日の属する各年分において第一項に規定する探鉱用機械設備のうち金属鉱業等に係るものの取得又は新鉱床（金属鉱業等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の探鉱若しくは新鉱床の鉱業権の購入のために支出する金額の合計額（以下次項において「探鉱費総額」という。）でその年の指定期間内の支出に係るものが基準年分の探鉱費総額に当該年の指定期間の月数を乗じ十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該個人の指定期間内の各年の金属鉱業等に係る金属鉱業権の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該金属鉱業権について同項の規定により計算した減価償却費の金額とをこえる金額との合計額（当該合計額が昭和三十一年十二月三十一日における金属鉱業等に係る金属鉱業権の帳簿価額の合計額に当該年の指定期間の月数を乗じてこれを政令で定める数で除して計算した金額をこえるときは、当該金額）とする。

5 前二項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

6 第四項に規定するもののほか、同項の基準年分の探鉱費総額の計算に關し必要な事項は、政令で定める。

7 第十一条第二項の規定は、第一項に規定する探鉱用機械設備の減価償却費の額の計算について準用する。この場合において、同条第二項中「二分の一」とあるのは、「百分の九十」と読み替えるものとする。

8 第十条第二項の規定は、第一項から第三項までの規定を適用する場合について準用する。

（鉱業用坑道等の特別償却）

第十六条 青色申告書を提出する個人で鉱業を営むものが、昭和三十一年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間に採掘場所の深部移行又は坑内条件の悪化に對処しその生産を維持するために必要な次に掲げる資産で政令で定めるものを取得し、又は製作して、これを当該個人の事業の用に供した場合においては、その取得又は製作のために支出した金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額は、その用に供した日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

4 前項に規定する基準年分の探鉱費総額は、同項に規定する個人が昭和三十一年以前三年間において

一 坑内において掘さくされる坑道

二 坑内において施設される軌条、動力線、排水管その他の機械及び装置

三 坑内において使用される車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品

2 前項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘さくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを当該個人の事業の用に供した場合においては、その用に供した日の属する各年（当該通気坑道又は排水坑道について第十条第一項又は第十一条第一項の規定の適用を受ける年を除く。）における事業所得の計算上、当該通気坑道又は排水坑道の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該海外支店設備の取得価額の二分の一に相当する金額以下

2 前項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）及び構築物を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合においては、当該個人の事業所得の計算上、その用に供した日以後五年間に係る当該建物及び構築物の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該建物及び構築物について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額とする。

3 第一項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は

までの間に、所得税法の施行地外に事業所を設け、機械及び装置、車両及び運搬具その他の資産で政令で定めるもの（以下この条において「海外支店設備」という。）を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合においては、その用に供した日の属する年における事業所得の計算上、当該海外支店設備の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該海外支店設備の取得価額の二分の一に相当する金額以下

2 前項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）及び構築物を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合においては、当該個人の事業所得の計算上、その用に供した日以後五年間に係る当該建物及び構築物の減価償却費として必要な経費に算入する金額は、所得税法第十条第二項の規定にかかわらず、当該建物及び構築物について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るものの百分の百五十に相当する金額とする。

3 第一項に規定する個人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は

（海外支店設備等の特別償却）

第十七条 青色申告書を提出する個人で貿易業その他政令で定める外国貿易の促進に寄与する事業を営むものが、昭和二十八年一月一日から昭和三十一年十二月三十一日

家庭を賃借するため権利金を支出した場合においては、その支出金額の二分の一に相当する金額以下の金額で当該個人が必要な経費として計算した金額は、その支出の日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

4 第十一条第二項の規定は、海外支店設備の減価償却費の額を計算する場合について準用する。

5 第十条第二項の規定は、前四項の規定を適用する場合について準用する。

（重油ボイラーの改造費の特別償却）

第十八条 青色申告書を提出する個人が、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に關する法律（昭和三十一年法律第五十七号）第四条の規定による指示に基いて、昭和三十三年三月三十一日まで

に、同法第二条に規定する重油ボイラーを当該重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合には、その改造のために支出した金額のうち当該個人が必要な経費として計算した金額は、その支出の日の属する年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

2 第十条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（価格変動準備金勘定への繰入金額の必要経費算入）

第十九条 青色申告書を提出する個人が、各年において、所得税法第十条の二第一項に規定するたな卸すべき資産（以下この条におい

て「たな卸資産」という。)の価格の低落による損失に備えるため、その有するたな卸資産の評価方法の区分に従い、次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額(当該合計額がその年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額をこえるときは、当該金額。以下この条において「繰入限度額」という。)以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた金額は、当該個人の当該繰入をした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 繰入先出法による原価法又は後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるたな卸資産については、その年十二月三十一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十二に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

二 前号に規定する方法以外の評価方法により評価されるたな卸資産については、その年十二月三十一日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額又は同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちのいずれか少ない金額の百分の九十二に相当する金額を控除した金額

三 前項第一号又は第二号に掲げる金額は、当該たな卸資産を政令で定める事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品若しくは仕掛品、主要原材料補助原材料その他のたな卸資産に区分して計算することができるとする。

四 第一項の規定により事業所得の計算上必要な経費に算入された価格変動準備金勘定の額は、その翌年の事業所得の計算上、繰入金金額に算入する。

五 第一項の規定は、確定申告書又は損失申告書に同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、これらの申告書にその年分の繰入限度額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

六 輸出損失準備金勘定への繰入金額の必要経費算入

七 青色申告書を提出する個人で貿易業を営むものが、輸出契約の全部若しくは一部の取消又は当該契約の履行についてのその相手方に対する損害賠償義務の発生その他の政令で定める事由による損失に備えるため、昭和二十八年から昭和三十三年までの各年において、その年中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその年中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額(その金額がその年の末日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額。以下次項において「輸出契約高の合計額」という。)の千分の五に相当する金額(その金額が貿易業に係るその年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算し

た金額の百分の三十五に相当する金額をこえるときは、当該金額)以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、その繰り入れた金額は、当該繰入をした年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

二 前項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人のその年の末日における輸出損失準備金勘定の金額(その日までに次項の規定により繰入金金額に算入すべきであつた金額又は前年十二月三十一日までにこの項の規定により繰入金金額に算入すべきであつた金額)がある場合には、これらの金額を控除した金額)が、その年の輸出契約高の合計額の千分の十に相当する金額をこえるときは、そのこえる金額は、その年分の事業所得の計算上、繰入金金額に算入する。

三 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該個人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失をうめる目的以外の目的に支出し、貿易業を廃止し、青色申告書の提出の承認を取り消され、その提出をやめ、若しくは死亡した場合に、政令で定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日の属する年分及びその翌年分の事業所得の計算上、繰入金金額に算入する。

四 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている個人の昭和三十三年十二月三十一日における輸出損失準備金勘定の金額(その日までに前二項の規定により繰入金金額に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)は、当該年分の事業所得の計算上、繰入金金額に算入する。

五 前条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三款 輸出所得の課税の特例

第二十一条 青色申告書を提出する個人の昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日まで

の間に掲げる次に掲げる取引については、その年中の当該取引による収入金額の百分の三(第一号に掲げる取引については収入金額の百分の一とし、第二号及び第三号に掲げる取引については収入金額の百分の五とする。)に相当する金額と当該取引に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少ない金額は、当該年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

十四年十二月三十一日における輸出損失準備金勘定の金額(その日までに前二項の規定により繰入金金額に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)は、当該年分の事業所得の計算上、繰入金金額に算入する。

五 前条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三款 輸出所得の課税の特例

第二十一条 青色申告書を提出する個人の昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日まで

の間に掲げる次に掲げる取引については、その年中の当該取引による収入金額の百分の三(第一号に掲げる取引については収入金額の百分の一とし、第二号及び第三号に掲げる取引については収入金額の百分の五とする。)に相当する金額と当該取引に係る当該年分の事業所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少ない金額は、当該年分の事業所得の計算上、必要な経費に算入する。

一 他から購入した物品の輸出(対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本政府又は外国政府によりされるものを除く。以下第二十三条までにおいて同じ。)

二 自己の製造した設備等(第五十五条第二項に規定する設備等をいう。以下この条及び第二十三条において同じ。)の輸出

三 自己の製造した設備等の輸出のためにする輸出を行う者への販売(当該輸出を行う者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。以下第二十三条までにおいて同じ。)

四 自己の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品(設備等を除く。)の輸出

五 前号に規定する物品の輸出のためにする輸出を行う者への販売

六 輸出業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行うものをいう。以下この条及び第二十三条において同じ。)の委託を受けて行う当該輸出業者の輸出のための物品の加工又は当該加工の対象となつた第四号に規定する物品の当該輸出業者への販売

七 陶磁器の輸出のためにする上絵付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売

八 製糸業者、紡績業者又は織物業者(織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条及び第二十三条において同じ。)の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行う輸出のための製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工

九 第六号に規定する加工を行う者の委託を受けて行い当該加工に係る物品の搬送加工
十 外国航路において行い輸出貨物の運送

十一 対外支払手段（第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。）を対価として行い運送（前号に掲げる運送を除く。）修理、加工、建設請負又は工業所有権その他の技術に関する権利若しくはこれに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（映画フィルムの上映権を含む。）の譲渡若しくは提供

2 次の各号に規定する取引が行われた場合には、前項の規定により必要な経費に算入する金額の計算の基礎となる当該取引による収入金額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額によるものとする。

一 輸出業者が前項第二号又は第四号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二 陶磁器の上給付を行う者が前項第四号又は第五号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地の上給付をしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三 製糸業者、紡績業者又は織物業者が前項第四号又は第五号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四 前項第六号に規定する加工を行う者が当該加工を行つた場合において、当該取引に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

五 建設業者が対外支払手段を対価として建設請負を行つた場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃等を対外支払手段により支出したときは、当該取引による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

3 第一項の規定により必要な経費に算入する金額の計算の基礎となる同項第一号、第二号、第四号、第十号又は第十一号に掲げる取引

による収入金額は、当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引が外国航路における輸出貨物の運送であつたこと又は当該運送、修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供が対外支払手段を対価としてされたものであることについて、また、所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当する場合における当該年分に係る第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引による収入金額は、これらの号に規定する物品が輸出されたことについて、それぞれ大蔵省令で定めるところにより証明されたものによる収入金額に限るものとする。

4 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により必要な経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、当該申告書に当該金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

（輸出の証明がされない場合の総収入金額算入）
第二十二条 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し必要な経費に算入した金額がある場合において、これらの号に規定する物品のうちこれらの号に掲げる取引の行われた日からその日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引

に係る部分として政令で定めるところにより計算した金額は、当該翌年の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

2 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に關し必要な経費に算入した金額がある個人が所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当することとなる場合において、これらの号に掲げる物品のうちこれらの号に規定する取引の行われた日から同条第一項から第三項までの規定による申告書の提出期限までに当該物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、前項の規定にかかわらず、当該必要な経費に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引に係る部分として政令で定めるところにより計算した金額は、当該申告書に係る年分の事業所得の計算上、総収入金額に算入する。

（輸出取引となつた場合の特別控除）
第二十三条 青色申告書を提出する個人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に次に掲げる取引（輸出のための販売又は加工を除く。）を行つた場合において、当該取引について当該取引の行われた日の属する年の翌年十二月三十一日までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該取引を第二十一条第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして同項の

規定を適用する。この場合において当該証明が当該取引の行われた日の属する年分に係る確定申告書又は損失申告書の提出後にされたときは、所得税法第二十七条第六項の規定にかかわらず、その証明のされた日の属する年の翌年一月一日からこれらの申告書の提出期限までに、更正の請求をすることが出来る。

一 自己の製造した設備等若しくは第二十一条第一項第四号に規定する物品のその輸出を行う者又は輸出業者への販売
二 輸出業者の委託を受けてする物品の加工
三 陶磁器の上給付を行う者への自己の製造した陶磁器の素地の販売
四 製糸業者、紡績業者又は織物業者の委託を受けてする織維製品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工
五 輸出業者の委託を受けて物品の加工を行う者の委託を受けてする当該加工に係る物品についての捺染加工

2 前項に規定する取引の行われた日の属する年又はその翌年において所得税法第二十九条第一項又は第二項の規定に該当する場合における前項の規定による証明又は更正の請求の期限は、政令で定めるところによる。

3 第二十一条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「確定申告書等」とあるのは、「確定申告書等又は第二

十三条第一項の規定による請求書」と読み替へるものとする。

第四款 農業所得の免稅
(開墾地等の農業所得及び採掘所得の免稅)

第二十四条 個人が、昭和二十八年

一月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に所得稅法の施行地にある土地を開墾し、又は水面を埋立て、若しくは干拓して、その土地を昭和三十三年十二月三十一日までで当該個人(その相續人を含む)の耕作又は採掘(塩専売法(昭和二十四年法律第十二号)第一条第一項又は第二項に規定する塩又はかん水の採取をいう。以下この項において同じ)の用に供したときは、その者には、その耕作又は採掘の用に供した日の属する年及びその翌年から五年間は、当該土地における米、麦その他の政令で定める農産物の栽培又は採掘から生ずる所得に対する所得稅を免除する。

2 前項の規定は、確定申告書等に

同項の規定の適用を受けようとする旨及び当該所得の明細に関する事項の記載がない場合には、適用しない。

(土地改良事業施行地の後作所得の免稅)

第二十五条 個人が、土地改良法

(昭和二十四年法律第九十五号)に基き土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人(その相續人を含む)が昭和三十三年十二月三十一日までに水稻の後作として麦又は粟種の植付をした場合には、その者には、当該土地において当該土地改良事業の実施前三年

間に水稻の後作として麦又は粟種の植付がされていた場合で政令で定める場合に該当するものを除くほか、当該植付をした日の属する年及びその翌年から三年間は、当該土地における当該麦又は粟種の植付により生じた所得に対する所得稅を免除する。

2 前条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

第五款 その他の特例

(社会保険診療報酬の所得計算の特例)

第二十六条 医療又は歯科医療を営む個人が、各年において、次の各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合には、その年分の事業所得の計算上、当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として必要な経費に算入する金額は、所得稅法第十条第二項の規定にかかわらず、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする。

一 健康保險法(大正十一年法律

第七十号)、日雇労働者健康保險法(昭和二十八年法律第二百

七号)、国民健康保險法(昭和十三年法律第六十号)、船員保險法

(昭和十四年法律第七十三号)、

国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号)(防衛庁

職員給付法(昭和二十七年法律

第二百六十六号)第二十二條第

一項においてその例によるものと

される場合を含む。以下この

号において同じ)、公共企業体

職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)、市町村職員共済組合法(昭和二十九年法律第二百四十四号)、私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)、未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)

又は原子爆弾被爆者の医療等に

関する法律(昭和三十三年法律

第 号)の規定に基き療養の

給付(健康保險法、日雇労働者

健康保險法、船員保險法、国家

公務員共済組合法、公共企業体

職員等共済組合法、市町村職員

共済組合法又は私立学校教職員

共済組合法の規定によつて家族

療養費を支給し、負担し、又は

支払うべき被扶養者に係る療養

を含むものとする。)、助産の給

付、更生医療の給付、育成医療

の給付又は医療の給付

二 生活保護法(昭和二十五年法

律第四十四号)の規定に基き

医療扶助のための医療又は出産

扶助のための助産

三 精神衛生法(昭和二十五年法

律第二百二十三号)又は結核予防

法(昭和二十六年法律第九十六

号)の規定に基き医療

前項の規定は、確定申告書等に

同項の規定により所得の金額を計

算した旨の記載がない場合には、

適用しない。

(社会保険診療報酬の源泉徴収率の軽減)

第二十七条 前条第一項に規定する

個人が同項各号に掲げる給付又は

医療につき支払を受けるべき金額

に対する所得稅法第四十二條第二

項の規定の適用については、同項

に規定する百分の十の稅率は、百

分の五の稅率とする。

(重要外国技術の使用料について

の稅率の軽減)

第二十八条 非居住者又は所得稅法

の施行地に本店若しくは主たる事

務所を有しない法人が、重要外国

技術を提供することにより支払を

受ける使用料に対する同法第十七

條、第十八條第一項及び第二項並

びに第四十一條の規定の適用につ

いては、これらの規定に規定する

百分の二十の稅率は、百分の十の

稅率とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適

用を受けようとする者が、大蔵省

令で定めるところにより、その所

得の支払をする者の備え付ける帳

簿にその氏名又は名称、住所又は

本店若しくは主たる事務所の所在

地、同項に規定する重要外国技術

の使用契約に関する事項その他必

要な事項の登録を受けた場合にお

いて、その登録を受けている期間

に限り、適用する。

3 第一項に規定する重要外国技術

とは、同項に規定する者の有する

工業所有權その他の技術に関する

權利又は特別の技術による生産方

式及びこれに準ずるもの(これら

の權利に関する使用權を含む)の

うち日本經濟の健全な發展のため

に外国技術の導入を緊急に必要とする事業として政令で定めるものの用に直接供するもので所得稅法の施行地外で取得したもの(をい

ふ)。

第三節 給与所得

(国内に住しない特定居住者の

給与所得の收入金額の特例)

第二十九条 所得稅法の施行地に住

所を有しない居住者のうち次の各

号に規定する者の昭和三十一年か

ら昭和三十五年までの各年におけ

る同法の施行地における勤務によ

り支払を受ける当該各号に掲げる

給与所得については、同法の施行

地における支払による收入金額を

当該給与所得に係る收入金額とし

て、同法の規定を適用する。

一 日本經濟の健全な發展に資す

るものとして大蔵大臣の指定す

る事業を営む法人その他の団体

に勤務する者が、当該法人その

他の団体から支払を受ける給与

所得

二 學術の研究、教育の普及その

他公益を目的とする事業を行う

法人その他の団体で國際文化の

交流に資するものとして大蔵大

臣の指定するものに勤務する者

が、当該法人その他の団体から

支払を受ける給与所得

三 学校教育法(昭和二十二年法

律第二十六号)第一条に規定す

る大学又は高等學校(学校教育

法第九十八條の従前の規定によ

る大学、大学予科又は専門學校

を含む)の教員が、これらの學

校の教員として支払を受ける給

与所得

第一類第五号 大藏委員会議録第一

昭和三十一年三月八日

九

五 資産が土地収用法等の規定により取得された場合（第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む。）において、当該資産に因して有する所有権以外の権利が消滅し、補償金又は対価を取得するとき。

2 前項第一号、第四号又は第五号に規定する補償金の額は、名義がいくらであるかを問わず、資産の取用、買入、買取又は消滅の対価たる金額をいうものとし、取用、買入、買取又は消滅に際して交付を受ける移転料その他当該資産の取用、買入、買取又は消滅の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受ける資産の再評価に係る資産再評価法第四十七条第一項の規定による申告書に、第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載がない場合には、適用しない。（換地処分等の場合の譲渡所得等の計算上の再評価の特例）

第三十二条 資産再評価法第三条に規定する基準日において個人が有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する取用、買取、換地処分又は交換に係る従前の土地、土地の上に存する権利、立木又は森林等のうちこれらの号に規定する補償金又は清算金の額に対応する部分についてのみ譲渡があつたものとみなし、その譲渡があつたものとみなされた部分の土地、土地の上

に存する権利、立木又は森林等について前条の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「補償金又は対価」とあるのは、「補償金、対価又は清算金」とする。

一 土地、土地の上に存する権利又は立木につき土地収用法等の規定による取用があつた場合（前条第一項第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む。）において、土地、土地の上に存する権利又は立木とともに補償金又は対価を取得するとき。

二 土地又は土地の上に存する権利につき土地収用法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地収用事業又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分又は交換により清算金を取得するとき。

三 保安林整備臨時措置法第四条第一号又は第二号に掲げる森林等が国有林野と交換された場合において、当該交換により清算金を取得するとき。

（取用等に伴い土地等取得した場合の譲渡所得等の非課税）

第三十三条 個人の有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合（当該各号に規定する土地、土地の上に存する権利、立木又は森林等とともに補償金、対価又は清算金を取得する場合を含む。）には、政令で定めるところにより、当該各号に規定する取用、

買取、換地処分又は交換に係る従前の土地、土地の上に存する権利、立木又は森林等は、所得税法第九条第一項及び資産再評価法第九条の規定の適用については、当該補償金、対価又は清算金の額に対応する部分を除くほか、譲渡がなかつたものとみなす。

一 土地、土地の上に存する権利若しくは立木につき土地収用法等による取用があつた場合（第三十一条第一項第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む。）又は土地収用法による土地収用事業若しくは土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該取用、買取、土地収用事業又は土地改良事業に係る土地、土地の上に存する権利又は立木に換えて他の土地、土地の上に存する権利又は立木を取得するとき。

二 保安林整備臨時措置法第四条各号に掲げる森林等が国有林野と交換された場合において、当該森林等に換えて他の森林等を取得するとき。

（取用等により譲渡した財産に換えて取得した財産の取得価額等）

第三十四条 前条の規定の適用を受けた個人が、同条に規定する取用、買取、換地処分若しくは交換により取得した財産を譲渡し、若しくは遺贈（包括遺贈及び相続人に対する特定遺贈を除く。以下第三十九条までにおいて同じ。）若しくは贈与の目的とした場合において、山林所得若しくは譲渡所得を

計算するとき、又は当該財産について資産再評価法第九条の規定により再評価を行うときは、政令で定めるところにより、当該取用、買取、換地処分又は交換により譲渡した財産のうち前条の規定により譲渡がなかつたものとみなされた部分の取得の時期及び取得価額を、当該譲渡し、又は遺贈若しくは贈与の目的とした財産の取得の時期及び取得価額とみなす。

第三款 居住用財産等の買換の場合の譲渡所得の課税の特例

（居住用財産等の買換の場合の譲渡所得の金額の計算）

第三十五条 個人が、居住用財産、耕作用地又は採掘用地を譲渡し、当該譲渡の日前一年の期間又は当該譲渡の日から起算する年の十二月三十一日までに当該個人の居住、耕作又は採掘の用に供するこれらの財産で所得税法の施行地にあるものを取得し、当該取得の日から一年以内にこれらの用に供した場合（当該期間内にその者のこれらの用に供さなかつた場合を除く。）又は供する見込である場合には、政令で定めるところにより、その譲渡したこれらの財産の譲渡による譲渡所得の金額は、次の各号に規定する場合に依り、当該各号に定めるところによる。

一 当該譲渡に係る財産の譲渡による収入金額が当該取得に係る財産の取得価額をこえる場合には、当該譲渡に係る財産のうちそのこえる金額に相当する部分

の譲渡があつたものとして政令で定めるところにより計算した金額とする。

二 当該譲渡に係る財産の譲渡による収入金額が当該取得に係る財産の取得価額に等しい場合又はその取得価額に満たない場合には、ないものとする。

2 前項の規定は、個人が、その有する同項に規定する財産を譲渡し、その譲渡の日から起算する年の翌年で当該譲渡の日から一年以内に当該個人の居住、耕作又は採掘の用に供する当該財産で所得税法の施行地にあるものを取得し、かつ、当該取得の日から一年以内にこれらの用に供する見込である場合において、大蔵省令で定めるところにより納税地の所轄税務署長の承認を受けたときについて準用する。この場合において、同項各号中「取得価額」とあるのは、「税務署長の承認を受けた取得価額の見積額」と読み替へるものとする。

3 前二項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする者の第一項に規定する財産を譲渡した日の属する年分の確定申告書等に、これらの規定の適用を受けようとする旨並びに譲渡した当該財産の譲渡価額、取得し、又は取得しようとする当該財産の明細及びその取得価額又はその見積額その他大蔵省令で定める事項の記載がない場合には、適用しない。

4 第一項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住用財産 居住の用に供する家屋、当該家屋の敷地に供される土地及び当該土地の上に存する権利をいう。

二 耕作用財産 耕作の用に供する土地及び当該土地の上に存する耕作に関する権利をいう。

三 採掘用財産 塩田、塩田の上に存する採掘に関する権利及び塩田の附属設備で大蔵省令で定めるものをいう。

(居住用財産等)を取得した場合の更正の請求、修正申告等

第三十六条 個人が、前条第一項に規定する居住用財産、耕作用財産又は採掘用財産を譲渡し、その譲渡の日から一年以内で当該譲渡の日から一年以内に当該個人の居住、耕作又は採掘の用に供するこれらの財産で所得税法の施行地にあるものを取得し、その取得の日から一年以内にこれらの用に供した場合(当該期間内にその者のこれらの用に供さなくなつた場合を除く)において、当該譲渡のあつた日の属する年分の所得税の額が当該譲渡したこれらの財産について同項の規定を適用して計算した場合の所得税の額に比して過大となつたときは、同条第二項の規定の適用があつた場合を除くほか、当該個人は、当該財産をこれらの用に供することとなつた日から四月以内に、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができる。

2 前条第一項の規定の適用を受けた者は、同項に規定する財産を取得した日から一年以内に、当該財産

をその居住、耕作若しくは採掘の用に供しない場合又はこれらの用に供さなくなつた場合には、これらの事由に該当することとなつた日から四月以内に修正申告書を提出しなければならない。

3 前条第二項の規定の適用を受けた者は、次の各号の一に該当する場合には、第一号に該当する場合で過大となつた場合に於ては、当該財産を取得した日から四月以内に更正の請求をすることができるものとし、同号に該当する場合で不足額を生ずることとなつた場合又は第二号に該当する場合に於ては、当該財産を取得した日又は第二号の事由が生じた日から四月以内に修正申告書を提出しなければならないものとする。

一 前条第一項に規定する財産を取得した場合において、その取得価額が同条第二項に規定する税務署長の承認を受けた取得価額の見積額に対して過不足額があるとき。

二 前条第一項に規定する財産を同項に規定する期間内に、取得せず、その者の居住、耕作若しくは採掘の用に供せず、又はこれらの用に供さなくなつたとき。

4 第二項若しくは前項第二号の規定に該当する場合又は同項第一号に規定する不足額を生ずることとなつた場合において、修正申告書の提出がないときは、納税地の所轄税務署長は、所得税法第四十四条の規定により所得金額及び所得税額を更正する。

(買換に係る居住用財産等の譲渡の場合の取得価額の計算)

第三十七条 第三十五条第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定の適用を受け、譲渡所得の計算について特例を認められた者(前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書を提出し、又は同条第四項の規定による更生を受けたため、当該特例を認められないこととなつた者を除く)が、当該特例を認められる原因となつた第三十五条第一項若しくは第二項又は前条第一項に規定するその者の取得した財産(以下この条において「取得財産」という)について所得税法第十条第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は当該取得の日以後当該財産の譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において譲渡所得を計算するときは、政令で定めるところにより、当該特例を認められたこれらの規定に規定するその者が譲渡した財産(以下この条において「譲渡財産」という)の取得の時期をその譲渡、遺贈又は贈与があつた取場財産の取得の時期とし、その取得価額は、次の各号に掲げる金額(譲渡財産の譲渡に関する経費があるときは、政令で定めるところにより計算した当該経費の金額を加算した金額)とする。

一 譲渡財産の譲渡による収入金額が取得財産の取得価額をこえる場合には、譲渡財産の取得価額のうちそのこえる金額に対応する部分以外の部分の金額として

政令で定めるところにより計算した金額

二 譲渡財産の譲渡による収入金額が取得財産の取得価額に等しい場合には、譲渡財産の取得価額に相当する金額

三 譲渡財産の譲渡による収入金額が取得財産の取得価額に満たない場合には、譲渡財産の取得価額にその満たない金額を加算した金額に相当する金額

(居住用財産等の交換の場合の譲渡所得の非課税)

第三十八条 個人が、所得税法の施行地にある第三十五条第一項に規定する居住用財産、耕作用財産又は採掘用財産を同種の他のこれらの財産と交換した場合において、当該交換により金銭その他当該居住用財産、耕作用財産又は採掘用財産以外の財産の授受が行われなかつたときは、同項の規定を適用せず、所得税法第九条第一項第八号又は資産再評価法第八条第二項若しくは第九条の規定の適用については、当該居住用財産、耕作用財産又は採掘用財産の譲渡がなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた交換により取得した居住用財産、耕作用財産若しくは採掘用財産について所得税法第十条第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は当該交換後これらの財産の譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合には、当該交換後これらの財産の譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において譲渡所得を計算するときは、若しくは資産再評価法第八条第二項若しくは第九条に規定する再評価を行うときは、これらの

財産と交換した財産の取得の時期及び取得価額(当該交換に関する経費があるときは、当該経費の金額を加算した金額)をその取得の時期及び取得価額とみなす。

(国有機械等との交換の場合の譲渡所得の非課税)

第三十九条 個人がその機械又は器具を国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第九条第一項の規定により国の所有する機械又は器具と交換した場合に、所得税法第九条第一項第八号の規定の適用については、当該機械又は器具の譲渡がなかつたものとみなす。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換により取得した機械若しくは器具について所得税法第十条第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は当該機械若しくは器具の譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において譲渡所得を計算するときに適用する。この場合において、当該交換に際して当該交換により譲渡した機械又は器具のほか、金銭その他の財産を提供したときは、当該交換により取得した機械又は器具の取得価額は、当該交換の時に於いて、当該金銭その他の財産の価額に相当する金額の増額がされたものとみなす。

第四款 その他の特例

(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第四十条 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第五条の二第一

項に規定する所得税の額を算出するに当たっては、当該財産の取得の時期及び取得価額(当該交換に関する経費があるときは、当該経費の金額を加算した金額)をその取得の時期及び取得価額とみなす。

(国有機械等との交換の場合の譲渡所得の非課税)

第三十九条 個人がその機械又は器具を国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第九条第一項の規定により国の所有する機械又は器具と交換した場合に、所得税法第九条第一項第八号の規定の適用については、当該機械又は器具の譲渡がなかつたものとみなす。

2 前条第二項の規定は、前項の規定の適用を受けた交換により取得した機械若しくは器具について所得税法第十条第二項の規定により減価償却費の額を計算する場合又は当該機械若しくは器具の譲渡、遺贈若しくは贈与があつた場合において譲渡所得を計算するときに適用する。この場合において、当該交換に際して当該交換により譲渡した機械又は器具のほか、金銭その他の財産を提供したときは、当該交換により取得した機械又は器具の取得価額は、当該交換の時に於いて、当該金銭その他の財産の価額に相当する金額の増額がされたものとみなす。

第四款 その他の特例

項並びに資産再評価法第八條第二項及び第九條の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人その他の公益を目的とする事業を営む法人に対する財産の贈与又は遺贈（当該法人を設立するためとする財産の提供を含む。以下この条において同じ。）で政令で定めるところにより大蔵大臣の承認を受けたものについても、また同様とする。

2 前項後段の規定の適用を受けて贈与又は遺贈があつた場合において、当該贈与又は遺贈のあつた後、当該贈与若しくは遺贈を受けた法人が同項に規定する政令で定めるものに該当しないこととなつた場合又は当該贈与若しくは遺贈に係る財産が当該財産を受けた法人の目的とする事業の用に供されないこととなつたときは、大蔵大臣は、その承認を取り消すことができる。この場合には、その承認が取り消された時において、政令で定めるところにより、同項に規定する贈与又は遺贈があつたものとみなす。

（物納による譲渡所得等の非課税）
第四十一条 個人がその財産を相続税法の規定により物納した場合に、所得税法第九條第一項第七号又は第八号の規定の適用については、当該財産の譲渡がなかつたものとみなす。

第三章 法人税法の特例
第一節 減価償却の特例
（重要機械等の三年間五割増償却）
第四十二条 法人（法人税法第一條

第二項に規定する人格のない社団等で同法の適用を受けるものを含む。以下この章において同じ。）で青色申告書を提出するものが、第十條第一項に規定する政令で定める機械その他の設備及び船舶（以下この条において「重要機械等」という。）につき同項に規定する政令で定める期間内に、重要機械等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は重要機械等を製作して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該重要機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、その用に供した日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該重要機械等の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2 前項の規定の適用については、法人税法及び同法に基く命令に定める償却不足額は、法人の各事業年度開始の日前三年以内に開始した事業年度（当該各事業年度まで連続して青色申告書を提出している場合に係る事業年度に限る。）において当該重要機械等についてした償却の額が同項の規定により計算した償却範囲額（この項の規定による償却不足額があるときは、

当該償却不足額を加算する前の金額）に達しない場合のその差額の合計額のうちにその償却不足額を生じた事業年度の翌事業年度から当該事業年度の直前の事業年度までの所得の計算上、総益金から控除されなかつた金額とする。

3 第一項の規定は、確定申告書等に同項に規定する償却範囲額の計算に関する明細書の添附がない場合には、適用しない。

（合理化機械等の初年度二分の一償却）
第四十三条 青色申告書を提出する法人で企業合理化促進法第六條に規定する政令で定める重要産業に属する事業を営むものが、第十一條第一項に規定する政令で定める機械その他の設備（以下この条において「合理化機械等」という。）につき同項に規定する政令で定める期間内に、合理化機械等でその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は合理化機械等を製作して、これを当該法人の当該事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該合理化機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該合理化機械等の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

2 前条第一項の規定は、合理化機械等については適用しない。

3 前条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

（試験研究用機械設備等の特別償却）
第四十四条 企業合理化促進法第三條に規定する試験研究を行う法人が、同法第四條第一項の規定による承認を受けた場合において、その承認を受けた日から一年以内

に、その承認を受けた機械設備等取得し、又は製作して、その承認を受けた試験研究の用に供したときは、その用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の当該機械設備等の償却範囲額は、法人税法及び同法に基く命令の規定にかかわらず、その用に供している期間に限り、当該機械設備等取得し、又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該事業年度の月数のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。

2 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。

3 第四十二条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

（協同事業用機械等の三年間五割増償却）
第四十五条 青色申告書を提出する農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合（企業組合を除く）、漁業組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合（法人税法第九條第六項の規

定の適用を受けない森林組合を除く。以下第五十九條第一項において同じ。）及び森林組合連合会が、昭和三十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に、協同事業の経営の合理化に資する機械その他の設備で政令で定めるもの（以下この項において「協同事業用機械等」という。）のうちその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は協同事業用機械等を製作して、これを当該法人の事業の用に供した場合に、その用に供した日以後三年以内の日を含む各事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、その用に供した日以後三年間を限り、これらの規定により計算される当該協同事業用機械等の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

2 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

（新築貸家住宅の増価償却）
第四十六条 法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、法人税法の施行地において、新築した貸家住宅

第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

第四十七條 法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に、その有する総トン数百トン未満の漁船につき漁船損害補償法第三条に規定する満期保険の保険料を支払つた場合に

2 第四十二條第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。

法人で鋳業を営むものが、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間（以下この条において「指定期間」という。）に、第十五条第一項に規定する政令で定める探鋳用機械設備を取得

の用に供した目を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該採鉱用機械設備の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該採鉱用機械設備の取得価額の百分の九十に

2 前項に規定する法人が、指定期間内に、新鉱床の探鉱のために支出した金額（当該金額を支出した日を含む事業年度終了の日までに探鉱を打ち切り、かつ、その探鉱により探掘可能な鉱量を発見する

3 青色申告書を提出する法人で金属鉱業（硫黄鉱業を含む）のうち政令で定めるもの（以下この項に

各事業年度において、第一項に規定する探鉱用機械設備のうち金属鉱業等に係るものの取得又は新鉱床（金属鉱業等に係るものに限る。以下この項において同じ。）の探鉱若しくは新鉱床の鉱業権の購入の

う)で当該事業年度の指定期間内の支出に係るものが基準年度の探鉱費額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額をこえる場合には、当該法人の法人税法及び同法

に基く命令の規定により計算される当該事業年度の期間のうち指定期間の金銭的業務に係る鉱業権の償却範囲額は、これらの規定にかかわらず、当該償却範囲額とそのこえる金額との合計額（当該合計額

4 前項に規定する基準年度の探鉱費額とは、同項に規定する法人が昭和三十三年四月一日を含む事業

飲費総額の合計額を当該各事業年度の月数の合計で除して計算した金額に十二を乗じて計算した金額をいう。

５ 前三項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じ

項の基準年度の探鉱費額の計算に
関し必要な事項は、政令で定める。

7 第四十二条第三項の規定は、第
一項又は第三項の規定を適用する

に同項に規定する支出金額の損金算入に關する申告の記載がない場合には、適用しない。

(鉱業用坑道等の特別償却)

第四十九条、青色申告書を提出する法人で鉱業を営むものが、昭和三

十二年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までの間に、採掘場所の深部移行又は坑内条件の悪化に対処しその生産を維持するために必要な次に掲げる資産で政令で定めるものを取得し、又は製作し

二 坑内において施設される軌条、動力線、排水管その他の機

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、坑外から掘さくされる通気坑道又は排水坑道で政令で定めるものを取得してこれを及び運搬具並びに工具、器具及び備品

業年度以後の各事業年度（当該通
気坑道又は排水坑道について第四
十二条第一項又は第四十三条第一
項の規定の適用を受ける事業年度

該通気坑道又は排水坑道の償却範圍額は、これらの規定にかかわらず、政令で定める年数をその耐用年数として定額法により計算した額（これらの規定に定める償却不

足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を加算した金額)とすることができる。

3 前条第八項の規定は、第一項の規定を適用する場合について、第四十二条第三項の規定は、第二項

の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

(造林費の特別償却)

第五十條 青色申告書を提出する法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十六年十二月三十一日までとの間に、天然林を人工林（植栽又は播種によつて育成する森林をいう。）に転換するため、又は原野に造林を行うために必要な地ごしらえ若しくは治山の工事をし、又は造林のために使用される歩道を設けた場合には、これらの工事をした日を含む事業年度及びその翌事業年度以後の各事業年度において、これらの工事のために支出した金額につき政令で定めるところにより固定資産の償却額の計算に準じて計算した金額以下の金額で当該法人が損金に算入したものは、これらの事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項に規定する地ごしらえ及び
治山の工事並びに歩道の範囲は、
政令で定める。

3 第四十八条第八項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

(海外支店用設備等の特別償却)

第五十一条 青色中告書を提出する法人で第十七条第一項に規定する事業を営むものが、昭和二十八年八月一日以後最初に終了する事業年度開始の日から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日までの間に、法人税法の施行地外に事業所を設け、同項に規定する政令で定める機械及び装置、車両及び運搬具その他

の資産（以下この項において「海外支店用設備」という。）を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該海外支店用設備の償却額額は、これらの規定にかかわらず、当該海外支店用設備の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

2 前項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所に係る建物（その附属設備を含む。以下この項において同じ。）及び構築物を取得して、これを当該事業所の事業の用に供した場合には、その用に供した日以後五年以内の日を含む各事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額は、その用に供した日以後五年間を限り、これらの規定により計算される当該建物及び構築物の償却範囲額（これらの規定に定める償却不足額があるときは、当該償却不足額に相当する金額を控除した金額）の百分の百五十に相当する金額（その控除した償却不足額に相当する金額があるときは、当該金額を加算した金額）とする。

3 第一項に規定する法人が、同項に規定する期間内に、同項に規定する事業所の用に供する土地又は家屋を賃借するため権利金を支出した場合において、その支出した金額に満たない金額を当該権利金金額に満たない金額として財産目録に記載

したときは、その支出した金額と財産目録に記載された価額との差額に相当する金額は、その支出金額の二分の一に相当する金額を限度として、その支出の日を含む事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

4 第四十二条第二項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「三年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

5 第四十二條第三項の規定は、第一項及び第二項の規定を適用する場合について、第四十八條第八項の規定は、第三項の規定を適用する場合について、それぞれ準用する。

第五十二条 青色申告書を提出する法人が、重油ボイラーの設置の制限等に関する臨時措置に関する法律第四条の規定による指定に基

て、昭和三十三年三月三十一日まで、同法第二条に規定する重油ボイラーを当該重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合には、その改造のために支出した金額の

うち当該法人がその支出の目を含む事業年度の費用として損金に算入した金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 第四十八条第八項の規定は、前

第二節 準備金

(価格変動準備金勘定への繰入金
額の損金算入)

第五十三條 青色申告書を提出する法人が、各事業年度（解散又は合

併により消滅した法人の解散又は合併の日を含む事業年度及び清算年度の各事業年度を除く。）において、法人税法第九条の七に規定するたな卸をすべき資産（有価証券を除く。以下この条において「たな卸資産」という。）又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項及び第二項に規定する有価証券（以下この条において「有価証券」という。）の価格の低落による損失に備えるため、その有するたな卸資産又は有価証券の評価方法の区分に従い次の各号に定めるところにより計算した金額の合計額（当該合計額が当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額をこえるときは、当該金額。以下この条において「繰入限度額」という。）以下の金額を価格変動準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をした事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 後入先出法による原価法又は後入先出法により算出した取得価額を基礎とする低価法により評価されるたな卸資産及びたな卸をすべき有価証券については、次のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ 当該事業年度終了の日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額が同日における当該たな卸資産の価額の百分の九十二に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

ロ 当該事業年度終了の日におけるたな卸をすべき有価証券

の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額（証券取引所に上場されているものについては、証券取引法第二百二十二条第三項の規定により公表された同日前一月間の毎日の最終価格の平均額。以下この項において同じ。）の百分の九十六（株式については、百分の九十二）に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

二 前号に規定する方法以外の評価方法により評価されるたな卸資産及びたな卸をすべき有価証券については、次のイ及びロに掲げる金額の合計額

イ 当該事業年度終了の日におけるたな卸資産の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該たな卸資産の価額の合計額のうちのいずれか少ない金額の百分の九十二に相当する金額を控除した金額

口 当該事業年度終了の日におけるたな卸をすべき有価証券の帳簿価額の合計額から当該合計額又は同日における当該有価証券の価額の合計額のうちいずれか少ない金額の百分の九十六（株式については、百

分の九十二)に相当する金額を控除した金額

三 たな卸をすべき有価証券以外の有価証券については、当該事業年度終了の日における有価証券の帳簿価額の合計額が同日における当該有価証券の価額の百分の九十六(株式については、

百分の九十二に相当する金額の合計額をこえる場合のそのこえる金額

2 前項第一号イ又は第二号イに掲げる金額は、当該たな卸資産を政令で定める事業の種類ごとに区分し、又は更に商品若しくは製品、半製品若しくは仕掛品、主要原材料、補助原材料その他のたな卸資産に区分して計算することができ、そのものとし、同項第一号ロ、第二号ロ又は第三号に掲げる金額は、当該有価証券を株式と株式以外の有価証券とに区分して計算するものとする。

3 第一項の規定により法人税法の所得の計算上損金に算入された価格変動準備金勘定の金額は、その翌事業年度の同法の規定による所得の計算上、益金に算入する。

4 第一項の規定は、確定申告書等に価格変動準備金勘定に繰り入れた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその事業年度の繰入限度額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

(輸出損失準備金勘定への繰入金額の損金算入)

第五十四条 青色申告書を提出する法人で貿易業を営むものが、第二十条第一項に規定する政令で定める事由による損失に備えるため、昭和二十八年八月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度までの各事業年度において、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からそ

の事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額(その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額)の千分の五に相当する金額と貿易業に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の三十五に相当する金額とのいずれか少い金額以下の金額を輸出損失準備金勘定に繰り入れたときは、当該繰入金額は、当該繰入をした事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

2 前項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人のその事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額(その日までに次項の規定により益金に算入すべきであつた金額又は前事業年度終了の日までにこの項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、これらの金額を控除した金額)が、当該事業年度中に成立した輸出契約の契約高の合計額からその事業年度中に取り消された輸出契約の契約高の合計額を控除した金額に十二を乗じ当該事業年度の月数で除して計算した金額(その金額が当該事業年度終了の日において存する輸出契約の契約高の合計額に満たない場合には、当該合計額)の千分の十に相当する金額(当該金額が当該事業年度終了の日における資本又は出資の金額、資本積立金額及び再評価積立金額並びに当該事業年度開始の日における積立金額の合計額をこ

える場合には、当該合計額に相当する金額)をこえるときは、そのこえる金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

3 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人について同項に規定する損失が生じた場合又は当該法人が当該輸出損失準備金勘定の金額を当該損失をうめる目的以外の目的に支出し、青色申告書の提出の承認を取り消され、その提出をやめ、若しくは解散した場合(合併により解散した場合を除く)には、政令で定めるところにより、当該輸出損失準備金勘定の金額の全部又は一部を、これらの事由の生じた日以後二年以内の日を含む事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

4 第一項に規定する輸出損失準備金勘定を設けている法人の昭和三十三年八月一日を含む事業年度の直前の事業年度終了の日における輸出損失準備金勘定の金額(その日までに前二項の規定により益金に算入すべきであつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額)は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

5 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

6 前条第四項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第三節 輸出所得の課税の特例

(輸出所得の特別控除)
第五十五条 青色申告書を提出する

法人の昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日まで期間における次に掲げる取引については、その各事業年度中の当該取引による収入金額の百分の三(第一号に掲げる取引については収入金額の百分の一とし、第二号及び第三号に掲げる取引については収入金額の百分の五とする)に相当する金額と当該取引に係る当該事業年度の所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の八十に相当する金額とのいずれか少い金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

一 他から購入した物品の輸出(対価の支払が日本国と外国との間に締結された賠償に関する条約に基づき日本国政府又は外国政府によりされるものを除く。以下第五十七条までにおいて同じ。)

二 当該法人の製造した設備等の輸出

三 当該法人の製造した設備等の輸出のためにする輸出を行う者への販売(当該輸出を行う者に対する物品の販売を業とする者への販売を含む。以下第五十七条までにおいて同じ。)

四 当該法人の製造、採掘、採取、栽培、養殖その他これらに準ずる行為により取得した物品(設備等を除く)の輸出
五 前号に規定する物品の輸出のためにする輸出を行う者への販売

六 輸出業者(他から購入した物品の販売を主たる業とする者で常時物品の輸出を行うものをいう。以下この条及び第五十七条において同じ)の委託を受けて行う当該輸出業者の輸出のための物品の加工又は当該加工の対象となつた第四号に規定する物品の当該輸出業者への販売

七 陶磁器の輸出のためにする上絵付を行う者への当該法人の製造した陶磁器の素地の販売
八 製糸業者、紡績業者又は織物業者(織物の販売を業とする者で他の者に原料等を供給して織物の製造を委託するものを除く。以下この条及び第五十七条において同じ)の製造する繊維製品に係るこれらの者の委託を受けて行つた輸出のための製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工

九 第六号に規定する加工を行う者の委託を受けて行つた当該加工に係る物品の染整加工
十 外国航路において行つた輸出貨物の運送

十一 対外支払手段(第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ)を対価として行つた運送(前号に掲げる運送を除く)、修理、加工、建設費又は工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの(これらの権利に関する使用権を含む)若しくは著作権(映画フィルム

上映権を含むの譲渡若しくは提供

2 前項第三号から第四号までに規定する設備等とは、次の各号に掲げる物品でその輸出契約の契約金額が千円をこえる場合における当該物品をいう。

一 一の鉱工業生産設備、発電及び変電設備、ガス貯蔵及び供給設備（導管を除く）、石油貯蔵設備、建設用機械設備、農業用機械設備、蒸気発生設備、通信用機械設備又は荷役設備の全部又は一部を構成する機械又は装置

二 建物用、橋りょう用又は鉄塔用の鉄骨（一の輸出契約に係るものを組み立てることにより建物用若しくは橋りょう用の鉄骨構造物又は鉄塔の全部又は大部分を構成することとなるものに限り）、発電用水圧鉄管、油井管及び送油管、鉄道用又は軌道用の軌条、送電用の裸より線、送電用又は通信用のケーブル並びに送電用特別高圧端子

三 船舶、航空機、鉄道用、軌道用若しくは産業用の車両、鉄道用若しくは軌道用の車両の輪軸又は自動車（自動二輪車及び自動三輪車を除く）

3 次の各号に規定する取引が行われた場合には、第一項の規定により損金に算入する金額の計算の基礎となる当該取引による収入金額は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる金額によるものとする。

一 輸出業者が第一項第二号又は第四号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての加工が他の者に委託されたものであるとき、又はその加工の対象となつた物品が他の者から購入されたものであるときは、当該取引による収入金額から当該委託又は購入によりこれらの者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

二 陶磁器の上絵付を行う者が第一項第四号又は第五号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る陶磁器が他の者から購入した陶磁器の素地に上絵付をしたものであるときは、当該取引による収入金額から当該購入によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

三 製糸業者、紡績業者又は織物業者が第一項第四号又は第五号に掲げる取引をした場合において、当該取引に係る物品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

四 第一項第六号に規定する加工を行う者が当該加工を行つた場合において、当該取引に係る物品についての捺染加工が他の者に委託されたものであるときは、当該取引による収入金額からその委託によりその者に支払う金額に相当する金額を控除した金額

五 建設業者が対外支払手段を対価として建設請負を行つた場合において、当該建設請負に係る材料代、人夫賃等を対外支払手段により支出したときは、当該取引による収入金額から当該対外支払手段により支出した金額に相当する金額を控除した金額

六 第一項の規定により損金に算入する金額の計算の基礎となる同項第一号、第二号、第四号、第十号又は第十一号に掲げる取引による収入金額は、当該取引に係る物品が輸出されたこと、当該取引が外国航路における輸出貨物の運送であつたこと又は当該運送、修理、加工、建設請負、譲渡若しくは提供が対外支払手段を対価としてされたものであることについて、大蔵省令で定めるところにより証明されたものによる収入金額に限るものとする。

7 第一項の規定は、確定申告書等に同項の規定により損金に算入される金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金に算入される金額の計算に関する明細書の添附がある場合に限り、適用する。

8 第一項の規定の適用を受けた法人の同項の規定により損金に算入された金額は、法人税法第十六条第一項の規定の適用については、所得の金額に含まれるものとし、同法第十七条の第二項の規定の適用については、所得の金額に含まれないものとする。

（輸出の証明がされない場合の益金算入）

第五十六条 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に関し損金に算入した金額がある場合において、これらの号に規定する物品のうちこれらの号に掲げる取引が行われた日以後一年を経過した日を含む事業年度終了の日までの間に当該物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、当該損金に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引に係る部分として政令で定めるところにより計算した金額は、当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

2 前条第一項の規定により同項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引に関し損金に算入した金額がある法人が前項に規定する期間内に解散し、又は合併により消滅した場合において、解散した場合にあつては同項に規定する事業年度終了の日（その日までに残余財産が確定した場合に於ては、その確定の日）までに、合併により消滅した場合にあつてはこれらの号に掲げる取引が行われた日以後一年を経過した日を含む合併法人の事業年度終了の日までに、当該取引に係る物品が輸出されたことについて大蔵省令で定める証明がされないものがあるときは、同項の規定にかかわらず、当該損金に算入した金額のうち当該証明がされなかつた物品の取引に係る部分と

して政令で定めるところにより計算した金額は、当該解散の日を含む事業年度又は合併法人の当該事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

（輸出取引となつた場合の特別控除）

第五十七条 青色申告書を提出する法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に次に掲げる取引（輸出のための販売又は加工を除く）を行つた場合において、当該取引について当該取引が行われた日以後一年を経過した日を含む事業年度終了の日までに大蔵省令で定める証明を受けたときは、当該取引を第五十五号第一項第三号又は第五号から第九号までに掲げる取引とみなして同項の規定を適用する。

この場合において、当該証明が当該取引が行われた日を含む事業年度分の法人税に係る法人税法第十八条から第二十一条までの規定による申告書の提出期限後にされたときは、当該取引が行われた事業年度分の確定申告書等に記載された課税標準又は法人税額について、これらの額の更正の請求をすることが出来る。

一 当該法人の製造した第五十五条第一項第二号若しくは第三号に規定する設備等又は同項第四号に規定する物品のその輸出を行う者又は輸出業者への販売
二 輸出業者の委託を受けてする物品の加工
三 陶磁器の上絵付を行う者への当該法人の製造した陶磁器の素地の販売

四 製糸業者、紡績業者又は織物業者の委託を受けてする繊維製品についての製織加工、メリヤス加工、染色加工又は整理加工
五 輸出入業者の委託を受けて物品の加工を行う者の委託を受けてする当該加工に係る物品についての採染加工

2 前項後段の規定による更正の請求書は、法人税法の適用については、同法第二十四条の規定による修正申告書とみなす。

3 第五十五条第五項及び第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「確定申告書等」とあるのは、「確定申告書等又は第五十七条第一項の規定による請求書」と読み替えるものとする。

第四節 協同組合の課税の特例

(非出資組合の非課税)

第五十八条 非出資組合である農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会については、昭和三十一年四月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度までの各事業年度において、各事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

(再建整備を行う協同組合の留保所得の非課税)
第五十九条 各事業年度開始の日において、農林漁業組合再建整備法(昭和二十六年法律第四十号)に基く再建整備又は農林漁業組合連

合会整備促進法(昭和二十八年法律第九十号)に基く整備を行っている出資組合である農林漁業組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。が、昭和三十一年四月一日以後最初に終了する事業年度から農林漁業組合再建整備法第四

条に規定する条件をみたした日又は農林漁業組合連合会整備促進法第四条に規定する条件をみたした日(当該農林漁業組合が再建整備と整備とをあわせて行っている場合には、これらの日のうちいずれか遅い日。以下この条において「整備終了の日」という。)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した金額(当該事業年度終了の日における積立金額(当該事業年度において留保した金額を含む。以下第六十一条までにおいて同じ。))が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く。については、当該事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

2 前項の規定の適用を受ける農業協同組合連合会、森林組合連合会又は漁業協同組合連合会(以下この項において「連合会」という。)の直接又は間接の構成員たる出資組合である農林漁業組合が、昭和三十

二年四月一日以後最初に終了する事業年度から当該連合会の整備終了の日(当該農林漁業組合が前項の規定の適用を受ける二以上の連合会の直接又は間接の構成員となつていない場合には、これらの連合会の整備終了の日のうち最も遅い日とし、また、当該農林漁業組合が同項の規定の適用を受ける場合において当該連合会の整備終了の日又は当該連合会が当該農林漁業組合の同項に規定する整備終了の日とする。)を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額(当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く。))については、当該事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

3 前二項の規定の適用を受けた法人については、当該法人のこれらの規定の適用を受けた事業年度の翌事業年度開始の日から三年以内

に開始する各事業年度における配当、賞与その他剰余金の処分により支出した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうちこれらの規定の適用を受けた留保金額からなる部分の金額として政令で定める金額は、当該剰余金の処分に係る事業年度の所得の計算上、益金に算入する。

(事業協同組合等の留保所得の非課税)
第六十条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十二号)の規定による事業協同組合又は協同組合連合会(中小企業等協同組合法第九條の九第一項第一号に掲げる事業を行う協同組合連合会を除く。以下この各号のいずれにも該当するものが、第二号に規定する確認を受けた日を含む事業年度から同号に規定する整備計画が完了することとなつていない日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額(当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く。))については、当該事業年度の所得に対する法人税は、課さない。

一 当該事業協同組合又は協同組合連合会の昭和三十一年四月一日における有形固定資産及び無形固定資産並びに貸付金(弁済期が昭和三十一年四月一日以後であるものに限り)の帳簿価額の合計額が昭和三十一年四月一日における出資総額、資本積立金額、再評価積立金額及び積立金額並びに借入金(弁済期が昭和三十一年四月一日以後であるものに限る。)の金額の合計額(昭和三十

和三十年四月一日において繰越欠損金があるときは、その繰越欠損金の額を控除した金額)をこえること。

二 当該事業協同組合又は協同組合連合会が、企業合理化促進法第十二条の規定による勧告に基いて前号の超過額を昭和三十三年三月三十一日までに解消するための整備計画を樹立し、及び昭和三十一年六月三十日までにその整備計画が当該勧告の旨を達成するために必要かつ適当であることについて当該勧告をした者の確認を受けたものであること。

2 前条第三項の規定は、前項本文の規定の適用を受けて留保した金額について準用する。

(消費生活協同組合等の留保所得の非課税)
第六十一条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会が、昭和三十一年四月一日以後最初に終了する事業年度から昭和三十三年三月三十一日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額(当該事業年度終了の日における積立金額が同日における出資総額の四分の一に相当する金額をこえる場合には、当該事業年度の所得から留保した金額のうちそのこえる金額に相当する金額を除く。))については、当該各事業年度の所得に対する法人税は、課さない。ただし、当該事業年度においてその組合員その他政令で定める者以外の者にその事業を

第一類第五号 大蔵委員会議録第十号 昭和三十一年三月八日

利用させた場合には、この限りでない。

2 第五十九条第三項の規定は、前項本文の規定の適用を受けて留保した金額について準用する。

第五節 交際費等の課税の特例

(交際費等の損金不算入)

第六十二条 法人が昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(清算中の事業年度を除く)において支出した交際費等の額が、基準年度の交際費額に当該事業年度の月数に乗じてこれを十二で除して計算した金額の百分の六十に相当する金額(次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に掲げる金額)をこえるときは、そのこえる部分の金額は、当該事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

一 基準年度の交際費額がない場合(次号に掲げる場合を除く)又は当該百分の六十に相当する金額が当該法人の営む主たる事業の区分及び取引金額に応じて政令で定める金額に満たない場合 当該政令で定める金額

二 基準年度の交際費額がなく、かつ、当該法人の当該事業年度がその設立の日を含む事業年度から最初の前号に規定する政令で定める金額を生じた日を含む事業年度までの各事業年度に該当する場合 前号に規定する政令で定める金額と当該法人の当該事業年度終了の日における資本の金額、出資金額又は基金の

額、資本積立金額及び再評価額立金額の合計額に政令で定める割合を乗じて計算した金額とのいずれが多い金額

2 前項の規定は、同項に規定する各事業年度終了の日における資本又は出資の金額が千万円に満たない法人及び政令で定める資本又は出資のない法人については、適用しない。

3 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

(基準年度の交際費額の意義)

第六十三条 前条第一項に規定する基準年度の交際費額とは、法人が昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度において支出した交際費等の額の合計額をいう。

2 前条第一項及び前項に規定する交際費等とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に關係のある者等に対する接待、きより応、慰安、贈答その他これらに類する行為のために支出するもの(もつぱら従業員慰安のために行われる運動会、演芸会、旅行等のために通常要する費用その他政令で定める費用を除く)をいう。

3 昭和二十九年四月一日を含む事業年度開始の日前一年以内に開始した各事業年度の月数の合計が一年に満たない法人又は当該一年以内に開始した最初の事業年度開始の日以後に基準年度の交際費額のある法人が合併した場合における

当該合併法人の基準年度の交際費額は、第一項の規定にかかわらず、政令で定める。前条第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

第六節 その他の特例

(取用等の場合の所得計算上の再評価額の特例)

第六十四条 資産再評価法第三条に規定する基準日において法人の所有する資産(法人税法第九条の七第一項の規定によりたな卸をすべき資産を除く。以下この条において同じ)で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該法人は、当該資産について当該基準日に帳簿価額があるかどうか及び資産再評価法の規定により再評価を行つたかどうかを問わず、当該各号に規定する事由の生じた日を含む事業年度開始の日現在において再評価を行うことができる。

一 資産が土地取用法等(第三十一条第一項第一号に規定する土地取用法等をいう。以下この条及び次条において同じ)の規定に基づいて取用され、補償金を取得する場合

二 資産について買取の申出を拒むときは土地取用法等の規定に基づいて取用されることとなる場合において、当該資産が買い取られ、対価を取得するとき。

三 土地又は土地の上に存する権利が農地法の規定に基づいて買取され、対価を取得する場合

四 保安林整備臨時措置法第四条第一号若しくは第二号に掲げる

森林等に該当するものが同条の規定に基づいて買い入れられ、又は同法第六条の規定に基づいて買い取られ、対価又は補償金を取得する場合

五 資産が土地取用法等の規定により取用された場合(第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む)において、当該資産に關して有する所有権以外の権利が消滅し、補償金又は対価を取得するとき。

法人が前項の規定により再評価は、資産再評価法第六条第一項に規定する再評価とみなして、同法の規定を適用する。ただし、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるところによる。

一 当該資産の再評価の再評価額の限度額は、当該法人が当該資産の取用、買取、買収、買入又は消滅(以下この条及び次条において「取用等」という)により交付を受けるべき補償金又は対価の額とする。

二 当該資産で当該再評価の再評価額の直前において帳簿価額がないもの(資産再評価法第七条各号に掲げる資産を除く)についての再評価の再評価額は、当該資産の再評価額に相当する金額とする。

3 第一項第一号、第四号又は第五号に規定する補償金の額は、名義がいずれであるかを問わず、資産の取用等の対価たるものをいうものとし、取用等に際して交付を受ける移転料その他当該資産の取用

等の対価たる金額以外の金額を含まないものとする。

(換地処分等の場合の再評価額の特例)

第六十五条 資産再評価法第三条に規定する基準日において法人の所有する資産で次の各号に規定するものが当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に規定する取用、買取、換地処分又は交換に係る従前の土地、土地の上に存する権利、立木又は森林等のうち当該各号に規定する補償金又は清算金の額に対応する部分についてのみ取用等があつたものとみなして前条の規定を適用する。

この場合において、前条第一項中「補償金又は対価」とあるのは、「補償金、対価又は清算金」とする。

一 土地、土地の上に存する権利又は立木につき土地取用法等の規定による取用があつた場合(前条第一項第二号の規定に該当する買取があつた場合を含む)において、土地、土地の上に存する権利又は立木とともに補償金又は対価を取得するとき。

二 土地又は土地の上に存する権利につき土地区画整理法による土地区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業が施行された場合において、当該土地又は土地の上に存する権利に係る換地処分又は交換により清算金を取得するとき。

三 保安林整備臨時措置法第四条第一号又は第二号に掲げる森林等が国有林野と交換された場合

において、当該交換により清算金を取得するとき。

(国有機械等との交換の場合の所得計算の特例)

第六十六条 法人がその機械又は器具を国有財産特別措置法第九條第一項の規定により国の所有する機械又は器具と交換した場合において、当該交換により取得した資産につき当該交換により譲渡した資産の交換の直前における帳簿価額(当該交換に際して当該譲渡した資産のほか、金銭その他の財産を提供したときは、当該財産の価額を加算した金額)を下らない価額をその帳簿価額として財産目録に記載したときは、当該交換により取得した資産の価額と財産目録に記載した価額との差額に相当する金額は、各事業年度の所得の計算上、益金に算入しない。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項の規定により益金に算入しない金額のその不算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

(社会保険診療報酬の所得計算の特例)

第六十七条 医療法人が、各事業年度において第二十六條第一項各号に掲げる給付又は医療若しくは助産につき支払を受けるべき金額がある場合には、当該事業年度の所得の計算上、当該給付又は医療若しくは助産に係る経費として損金に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額の百分の七十二に相当する金額とする。

2 前項の規定は、確定申告書等に同項に規定する経費の損金算入に関する申告の記載がない場合には、適用しない。

(優先株式の配当の免税)

第六十八条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第二條に規定する長期信用銀行が同法附則第十三項において準用する旧銀行等の債券発行に関する法律(昭和二十五年法律第四十号)第三條第一項又は第十四條第一項の規定により利益から優先株式に対する配当をしたときは、当該配当の金額は、当該利益の生じた事業年度の所得の計算上、損金に算入する。

第四章 相続税法及び財産税の特例

(在外財産等についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条 相続又は遺贈(包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。)により取得した財産のうち昭和二十年八月十五日において相続税法の施行地外にあつた財産その他大蔵省令で定める財産(以下この条及び次条において「在外財産等」という。)がある場合には、当該在外財産等(当該相続に係る相続税法第二十七條の規定による申告書の提出期限までに、大蔵省令で定めるところによりその価額を算定することができるものを除く。)の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2 相続又は包括遺贈により承継した被相続人の債務のうち相続税

法の施行地外において履行すべき大蔵省令で定める債務で昭和二十年八月十五日において存したものがあつたときは、当該債務の金額は、当該相続に係る相続税の課税価格の計算上、同法第十三條の規定による債務控除の金額に算入しない。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者の当該相続に係る相続税法第二十七條の規定による申告書に同項の規定の適用を受けようとする旨及び在外財産等の明細に関する事項の記載がない場合には、適用しない。

(在外財産等の価額が算定可能となつた場合の修正申告等)

第七十条 前条第一項の規定の適用を受けて同項に規定する相続又は遺贈に係る申告書を提出した者(その者の相続人及び包括受遺者を含む。)は、同項の規定の適用を受けた在外財産等について同項に規定する大蔵省令で定めるところによりその価額を算定することができることとなつた場合には、その算定することができることとなつた日の翌日から四月以内に、相続税法第三十一條の規定により修正申告書を提出しなければならぬ。

2 前条第一項の規定の適用を受けた者は、同項の規定の適用を受けた財産について同項に規定する大蔵省令で定めるところによりその価額を算定して相続税の課税価格に算入することにより相続税法第二十七條の規定による申告書を提出すべきこととなつた場合には、

その算定することができることとなつた日の翌日から四月以内に、同法第三十條の規定により申告書を提出しなければならない。

3 前二項の規定により申告書を提出すべき者がこれらの申告書を提出しなかつた場合には、税務署長は、相続税法第三十五條の規定により課税価格及び相続税額を更正し、又は決定する。

4 前三項の場合における相続税法第五十一條から第五十四條までの規定の適用については、第一項又は第二項に規定する期間の末日をこれらの規定に規定する申告書の提出期限とする。

(復活外貨債に係る課税の更正)

第七十一条 個人が相続税又は財産税を課せられた場合において、これらの課税価格の計算の基礎に算入された財産のうち旧外貨債処理法による借換外貨債の証券の一部の有効化等に関する法律(昭和二十六年法律第二十八号)第三條第一項の規定によりその証券が有効なものとなつた外貨債の旧外貨債処理法(昭和十八年法律第六十号)第二條第一項の規定による借換に際して当該外貨債に代えて発行された国債、地方債又は社債があるときは、税務署長は、その者が当該外貨債に代えて発行された当該国債、地方債又は社債で相続税又は財産税の課税価格の計算の基礎となつたものを有していなかつたものとし、その者が当該外貨債を有していたものとみなして、当該相続税又は財産税の課税価格

及び税額の更正をすることができる。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする者がその旨並びに同項に規定する国債、地方債又は社債及び外貨債の名称、数量及び価額を記載した申請書を当該相続税又は財産税に係る納税地の所轄税務署長に提出しない場合には、適用しない。

第五章 登録税法の特例

(新築住宅の保存登記の税率の軽減)

第七十二条 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で政令で定めるものの所有権の保存の登記については、当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第二條第一項第四号の規定にかかわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。

2 家屋につき前項に規定する期間内に増築をし、増築後の当該家屋を同項に規定する政令で定める家屋に該当するものである場合には、その増築による床面積の増加に係る登記については、当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、当該増築による床面積が増加した部分の価格の千分の一とする。

(地方公共団体の新築住宅の保存登記の非課税)

第七十三条 地方公共団体が昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で政令で

定めるものにつき当該地方公共団体が受ける所有権の保存の登記については、当該期間内に登記を受けるものに限り、登録税を課さない。地方公共団体が当該期間内に家屋につき増築をし、増築後の家屋が当該政令で定める家屋に該当する場合において、その増築による床面積の増加につき当該期間内に当該地方公共団体が受ける登記についての登録税についても、また同様とする。

(建売住宅の所有権取得の登記の税率の軽減)

第七十四条 地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団又は家屋を建築して譲渡することを業とする者が政令で定めるものが昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で政令で定めるものをこれらの者から取得した場合においては、その所有権の取得の登記の登録税の額は、当該期間内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該家屋の価格の千分の一とする。

(住宅新築資金の貸付に係る抵当権取得の登記の税率の軽減)

第七十五条 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に住宅の用に供する家屋で第七十二条第一項に規定する政令で定めるものの新築(当該期間内に家屋につき増築をし、当該増築後の家屋が当該政令で定める家屋に該当する場合における当該増築を含む)のための資金が貸し付

けられる場合において、その貸付に係る債権の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第十号の規定にかかわらず、債権金額の千分の一とする。

2

地方公共団体、住宅金融公庫、日本住宅公団又は前条に規定する政令で定める者が昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に新築した住宅の用に供する家屋で前条に規定する政令で定めるものをこれらの者から取得するための資金が貸し付けられる場合には、その貸付に係る債権の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第十号の規定にかかわらず、債権金額の千分の一とする。

第七十六条 民法第三十四条の規定により設立した法人で更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第五条第一項の規定により更生保護事業を営むことについて法務大臣の認可を受けたものが同法第六条の規定により行ふ事業の用に供する土地又は家屋の所有権の保存又は取得の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該土地又は家屋が当該法人の当該事業の用に供するものであること

の証明がされたものに限り、登録税を免除する。

(農地等の交換による所有権取得の登記の税率の軽減)

第七十七条 次の各号に規定する交換が行われた場合には、その交換による所有権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより昭和三十三年四月一日から昭和三十三年十二月三十一日までの間に登記を受けるものに限り、登録税法第二条第一項第三号の規定にかかわらず、当該土地の価格の千分の六とする。

一 耕作を目的とする土地の所有権の交換で農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第六条第二項の規定に基く農業委員会等のあつせんによるもの

二 塩専売法第十条の規定に基く日本専売公社の指示による塩田の所有権の交換

(国有林野との交換による所有権の取得又は保存の登記)

第七十八条 保安林整備臨時措置法第四条第一号又は第二号に掲げる森林等に該当する国有林野と国有林野の交換による所有権の取得又は当該交換のために所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより証明がされたものに限り、登録税を免除する。

(外航船舶の保存登記又は抵当権取得の登記の税率の軽減)

第七十九条 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に新造した外国航路に就航

する船舶で政令で定めるものの所有権の保存の登記については、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、その登記の登録税の額は、登録税法第三条第一項第五号の規定にかかわらず、当該船舶の価格の千分の二とする。

2

前項に規定する期間内に新造する外国航路に就航する船舶で政令で定めるものの建造のための資金が貸し付けられる場合において、その貸付に係る債権の担保として当該船舶の上に設定される抵当権の取得の登記の登録税の額は、大蔵省令で定めるところにより当該期間内に登記を受けるものに限り、登録税法第三条第一項第七号の規定にかかわらず、債権金額の千分の三とする。

(再評価設立金の資本組入による増資の登記の税率の軽減)

第八十条 法人が資産再評価法第九条の規定により再評価設立金を資本又は出資に組み入れる場合には、その組入による資本又は出資の増加の登記についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第二号、第四号又は第八号ノ三の規定にかかわらず、増加資本又は出資の金額の千分の一・五とする。

(勧告によつてする登記の税率の軽減)

第八十一条 次に掲げる事項について登記を受ける場合において、当該事項が日本経済の健全な発展に資するため緊急に必要なものとして、行政機関の法令の規定に基く勧告又は指示によつてされたもの

であるときは、当該登記の登録税の額は、政令で定めるところにより、登録税法の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額による。

一 会社の設立 金銭の出資による払込株金額及び金銭を目的とする株金以外の出資の価格の千分の六と金銭以外の財産の出資による払込株金額及び金銭以外の財産を目的とする株金以外の出資の価格の千分の一・五との合計額

二 会社資本の増加 金銭の出資による増資払込株金額及び金銭を目的とする株金以外の出資の価格の千分の六と金銭以外の財産の出資による増資払込株金額及び金銭以外の財産を目的とする株金以外の出資の価格の千分の一・五との合計額

三 法人の設立、資本若しくは出資の増加又は事業の設備の譲受の場合における不動産又は船舶の権利の取得 当該不動産の価格の千分の六又は当該船舶の価格の千分の四

(電源開発株式会社の登記の免税)

第八十二条 電源開発株式会社が次に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記の登録税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記の登録税にあつては、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 会社の資本増加

二 電源開発及びこれに附帯する送電変電施設の整備の用に供す

る土地又は家屋に関する権利の取得又は所有権の保存

2 電源開発株式会社が発行する社債で商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百三条の規定による払込があつた日（売出の方法により発行した場合には、売出満了の日）から最終の償還期限に至る期間が一年をこえるものの払込の登記についての登録税の額は、登録税法第六条第一項第十一号の規定にかかわらず、払込金額の千分の一・五とする。

（石油資源開発株式会社等の登記の免税）

第八十三条 石油資源開発株式会社が次に掲げる事項について登記又は登録を受ける場合には、その登記又は登録の登録税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記の登録税にあつては、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

一 会社の資本増加（設立の日以後五年以内に行われる場合に限る。）

二 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の設定（設定の日以後五年以内に行われる場合に限る。）

（日本航空株式会社等の登記の免税）
第八十四条 日本航空株式会社、日本海外移住振興株式会社及び株式会社科学研究所がその資本の増加について登記を受ける場合には、その登記の登録税は、免除する。ただし、増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

第六章 酒税法の特例

第一節 酒税法の特例

（特殊用途酒類の税率の特例）
第八十五条 酒類製造者が特殊用途酒類をその製造場から移出する場合に、その移出により徴収されるべき酒税の税率は、酒税法第二十二條の規定にかかわらず、同条に定める税率の百分の七十（焼酎については、百分の八十）に相当する税率とする。

2 酒税法第九條の規定により酒類の販売業免許を受けた者が特殊用途酒類として引渡を受けた酒類を特殊用途酒類以外の酒類として引き渡した場合は、その引渡前に飲用に供した場を含む、酒類の製造場に移入された場合を除く。）に、当該酒類については、その者を酒類製造者とみなし、その引渡を酒類の製造場からの移出とみなして、酒税法を適用する。この場合には、当該酒類に対する酒税の税率は、同法第二十二條の規定にかかわらず、同条に定める税率の百分の三十（焼酎については、百分の二十）に相当する税率とする。

3 前二項に規定する特殊用途酒類とは、清酒、合成清酒、焼酎、又はビールのうち生産の奨励その他の用途に供するもので大蔵省令で定めるものをいう。

（二十度焼酎の税率の軽減）
第八十六条 酒類製造者が製造する焼酎のうちアルコール分が二十度以下のものに對する酒税の税率は、

酒税法第二十二條の規定にかかわらず、焼酎のうち甲類については一石につき一万三百円、焼酎のうち乙類については一石につき九千円とする。

（外航船等の旅客用酒類の免税）
第八十七条 本邦と外国との間を往來する本邦の船舶又は航空機で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「外航船等」という。）の旅客の飲用に供する目的をもつて外航船等に積み込むために酒類製造者が酒類の製造場から移出する酒類及び保税地域から引き取る酒類で旅客の数、航行の日数その他の事情を勘案して相当と認められるものについては、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積込を輸出とみなし、酒類の引取者が保税地域から引き取る当該酒類にあつては、酒類製造者が酒類の製造場からこれを移出するものとみなし、所轄税関長を所轄税務署長とみなして、酒税法を適用する。この場合には、同法第二十九條第六項又は第五十八條第一項第三号の規定の適用については、当該外航船等は、同法の施行地外であるものとする。

2 前項の規定の適用を受けて外航船等に積み込まれた酒類が最初に次の各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該外航船等の船長又は機長が当該各号に掲げる酒類を保税地域から引き取つたものとみなして、酒税法を適用する。この場合には、同法第二十四條第二項及び第二十六條第二項の規定にかかわらず、当該酒類に

ついてのこれらの規定に規定する申告書の提出期限及び酒税の納期は、当該外航船等が大蔵省令で定める一航行の終了後本邦の港（酒税法第二十一條から第三十三條までに規定する開港、税関空港又は不開港をいう。以下この条において同じ。）に入港した日（第四号に掲げる酒類については、同号に掲げる場合に該当することとなつた日）から起算して三日を経過した日とし、当該申告書の提出先は、その入港した場所（第四号に掲げる酒類については、同号に掲げる場合に該当することとなつた場所）の所轄税関長とする。

一 本邦の領土、領海又は領空において消費された場合、その消費された酒類

二 外航船等の旅客の飲用以外の目的のために消費され、又は当該旅客以外の者に譲渡された場合、その消費され、又は譲渡された酒類

三 大蔵省令で定める一航行を終了して本邦の港に入港した外航船等に現存する場合、入港する前又は入港の日から起算して三日以内に税関職員により前項の規定の適用を受けたものであることの表示（以下この項において「免税表示」という。）を施されない酒類

四 外航船等が外航船等でなくなつた時に当該船舶又は航空機に現存する場合、その現存する酒類（当該船舶若しくは航空機が再び外航船等となる見込がある場合は、当該酒類が他の外航船

等に積み換えられる場合において税関職員により免税表示を施されたものを除く。）

五 税関職員により施された免税表示を破棄された場合（公海又は領空以外の空において破棄された場合を除く。）その免税表示を破棄された酒類

3 外航船等の船長又は機長は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の規定の適用を受けた酒類の受払に関する事実を帳簿に記載し、これを当該外航船等に保管し、その写を当該外航船等が本邦の港に入港した日から起算して三日を経過した日までにその港の所轄税関長に提出しなければならない。

第二節 物品税法の特例

（外航船等の旅客用物品の免税）
第八十八条 外航船等の旅客の飲用に供する目的をもつて外航船等に積み込むために物品税法第一條に規定する物品のうち政令で定めるもの（以下この条において「指定飲料」という。）の製造者がその製造場から移出する指定飲料及び保税地域から引き取る指定飲料で旅客の数、航行の日数その他の事情を勘案して相当と認められるものについては、大蔵省令で定めるところにより、当該外航船等への積込を輸出とみなして、物品税法を適用する。この場合には、同法第十三條ノ二第一項の規定の適用については、当該外航船等は、同法の施行地外であるものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、指定飲料について準用する。

この場合において、同条第二項中「酒税法」とあるのは「物品税法」と、「第二十四条第二項」とあるのは「第八十二条」と、「第二十六条第二項」とあるのは「第十一条第一項ただし書」と、「酒税」とあるのは「物品税」と、それぞれ読み替へるものとする。

第三節 揮発油税法及び地方道路税法の特例
(航空機の燃料用揮発油の免税)
第八十九条 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年三月三十一日まで

の間に、航空機の燃料用に供する揮発油のうち政令で定める規格を有するもので、政令で定めるところによりその製造場(保税地域に該当するものを除く。以下この条において同じ。)の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けてその製造場又は保税地域から引き取られるものについては、当該引取に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

(証明がない場合の揮発油税等の徴収)
第九十条 揮発油税法第七條第三項の規定は、前条の承認を受けて引き取った揮発油で、政令で定めるところにより、税務署長又は税関長が指定した期間内に同条に規定する用途に供されたことの証明のないものについて準用する。この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発油の引取人から地方道路税をあわせて徴収する。

第四節 その他の税の特例
(納税準備預金通帳の印紙税の非課税)
第九十一条 納税準備預金通帳(第五條第二項に規定する納税準備預金の通帳をいう。)には、印紙税は、課さない。

(航空機の乗客の通行税の軽減)
第九十二条 航空機の乗客に対する通行税法第二條の規定の適用については、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日まで

の間は、同条に規定する百分の二十の税率は、百分の十の税率とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(旧法に基いてした課税標準に係る計算等の効力)
第二条 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)の規定を適用する場合において、新法の規定でこれに相当する改正前の租税特別措置法(以下「旧法」という。)の規定があるものについては、この附則に特別の定めがあるものを除くほか、旧法の規定に基いてした課税標準に係る計算、政府の承認又は旧法の規定の適用を受けるための手続は、それぞれ新法の相当規定に基いてした課税標準に係る計算、政府の承認又は新法の相当規定の適用を受けるための手続とみなす。

(所得税の特例に関する経過規定の原則)
第三条 新法第二章の規定は、次条から附則第十条までに特別の定めがあるものを除くほか、昭和三十三年分以後の所得税について適用し、昭和三十一年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(利子所得及び配当所得に関する経過規定)
第四条 新法第二章第一節の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき利子所得(新法第七條第二項に規定する貸付金債権の利子を含む。以下この項において同じ。)及び配当所得について適用し、同日前に支払を受けるべきであつた利子所得(無記名の公債若しくは社債の利子又は貸付借証若しくは証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益にあつては、施行日前に支払を受けたもの)及び配当所得(無記名株式の配当又は元本の追加借証を受けることができる証券投資信託の無記名受益証券につき受ける収益にあつては、施行日前に支払を受けた金額)については、なお従前の例による。

2 無記名の公債若しくは社債又は貸付借証若しくは証券投資信託の無記名受益証券につき受ける利子所得及び無記名株式又は元本の追加借証を受けることができる証券投資信託の無記名受益証券につき受ける配当所得のうち、施行日前にその支払期日が到来しているもので同日において支払を受けていないものについては、これらを無記名でないものとみなし、なお旧法第二条の二(利子所得の非課税)又は第二条の四(配当所得の源泉徴収率の軽減)の規定の例による。

3 旧法第二条の三(長期預金等の利子所得の分離、五パーセント課税)の規定は、次に掲げる公債、社債、預金又は合同運用信託について支払を受けるべき利子所得については、なおその効力を有する。ただし、新法第四条の規定の適用を妨げない。

一 昭和三十一年三月三十一日までに発行された公債又は社債(昭和三十一年一月三十一日までに償還期限が到来する公債及び社債を除く。)で国債に関する法律第二条第二項又は社債等登録法第三条の規定により引き続きその者の登録している期間が一年以上であるもの

二 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く金融機関に対する預金で当該預金に係る契約において定める預入期間が一年以上であるもの(昭和三十一年一月三十一日までに払戻の期日が到来するものを除く。)のうち政令で定めるもの

三 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く合同運用信託(貸付借証を除く。)で当該信託に係る契約において定める償還期間が一年以上であるもの(昭和三十一年一月三十一日までに償還契約期間が終了するものを除く。)のうち政令で定めるもの

四 昭和三十一年三月三十一日までに締結された契約に基く貸付借証の受益証券で引き続きその

者のものとして記名されている期間が一年以上であるもの(昭和三十一年一月三十一日までに信託契約期間が終了するものを除く。)

4 施行日前に支払を受けるべきであつた証券投資信託(元本の追加借証を受けることができる証券投資信託を除く。)の信託期間中に分配される収益(証券投資信託契約の一部の解約により分配されるものを除く。)については、なお旧法第二条の五(証券投資信託の期中分配金の所得区分の特例)の規定の例による。

5 昭和三十一年分及び昭和三十一年分の所得税についての配当控除額については、なお旧法第二条の六(配当控除額の特例)の規定の例による。

(個人の減価償却に関する経過規定)
第五条 新法第十条及び第十一条の規定は、個人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第十条第一項に規定する重要機械等又は新法第十一条第一項に規定する合理化機械等の減価償却額の計算について適用し、個人が施行日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第五条の五第一項(機械等の特別償却)に規定する機械等又は旧法第五条の七第一項(指定事業用機械の特別償却)に規定する指定事業用機械の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

2 個人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業

の用に供していない旧法第五条の五第一項に規定する機械等又は旧法第五条の七第一項に規定する指定事業用機械を同日から一年以内にその用に供した場合における当該機械等又は指定事業用機械の減価償却額の計算については、旧法第五条の五又は第五条の七の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第十二条の規定は、試験研究を行つた個人が施行日以後に企業合理化促進法第四条の規定により承認を受けた機械設備等の減価償却額の計算について適用し、当該個人が同日前に当該承認を受けた機械設備等の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

4 個人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十年六月三十日までの間に、貸家の用（その者の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項及び次項において同じ。）に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条第一項（貸家住宅の五年間五割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して貸家の用に供した場合における当該家屋の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

5 個人が、昭和三十年七月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に、貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条第二項（貸家住宅の五年間十割増又は二十割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して、これを昭和三十三年十二月三十一日までに貸家の用に供した

場合における当該家屋の減価償却額の計算については、同項の規定は、なおその効力を有する。

6 個人が昭和三十三年一月一日から同年三月三十一日までの間に旧法第七条の三第一項（満期保険に附した満期の特例償却）に規定する満期につき支払つた同項に規定する満期保険の保険料は、新法第十四条の規定の適用を受ける保険料とみなす。

7 個人が昭和三十三年四月一日前に取得し、又は製作して旧法第七条の八第一項（探鉱用機械設備の特別償却）に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の減価償却額の計算については、なお従前の例による。

8 個人が昭和三十三年四月一日前に取得し、又は製作して同日においてまだ探鉱の用に供していない旧法第七条の八第一項に規定する探鉱用機械設備を同日から一年以内に同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の減価償却額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

9 個人が昭和三十三年四月一日前に支出した旧法第七条の八第二項（探鉱費及び他から購入した鉱業権の特別償却）に規定する支出金額の必要経費算入については、なお従前の例による。

（個人の準備金に関する経過規定）
第六条 個人の昭和三十三年分の事業所得の金額を計算する場合において、昭和三十一年十二月三十一

日における価格変動準備金勘定の金額と昭和三十三年十二月三十一日において旧法第五条の九第一項（価格変動準備金勘定への繰入金額の必要経費算入）の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額とのうちいずれか少い金額が、同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえるときは、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた個人の旧法第十九条第一項の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額が前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の年の前年までの各年においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 その年十二月三十一日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額二 前年十二月三十一日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第十九条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額

（個人の輸出所得に関する経過規定）
第七条 個人が昭和三十三年四月一日前にした旧法第七条の六第一項

各号又は第七項（輸出所得の特別控除）に規定する取引は、新法第二十一条第一項各号又は第二十三条第一項各号に規定する取引とみなして、新法第二章第二節第三款の規定を適用する。

（社会診療報酬の源泉徴収に関する経過規定）
第八条 新法第二十七条の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条に規定する報酬について適用し、同日前に支払を受けるべき当該報酬については、なお従前の例による。

（外国技術使用料課税に関する経過規定）
第九条 新法第二十八条の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同条第一項に規定する重要外国技術の使用料について適用し、同日前に支払を受けるべきであつた旧法第三条の二第二項（外国技術使用料の税率の軽減）に規定する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものに係る所得については、なお従前の例による。

2 昭和二十八年三月三十一日までに締結された契約に基づき、旧法第三条の二第一項（外国技術使用料の非課税）に規定する工業所有権その他の技術に関する権利又は特別の技術による生産方式及びこれに準ずるものにつき、同項に規定する非居住者又は法人が施行日前に支払を受けるべきであつた同項に規定する所得及び施行日以後に支払を受ける同項に規定する所得については、同条第一項、第三項及

び第四項の規定は、なおその効力を有する。

（個人に関するその他の経過規定）
第十条 新法第三十一条及び第三十二条の規定は、昭和三十三年一月一日以後これらの規定に該当すべき事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価について適用し、同日前に旧法第十四条（取引等の場合の譲渡所得等の計算上の再評価の特例）の規定に該当する事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価については、なお従前の例による。

2 新法第四十条第二項（国等に財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する承認があつたものについて適用する。

3 昭和三十一年分以前の所得税について旧法第五条の四第一項（概算所得控除）の規定の適用を選択した個人の同年分以前の所得税については、なお従前の例による。

4 旧法第十三条（長期の耐用年数の資産に関する旧再評価税の延納）の規定は、個人の同条に規定する減価償却資産の旧再評価差額に係る再評価税の納付については、なおその効力を有する。

5 旧法第二十条の二第二項（国有林野と交換した山林の山林所得の計算の特例）の規定の適用を受けた交換により取得した立木又は立木の存する土地については、同条第二項の規定は、なおその効力を有する。

（法人税の特例に関する経過規定の原則）
第十一条 新法第三章の規定は、次

条から附則第十八条までに特別の規定があるものを除くほか、法人の昭和三十三年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税（清算中の事業年度に係る法人税を含むものとし、法人税法第一条第二項に規定する人格のない社団等が同法の適用を受けるものについては、昭和三十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税とする。）について適用し、法人の同日前に終了する事業年度分の法人税（清算中の事業年度に係る法人税を含むものについては、なお従前の例による。）については、なお従前の例による。

（法人の減価償却に関する経過規定）

第十二条 新法第四十二条及び第四十三条の規定は、法人が施行日以後に取得し、又は製作して事業の用に供した新法第四十二条第一項に規定する重要機械等又は新法第四十三条第一項に規定する合理化機械等の償却範囲額の計算について適用し、法人が施行日前に取得し、又は製作して事業の用に供した旧法第五条の六第一項（機械等の特別償却）に規定する機械等又は旧法第五条の八第一項（指定事業用機械の特別償却）に規定する指定事業用機械の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

2 法人が、施行日前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない旧法第五条の六第一項に規定する機械等又は旧法第五条の八第一項に規定する指定事業用機械を同日から一年以内

にその用に供した場合における当該機械等又は指定事業用機械の償却範囲額の計算については、旧法第五条の六又は第五条の八の規定は、なおその効力を有する。

3 新法第四十四条の規定は、試験研究を行う法人が施行日以後に企業合理化促進法第四条の規定により承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算について適用し、当該法人が同日前に当該承認を受けた機械設備等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第四十五条の規定は、同条に規定する法人の昭和三十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以後に取得し、又は製作して当該法人の事業の用に供した同条第一項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算について適用し、旧法第七条の五第一項（協同事業用機械等の特別償却）に規定する法人の昭和三十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以前に取得し、又は製作して当該法人の事業の用に供した同項に規定する協同事業用機械等の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

5 旧法第七条の五第一項に規定する法人が、昭和三十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日以前に取得し、又は製作して同日においてまだ事業の用に供していない同項に規定する協同事業用機械等を同日から一年以内に当該法人の事業の用に供した場合における当該協同事業用機械等の償却

範囲額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

6 法人が、昭和二十七年一月一日から昭和三十年六月三十日までの間に、貸家の用（当該法人の営む事業に係る使用人の居住の用を含む。以下この項及び次項において同じ。）に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条第二項（貸家住宅の五年間五割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して貸家の用に供した場合における当該家屋の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

7 法人が、昭和三十年七月一日から昭和三十三年三月三十一日まで間に、貸家の用に供する目的をもつて住宅の用に供する旧法第二十一条の二第二項（貸家住宅の五年間十割増又は二十割増償却）に規定する命令で定める家屋を取得して、これを昭和三十三年三月三十一日までに貸家の用に供した場合における当該家屋の償却範囲額の計算については、同条第二項及び第三項の規定は、なおその効力を有する。

8 法人が昭和三十三年四月一日を含む事業年度（同日から開始する事業年度を除く）開始の日から同年三月三十一日までの間に旧法第七条の四第一項（満期保険に附した船舶の特別償却）に規定する船舶につき支払つた同項に規定する満期保険の保険料は、新法第四十七条の規定の適用を受ける保険料とみなす。

9 法人が昭和三十三年四月一日前に取得し、又は製作して旧法第七条の九第一項（探鉱用機械設備の特別償却）に規定する新鉱床の探鉱の用に供した同項に規定する探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

10 法人が昭和三十三年四月一日前に取得し、又は製作して同日においてまだ探鉱の用に供していない旧法第七条の九第一項に規定する探鉱用機械設備を同日から一年以内に同項に規定する新鉱床の探鉱の用に供した場合における当該探鉱用機械設備の償却範囲額の計算については、同条の規定は、なおその効力を有する。

11 法人が昭和三十三年四月一日前に支出した旧法第七条の九第二項（探鉱費及び他から購入した鉱業権の特別償却）に規定する支出金額の損金算入については、なお従前の例による。

（法人の準備金に関する経過規定）
第十三条 昭和三十三年四月一日以後最初に終了する事業年度（以下この項において「改正事業年度」という。）において、改正事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額と改正事業年度終了の日における旧法第五条の十第一項（価格変動準備金勘定への繰入金額の損金算入）の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額とのうちいずれか少ない金額が、同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額をこえ

る法人については、同項の規定にかかわらず、当該金額の合計額にそのこえる金額を加算した金額を、同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

2 前項の規定の適用を受けた法人の新法第五十三条第一項の規定により計算した価格変動準備金勘定の繰入限度額が当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額をこえることとなる最初の事業年度の直前の事業年度までの各事業年度においては、同項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額を同項各号の規定により計算した金額の合計額とする。

一 当該事業年度終了の日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額

二 当該事業年度の直前の事業年度終了の日における価格変動準備金勘定の金額から同日において新法第五十三条第一項各号の規定により計算した金額の合計額と前号に掲げる合計額とのいずれか多い金額を控除した金額（法人の輸出所得に関する経過規定）

第十四条 法人の昭和三十三年四月一日前にした旧法第七条の六第一項各号又は旧法第七条の七第五項（輸出所得の特別控除）に規定する取引は、新法第五十五条第一項各号又は第五十七条第一項各号に規定する取引とみなして、新法第三章第三節の規定を適用する。（協同組合の課税に関する経過規定）
第十五条 新法第五十九条第三項

(新法第六十條第二項及び第六十條第二項において準用する場合を含む。)の規定は、法人の昭和三十一年四月一日以後最初に終了する事業年度以後の各事業年度において留保した所得で新法第五十九條第一項若しくは第二項、第六十條第一項又は第六十一條第一項の規定の適用があつたものの同日以後に支出した金額について適用する。

(法人の交際費の課税に関する経過規定)

第十六條 新法第六十二條の規定は、法人の昭和三十一年四月一日以後に開始する事業年度において支出した同条第一項に規定する交際費等について適用し、法人の同日前に開始した事業年度において支出した旧法第五條の十二第一項(法人の交際費等の損金不算入)に規定する交際費等については、なお従前の例による。

(増資配当の免税に関する経過規定)

第十七條 昭和二十八年十二月一日から昭和三十一年一月三十一日までとの間に旧法第五條の十一第一項(増資配当)に対する法人税の免除に規定する増資を行つた法人(旧法第五條の十一第一項に規定する当該法人の合併法人を含む。)が、当該増資の行われた日以後二年を経過した日の前日を含む事業年度までの各事業年度において、当該増資により増加した資本又は出資に對し、当該事業年度の所得のうちからする利益の配当又は剰余金の分配(当該法人の合併法人が当該合併により繼承した資本又は出資でその増資により増加した資本又は出資からなる部分についてする利益の配当又は剰余金の分配を含む。)については、同条の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該法人が同項の規定の適用を受けることとなる要件としての減価償却資産の償却額開示額の計算の基礎となる償却額開示額は、法人税法及び同法に基く命令の規定に定める償却不足額及びこの法律の規定の適用により増加することとなる減価償却費の額を含まないで計算した場合の償却額開示額とする。

該合併により繼承した資本又は出資でその増資により増加した資本又は出資からなる部分についてする利益の配当又は剰余金の分配を含む。)については、同条の規定は、なおその効力を有する。ただし、当該法人が同項の規定の適用を受けることとなる要件としての減価償却資産の償却額開示額の計算の基礎となる償却額開示額は、法人税法及び同法に基く命令の規定に定める償却不足額及びこの法律の規定の適用により増加することとなる減価償却費の額を含まないで計算した場合の償却額開示額とする。

第十八條 旧銀行等の債券発行等に関する法律第十三條第一項又は第十四條第一項(旧銀行等の債券発行等に関する法律第十七條第二項において準用する場合を含む。)の規定により、法人が施行日以後にその利益又は剰余金から優先株式又は優先出資に対して配当又は剰余金の分配については、旧法第五條の十三(優先株式等)に対する配当の免税)の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第六十四條及び第六十五條の規定は、施行日を含む事業年度開始の日以後これらの規定に該当すべき事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価について適用し、同日前に旧法第十五條(取用等の場合の所得の計算上の再評価額の特例)の規定に該当する事実が生じた場合におけるその該当する資産の再評価については、なお従前の例による。

3 旧法第十三條の二(長期の耐用年数の資産に関する旧再評価額の延納)の規定は、法人の同条に規定する減価償却資産の旧再評価差額に係る再評価額の納付については、なおその効力を有する。

(相続税法の特例に関する経過規定)

第十九條 新法第四章の規定は、施行日以後に開始した相続に係る相続税について適用し、同日前に開始した相続に係る相続税については、なお従前の例による。

(登録税法の特例に関する経過規定)

第二十條 次に掲げる登記の登録税については、なお従前の例による。

一 昭和二十七年四月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に新築した旧法第九條の二第一項(新築住宅の登録税の軽減)に規定する家屋の所有権の保存の登記及び当該期間内に増築した家屋の床面積の増加に係る所有権の保存の登記

二 昭和三十年七月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に、旧法第九條の二第二項に規定する者が新築した同項に規定する家屋をその者から取得した場合の所有権の取得の登記

三 前二に規定する家屋の取得のための資金の貸付がされた場合にその貸付に係る債権の担保として当該家屋の上に設定される抵当権の取得の登記

に、地方公共団体が新築し、又は増築した旧法第九條の二第四項に規定する家屋の所有権の保存の登記

五 昭和二十八年八月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に新造した船舶で旧法第九條の四第一項(外航船舶の登録税の軽減)に規定する船舶の所有権の保存の登記

六 昭和二十七年十一月一日から昭和三十一年三月三十一日までの間に新造した船舶で旧法第九條の四第二項に規定する船舶の建造のための資金の貸付がされた場合にその貸付に係る債権の担保として当該船舶の上に設定される抵当権の取得の登記

七 旧法第九條の五に規定する船舶公団の他の船舶所有者との船舶の共有契約に基く持分で国に引き継がれたものを当該船舶所有者が国から譲り受けた場合の所有権の取得の登記

(酒税法等の特例に関する経過規定)

第二十一條 施行日前に移出し、又は引き取つた旧法第二十五條第一項(特殊用途酒類の酒税の軽減)に規定する特殊用途酒類及び旧法第二十五條の二(二十度焼酎の酒税の軽減)に規定する焼酎の酒税の軽減)に規定する焼酎又は旧法第二十六條第一項(航空機用揮発油の免税)に規定する揮発油については、なお従前の例による。

(他の法律の一部改正等)

第二十二條 資産再評価法の一部を次のように改正する。

第十七條第四項中「租税特別措置法を、旧租税特別措置法」に改める。

第二十三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三條第一号中「租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二條の二第一項又は第二條の三第一項」を「租税特別措置法(昭和三十一年法律第十五号)第三條又は同法附則第四條第三項」に改める。

第七十二條の十四第一項ただし書中「租税特別措置法第七條の七」を「租税特別措置法第五十五條から第五十七條まで」に改める。

第七十二條の十七第一項ただし書中「租税特別措置法第七條の六」を「租税特別措置法第二十一條から第二十三條まで」に改める。

第二百九十二條第五号中「租税特別措置法第二條の二第一項又は第二條の三第一項」を「租税特別措置法第三條又は同法附則第四條第三項」に改める。

第三百四十九條の三第三項中「第二項若しくは第三項」を「第二項」に改める。

2 前項の規定による改正後の地方税法第二十三條及び第二百九十二條の規定は、個人の昭和三十三年度分以後の道府県民税及び市町村民税について適用し、個人の昭和三十一年度分以前の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 第一項の規定による改正後の地方税法第七十二條の十四の規定

は、法人の昭和三十三年四月一日を含む事業年度以後の事業税について、同法第七十二条の十七の規定は、個人の昭和三十三年度以後の事業税について適用し、法人の当該事業年度前の事業年度の事業税、個人の昭和三十三年度以前分の事業税については、なお従前の例による。ただし、地方税法第七十二条の十六第二項の規定の適用を受ける事業税については、第一項の規定による改正後の地方税法第七十二条の十七の規定は、昭和三十三年一月一日以後の同項に規定する所得に対して課する事業税について適用し、同日前の同項に規定する所得に対して課する事業税については、なお従前の例による。

第二十四条 企業合理化促進法の一部を次のように改正する。
第四條第二項から第五項までを次のように改める。
2 前項の規定により承認を受けた者の当該承認を受けた機械設備等については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第 号)の定めるところにより、特別償却を行うことができる。
第六條中「租税特別措置法(昭和三十一年法律第十五号)」を「租税特別措置法」に改める。
第二十五條 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法(昭和二十九年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。
第十條第二項中「租税特別措置法」を「旧租税特別措置法」に改める。

第二十六條 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律(昭和二十九年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項中「租税特別措置法(昭和三十一年法律第十五号)」第二條の二、第二條の三、第三條及び第三條の二を「租税特別措置法(昭和三十三年法律第 号)第三條から第七條まで及び第二十八條並びに同法附則第四條第三項」に改める。

揮発油税法案

揮発油税法 (昭和二十四年法律第四十四号)の全部を改正する。
目次
第一章 總則(第一條-第七條)
第二章 課税標準及び税率(第八條-第九條)
第三章 徴収(第十條-第十三條)
第四章 免稅、税額控除等(第十四條-第十七條)
第五章 納税の担保(第十八條-第二十一條)
第六章 雜則(第二十二條-第二十六條)
第七章 罰則(第二十七條-第三十一條)
附則
第一章 總則
(課税物件)
第一條 揮発油には、この法律により、揮発油税を課する。
(定義)
第二條 この法律において「揮発油」

とは、摂氏十五度において〇・八〇一七をこえない比重を有する炭化水素油をいう。

2 この法律において「保稅地域」とは、関稅法(昭和二十九年法律第六十一号)第二十九條(保稅地域の種類)に規定する保稅地域をいう。(納稅義務者)
第三條 揮発油の製造者は、その製造場から移出して揮発油の數量に応じ、揮発油税を納める義務がある。

2 揮発油を保稅地域から引き取る者は、その引き取る揮発油の數量に応じ、揮発油税を納める義務がある。(保稅地域に該當する製造場)
第四條 揮発油の製造場が保稅地域に該當する場合には、この法律(第十四條第一項第一号及び第二号、第十七條第三項各号列記以外の部分並びに第二十三條を除く)の適用上、これを揮発油の製造場でないものとみなす。

(移出又は引取等とみなす場合)
第五條 揮発油の製造場において揮発油が消費される場合(新たな揮発油を製造するために消費される場合を除く。以下次項において同じ。)には、当該製造場がその消費の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとはみなす。ただし、その消費につき、当該製造場の責に帰することができない場合には、その消費者を揮発油の製造者とみなし、当該消費者が消費の時に当該揮発油をその製造場から移出したものとはみなす。

2 保稅地域において揮発油が消費される場合には、その消費者が消費の時に当該揮発油をその保稅地域から引き取るものとみなす。(揮発油等とみなす場合)
第六條 揮発油の製造場又は保稅地域において、揮発油に炭化水素油以外の物を混和して揮発油以外の物(その性状及び用途が揮発油に類するものに限る。以下この条において同じ。)としたときは、当該混和物を製造とみなし、当該揮発油以外の物を揮発油とみなす。

(製造者等とみなす場合)
第七條 揮発油が揮発油の製造場から移出された場合において、その移出につき、当該製造者の責に帰することができないときは、当該揮発油を移出した者を揮発油の製造者とみなして、この法律を適用する。

2 揮発油の製造者がその製造を廃止した場合において、揮発油がその製造場であつた場所に現存するときは、当該揮発油については、なおその場所を揮発油の製造場とみなして、この法律を適用する。第二章 課税標準及び税率(課税標準)
第八條 揮発油税の課税標準は、揮発油の製造場から移出した揮発油又は保稅地域から引き取る揮発油の數量から、消費者に販売するまでに貯蔵及び輸送により減少すべき揮発油の數量に相當する數量で政令で定めるものを控除した數量とする。

2 第五條の規定により揮発油を製造場から移出したものとはみなされ、又は保稅地域から引き取るものとみなされる場合における当該揮発油に係る揮発油税の課税標準は、前項の規定にかかわらず、その消費される揮発油の數量とする。

(税率)
第九條 揮発油税の税率は、揮発油一キロリットルにつき一万五千八百円とする。第三章 徴収(移出數量等の申告)
第十條 揮発油の製造者は、毎月その製造場から移出した揮発油(当該移出につき第十四條第一項、第十五條第一項又は第十六條第一項の規定の適用を受けた揮発油を除く)の數量その他政令で定める事項を記載した申告書を、翌月十日までに、その製造場の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

2 揮発油を保稅地域から引き取り、又は保稅地域から引き取る揮発油税を免除されるべき場合を除き、あらかじめ、引取の日時、引き取る揮発油の數量その他政令で定める事項を記載した申告書をその保稅地域の所在地の所轄稅務署長に提出しなければならない。

(移出數量等の決定通知)
第十一條 前條の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告書に記載された揮発油の數量が稅務署長若しくは稅關長において調査したところと異なるとき、又は当該申告書を提出すべき者

2 第五條の規定により揮発油を製造場から移出したものとはみなされ、又は保稅地域から引き取るものとみなされる場合における当該揮発油に係る揮発油税の課税標準は、前項の規定にかかわらず、その消費される揮発油の數量とする。

2 第五條の規定により揮発油を製造場から移出したものとはみなされ、又は保稅地域から引き取るものとみなされる場合における当該揮発油に係る揮発油税の課税標準は、前項の規定にかかわらず、その消費される揮発油の數量とする。

がこれを提出しなかつた場合には、税務署長又は税関長は、その調査によつて当該揮発油の数量を決定し、当該申告書を提出した、又は提出すべき者に、これを通知する。

(納期)

第十二条 揮発油の製造場から移出した揮発油に係る揮発油税は、税務署長が、その移出した月の翌月末日を納期限として徴収する。

2 保税地域から引き取る揮発油に係る揮発油税は、税関長が、その引取の際徴収する。

(徴収額)

第十三条 揮発油の製造場から移出した揮発油に係る揮発油税について、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保が提供された場合には、税務署長は、二月以内、その徴収を猶予することができる。

2 保税地域から引き取る揮発油に係る揮発油税について、政令で定めるところにより、その税額に相当する担保が提供された場合には、税関長は、三月以内、その徴収を猶予することができる。

第四章 免税、税額控除等

(未納税移出及び未納税引取)

第十四条 次に掲げる場合において、当該揮発油をその製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする者が、政令で定めるところにより、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。ただし、

係る揮発油税を免除する。ただし、

第六項又は第二十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

一 揮発油の製造者が揮発油を揮発油の製造場又は蔵置場へ移出する場合

二 揮発油の製造者が揮発油を保税地域から揮発油の製造場又は蔵置場に引き取る場合

三 その他政令で定める場合

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定して、当該揮発油がその移出先又は引取先に移入されたことについての当該移出先又は引取先の所在地の所轄税務署長(当該移出先又は引取先が保税地域に該当する場合)には、所轄税関長(の証明書を提出すべきことを命じなければならぬ。

3 第一項の承認を申請した者が第十八条第一項第一号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認の申請に係る揮発油の移出先又は引取先等につき、揮発油税の保全上特に不適当と認められる事情がある場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えないことができる。

5 第一項の規定により揮発油税を免除された揮発油については、当該承認に係る移出先又は引取先が保税地域に該当する場合を除くほか、同項の承認に係る移出先又は

引取先における揮発油を移入した者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、当該移出先又は引取先が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、この法律を適用する。

6 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した揮発油につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その揮発油税を免除する。

(輸出免税)

第十五条 揮発油を輸出する目的で揮発油の製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする場合において、当該製造者又は当該揮発油を保税地域から引き取りとする者が、政令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。ただし、第四項又は第二十八条第二項本文の規定の適用がある場合には、この限りでない。

2 税務署長又は税関長は、前項の承認を与える場合には、政令で定めるところにより、その承認の申請者に対し、相当の期限を指定し

て、当該揮発油が輸出されたことを証する書類の提出を命じなければならない。

3 第一項の承認を申請した者が第十八条第一項第二号の規定により命ぜられた担保の提供をしない場合には、税務署長又は税関長は、その承認を与えてはならない。

4 第一項の承認を受けて移出し、又は引き取つた揮発油について、第二項の規定により税務署長又は税関長の指定した期限内に同項に規定する証明書の提出がないときは、又は次項ただし書の規定による承認があつたときは、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、災害その他やむを得ない事情により亡失した揮発油につき、政令で定める手続により、当該税務署長又は税関長の承認を受けた場合には、その揮発油税を免除する。

5 第一項の承認を受けて揮発油を揮発油の製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者は、当該揮発油をこの法律の施行地において消費し、又は輸出以外の目的で譲り渡してはならない。ただし、その者が政令で定める手続によりその製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けた場合には、この限りでない。

(燈油の免税)

第十六条 燈油に該当する揮発油を揮発油の製造場から移出し、又は保税地域から引き取りとする場合において、当該製造者又は当該揮発油を保税地域から引き取りとする者が、政令で定める手続に

より、その製造場の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けたときは、当該移出又は引取に係る揮発油税を免除する。

2 前項に規定する燈油に該当する揮発油の規格については、政令で定める。

(戻入れの場合の揮発油税の控除等)

第十七条 揮発油の製造者がその製造場から移出した揮発油を当該製造場に戻し入れた場合において、政令で定めるところにより、当該製造者が当該戻入れの月の翌月以降に徴収されるべき揮発油税額から当該揮発油につき当該移出により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該揮発油税額につきこの項から第三項までの規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 他の揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られた揮発油を揮発油の製造場に移入した場合(前項の規定による控除を受けるべき場合を除く。)において、当該揮発油をその移入した製造場からさらに移出するときは、政令で定めるところにより、当該移出に係る揮発油税額から、当該揮発油につき当該他の製造場からの移出又は保税地域からの引取により徴収された、又は徴収されるべき揮発油税額(利子税額及び延滞加算税額を除くものとし、当該揮

5 第一項から第三項までの規定に

4 第一項の場合において、揮発油

3 次の各号に掲げる場合において、当該揮発油をその戻し入れ又は移入した保稅地域に該當する揮発油の製造場からさらに引き取る

2 揮発油の製造場から移出され、又は他の保稅地域から引き取られた揮発油を保稅地域に該當する揮発油の製造場に移送した場合

1 保稅地域に該當する揮発油の製造場から引き取られた揮発油を該保稅地域に該當する揮発油の製造場に移送した場合

よる控除を受けようとする者は、当該戻し入れ又は移入に係る揮発油の數量を記載した書類及び当該揮発油につき徴収された、又は徴収されるべき揮発油稅額につき事實を証する書類を提出して、当該戻し入れ又は移入に係る製造場の所在地の所轄稅務署長又は保稅地域に該當する製造場の所在地の所轄稅關長の確認を受けなければならない。

6 第四項の規定による還付を受けようとする者は、前項の確認を受けた後、同項の書類に準ずる書類を添えて、当該戻し入れに係る製造場の所在地の所轄稅務署長に還付の申請をしなければならない。

5 揮発油の製造者又は揮発油を保稅地域から引き取る者が第十四条第一項の承認を受けて揮発油をその製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る場合は、揮発油の製造者又は揮発油を保稅地域から引き取る者が第十五条第一項の承認を受けて輸出する目的で揮発油をその製造場から移出し、又は保稅地域から引き取る場合

4 前項に規定する場合のほか、國稅庁長官、國稅局長又は稅務署長

3 第一項の規定による担保の提供の期間は、第十四条第二項若しくは第十五条第二項に規定する証明書が所轄稅務署長若しくは所轄稅關長に到達するまでの間又は第十四条第六項、第十五条第四項若しくは第二十八条第二項の規定により揮発油稅を徴収され、若しくは免除されるまでの間とする。

2 國稅庁長官、國稅局長又は稅務署長は、必要があるとき、政令で定めることができる。

1 第一項又は第二項の規定による担保の提供の手続については、必要な事項は、政令で定める。

7 國稅庁長官等が確實と認める保証人の保証

8 その他政令で定めるもの

2 國稅庁長官等は、第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した者は、当該担保の提供先である國稅庁長官等の承認を受けた場合に限り、担保を換えることができる。

1 國稅庁長官等は、第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は次項の規定により担保を提供した担保物の價值が減少し、若しくは前条第七号に掲げる担保に係る保証人の資力が納稅を担保するのに不十分となつたと認める場合には、政令で定めるところにより、当該担保を提供した者に対し、これらに代るべき担保又は増担保の提供を命ずることができる。

3 前条の規定は、前三項の場合について準用する。

2 第二十一条 第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により金銭を担保として提供した納稅義務者は、政令で定めるところにより、担保として提供した金銭をもつて揮発油稅の納付に充てることができる。

1 第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により担保を提供した場合には、納稅義務者が納期限までに揮発油稅を納付しな

いときは、直ちに、その担保として提供された金銭をもつて揮発油稅に充て、若しくは金銭以外の担保物を國稅納稅処分の場合の財産の処分の例により処分してその代金をもつて揮発油稅及びその処分費に充て、又は保証人にその旨を通知して揮発油稅を納付させる。

3 前項の場合において、担保として提供された金銭又は担保物を処分した代金を、徴収すべき揮発油稅及びその処分費に充ててもなお不足があるときは、納稅義務者の他の財産について納稅処分を行い、また、保証人がその納付すべき揮発油稅を完納しないときは、まず納稅義務者に対して納稅処分を行い、なお不足があるときは、保証人に対して納稅処分を行う。

4 前項の保証人は、國稅徵收法（明治三十二年法律第二十一号）第三十二条（財産をかくす等の罪）の規定の適用については、納稅者とみなす。

5 國稅徵收法第七条ノ四第四項（担保物についての國稅の先取権）の規定は、第十三条、第十八条第一項若しくは第二項又は前条第一項若しくは第二項の規定により提供された担保物について準用する。

第六章 雜則

2 第二十二條 揮発油稅を徴収する場合において、納稅義務者が國稅徵收法第六條（納稅の告知）の規定による指定納期日（第十三條の規定

六 工場財団

により徴収を猶予された場合には、その猶予された納期日までに揮発油税額を完納しないときは、その未納に係る揮発油税額に対し、当該納期日（揮発油を保税地域から引き取つた者が第二十七条第一項第一号の規定に該当する場合において、その揮発油税を徴収するときは、その引き取つた日とし、同条第三項の規定により揮発油税を徴収する場合において、当該納期日が第十二条第一項に規定する納期限よりおそいときは、当該納期限とする。）の翌日から当該揮発油税額を納付する日までの日数に應じ、百円につき一日三銭の割合で計算した金額に相当する利子税額を、揮発油税額にあわせて徴収する。

2 前項の場合において、納税義務者がその未納に係る揮発油税額の一部を納付したときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る利子税額の計算の基礎となる揮発油税額は、同項の未納に係る揮発油税額からその一部納付に係る揮発油税額を控除した額による。

3 利子税額の計算の基礎となる揮発油税額が千円未満である場合には、第一項の規定を適用せず、当該揮発油税額に千円未満の端数がある場合には、これを切り捨てて計算する。

4 利子税額が三百円未満である場合には、これを徴収しない。

5 第一項の規定により利子税額をあわせて徴収すべき場合において、当該納税義務者が納付した揮発油税額が同項の未納に係る揮発

油税額に達するまでは、その納付した税額は、当該揮発油税額に充てられたものとする。ただし、国税徴収法第二十八条（公売代金等の充当又は配分）の規定の適用を妨げない。

（製造の開廃等の申告）

第二十三条 揮発油を製造しようとする者は、その製造場ごとに、政令で定めるところにより、その旨を当該製造場の所在地の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合には、所轄税関長。以下次項において同じ。）に申告しなければならぬ。揮発油の製造者がその製造を廃止し、又は休止した場合も、また同様とする。

2 揮発油の製造者は、前項の規定により申告した事項に異動を生じた場合には、政令で定めるところにより、その旨を所轄税務署長に申告しなければならぬ。

（記帳義務）

第二十四条 揮発油の製造者又は販売業者は、政令で定めるところにより、揮発油の製造、貯蔵又は販売に関する事実を帳簿に記載しなければならぬ。

（申告義務等の承認）

第二十五条 法人が合併した場合においては、合併後存続する法人又は合併により消滅した法人の次に掲げる義務を、相続の開始があつた場合においては、相続人（包括受遺者を含む。）は、被相続人（包括遺贈者を含む。）の次に掲げる義務を、それぞれ承継する。

一 第十条第一項又は第二十三条の規定による申告の義務

二 前条の規定による記帳の義務（当該職員の特権）

第二十六条 国税庁、国税局、税務署又は税関の当該職員（以下「当該職員」という。）は、揮発油税に関する調査について必要な範囲内で、次に掲げる行為をすることができ、

一 揮発油の製造者又は販売業者に対して質問し、又はこれらの者の業務に関する揮発油、帳簿書類その他の物件を検査すること。

二 揮発油を保税地域から引き取る者に対して質問し、その引き取る揮発油を検査すること。

三 第一号に規定する者の業務に関する揮発油又は前号に規定する揮発油について必要最小限度の分量の見本を採取すること。

四 運搬中の揮発油を検査し、又はこれを運搬する者に対してその出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、揮発油税に関する調査について必要がある場合には、揮発油の製造者又は販売業者の組織する団体（当該団体をもつて組織する団体を含む。）に対して、その団体の揮発油の製造又は取引に関し参考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に関しては、第三条、第十条及び第十二条の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項

の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 第一項に規定する当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第七章 罰則

第二十七条 次の各号の一に該当する者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により揮発油税を免かれ、又は免かれようとした者

二 偽りその他不正の行為により第十七条第四項の規定による還付を受け、又は受けようとした者

2 前項の犯罪に係る揮発油に対する揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍が五十万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該揮発油税に相当する金額又は還付金に相当する金額の十倍以下とすることができる。

3 揮発油の製造者が第一項第一号の規定に該当する場合において、当該揮発油税に係る揮発油が既に製造場から移出されているときは、第十二条第一項の規定にかかわらず、直ちにその揮発油税を徴収する。

第二十八条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第十条の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

二 第十四条第一項の承認を受けて揮発油を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、当該揮発油をその承認に係る移出先又は引取先に移入しなかつたもの

三 第十五条第一項の承認を受けて揮発油を製造場から移出し、又は保税地域から引き取つた者で、同条第五項の規定に違反して当該揮発油を消費し、又は譲り渡したもの

2 前項第二号又は第三号の場合において、第十四条第六項本文又は第十五条第四項本文の規定にかかわらず、直ちにその揮発油税を徴収する。ただし、既にこれらの規定が適用された場合には、この限りでない。

第二十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金又は科料に処する。

一 第二十三条の規定による申告を怠り、又は偽つた者

二 第二十四条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者

三 第二十六条第一項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十条 第二十七条第一項の罪を犯した者には、刑法（明治四十年

法律第四十五号) 第四十八條第二項(併合罪)、第六十三條(従犯の刑の減輕)及び第六十六條(情状による刑の減輕)の規定は、適用しない。ただし、懲役の刑に処する場合は懲役及び罰金を併科する場合における懲役刑については、この限りでない。

第三十一條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第二十七條から第二十九條までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各条の罰金刑を科する。

附則

- 1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
- 2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた揮発油税については、なお従前の例による。
- 3 第二十三條第一項の規定は、この法律の施行の日から十日間を限り、この法律の施行前から引き続いて揮発油の製造者であるものについては、適用しない。
- 4 改正前の揮発油税法(以下「旧法」という。)第七條第一項の承認を受けて製造場又は保税地域から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除については、第六項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。
- 5 旧法第八條第一項の承認を受けて製造場から引き取られた揮発油の当該引取に係る揮発油税の徴収又は免除並びに当該揮発油の消費及び譲渡についての承認並びに当

該承認に係る揮発油税の徴収については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

6 次に掲げる場合における揮発油税の徴収については、改正後の揮発油税法(以下「新法」という。)第九條の規定を適用する。

一 旧法第七條第一項又は第八條第一項の規定による承認を受けてこの法律の施行前に揮発油の製造場又は保税地域から引き取られた揮発油について、その承認の際税務署長又は税関長が指定した期間内にその承認を受けた引取先に移入され、又は輸出されたことの証明がない場合(当該期間がこの法律の施行の日の前日までに終る場合を除く。)

二 この法律の施行後に前項においてその例によるものとされる旧法第九條第一項ただし書の規定による承認を受けて揮発油が消費され、又は譲渡された場合

三 この法律の施行前に租税特別措置法(昭和二十一年法律第十五号)第二十六條第一項、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)第十條第一項(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第三條第一項において準用する場合を含む。)、日本国とアメリカ合衆国

との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律第十一号)第七條、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律第四十九号)第一條に規定する協定第六條又は輸入品に対する国内消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第五條第一項若しくは第七條第一項の規定により揮発油税の免除を受けた揮発油について、この法律の施行後にこれらの法律の規定により揮発油税の追徴が行われる場合

7 旧法第七條第二項の規定により製造場とみなされた引取先及び製造者とみなされた営業者については、同項の規定は、なおその効力を有する。

8 この法律の施行前に製造場に戻し入れた揮発油で既に揮発油税を課されているものが、この法律の施行の際その製造場に現存する場合においては、新法第十七條第一項中「当該戻入れの月」とあるのは、「この法律の施行の日の属する月」と読み替えて、同項の規定を適用する。

9 この法律の施行の際、揮発油の製造場及び保税地域以外の場所、合計五キログラム以上の揮発油(新法第十六條に規定する燈油に該当する揮発油を除く。以下この項及び第十一項において同じ。)を所持する揮発油の製造者又

は販売業者がある場合においては、当該揮発油については、その者がこの法律の施行の日これを揮発油の製造場から移出したものとみなして、一キログラムにつき四千八百円の揮発油税を課する。

10 前項の場合において、その揮発油税額が四万八千円以下のときは、昭和三十三年四月三十日限り、四万八千円をこえるときは、次の区分によりその税額を各月に等分して、その月の末日限り、これを徴収する。

税額四万八千円をこえるとき
昭和三十三年四月及び五月
税額九万六千円をこえるとき
同年四月から六月まで
税額十八万八千円をこえるとき
同年四月から七月まで
税額四十八万八千円をこえるとき
同年四月から八月まで

11 第九項に規定する者は、その所持する揮発油の貯蔵場所及び貯蔵場所ごとの数量を記載した申告書を、この法律の施行後二十日以内に、その貯蔵場所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「物品税法第九條の下に、揮発油税法第十七條第一項」を加える。

第八條及び第九條中「物品税」の下に、「揮発油税」を加える。

14 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第十條第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「引き取る」を「移出」、又は保税地域から引き取るに改め、同條第二項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に、「読み替える」を「所轄税務署長」とあるのは、「所轄税務署長又は所轄税関長」と読み替えるに改める。

第十一條第一項中「所轄税務署長」を「所轄税務署長又は所轄税関長」に改める。

15 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一條中「揮発油税法(昭和二十四年法律第四十四号)を「揮発油税法(昭和三十三年法律第 号)」に改める。

第十二條第三項中「揮発油税法第五條」を「揮発油税法第十二條」に改める。

16 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律

の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

第四条第二項中「揮発油税法第五条」を「揮発油税法第十二条」に改める。

第五条第一項中「又は引取」及び「又は引取人」を削り、同条第二項中「物品税法の下に」又は「揮発油税法」を加え、同項中「同法第十条」又は「揮発油税法第十二条第一項」に改め、同項中「物品税」の下に「又は揮発油税」を加える。

17 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う所得税法等の臨時特例に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

18 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

第二条第二号中「同法第十五条（揮発油とみなす場合）」を「同法第六条（揮発油等とみなす場合）」に改める。

第六条第一項中「揮発油税法第十三条」を削る。

19 租税特別措置法（昭和三十三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第一条中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に改める。

第二条第三項第三号中「規定する揮発油」の下に「（同法第六条の規定により揮発油とみなされる物を含む。）」を加える。

第八十九条及び第九十条を次のように改める。

（石油化学原料として消費される揮発油の免税）

第八十九条 エチレンその他の政令で定める化学製品の原料として揮発油を消費することについて揮発油税法第五条の規定の適用がある場合において、当該製品の製造者が大蔵省令で定める手続により、その製造場の所在地の所轄税務署長（当該製造場が保税地域に該当する場合は、所轄税務署長の承認を受けて揮発油を当該消費に充てるときは、その消費に係る揮発油税を免除する。

2 前項に規定する製品（揮発油を原料とするものに限る。以下この項において同じ。）の製造者が揮発油の製造者でないときは、これを揮発油の製造者とみなし、同項に規定する製品の製造場が揮発油の製造場でないときは、これを揮発油の製造場とみなして、揮発油税法を適用する。

3 税務署長又は税関長は、第一項の承認を与える場合において、取締必要があるとき、その承認に係る揮発油及びこれを原料とした製品をそれぞれその他の揮発油及び製品と区別して貯蔵

すべきこと並びに大蔵省令で定めるところにより同項に規定する製品の製造、貯蔵若しくは販売に関する事項を帳簿に記載し、又は当該事項を記載した書類を提出すべきことを命ずることができ。

（航空機の燃料用揮発油等の免税）

第九十条 昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に、次に掲げる用途に供する揮発油のうち、その用途に応じ、政令で定める規格を有するもので、大蔵省令で定めるところによりその製造場（保税地域に該当するものを除く。以下この条において同じ。）の所在地の所轄税務署長又はその保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて製造場から移出され、又は保税地域から引き取られるものについては、当該移出又は引取に係る揮発油税及び地方道路税を免除する。

一 航空機の燃料用
二 ゴムの溶剤用その他製造に直接供する用途で政令で定めるもの

2 揮発油税法第十四条第六項の規定は、前項の承認を受けて移出し、又は引き取った揮発油で、大蔵省令で定めるところにより、税務署長又は税関長が指定した期限内に同項各号の用途に供しようとする場所に移入されたことの証明書の提出がないものについて準用する。この場合において、揮発油税を徴収することとなるときは、当該揮発

油を移出し、又は引き取った者から地方道路税をあわせて徴収する。

3 第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供しよりとした者が、当該揮発油を当該用途以外の用途に消費し、又は譲り渡したときは、当該揮発油を揮発油の製造場から移出したものとみなし、その者を揮発油の製造者とみなして、揮発油税法及び地方道路税法を適用する。この場合における課税標準は、揮発油税法第八条第一項の規定にかかわらず、当該揮発油の数量とし、同法第十条第一項に規定する申告書は、同項の規定にかかわらず、その消費し、又は譲り渡した日から五日以内に提出するものとし、当該揮発油税及び地方道路税は、同法第十二条第一項の規定にかかわらず、当該申告書が提出された後、直ちに徴収する。

4 揮発油税法第十四条第四項の規定は、第一項の承認について、同法第二十四条及び第二十六条の規定は、第一項の規定の適用を受けた揮発油を同項各号の用途に供する者について、それぞれ準用する。

地方道路税法の一部を改正する法律
地方道路税法（昭和三十三年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「揮発油税法（昭和二十四年法律第四十四号）」を「揮発油税法（昭和三十三年法律第 号）」に、「第十五条」を「第六条」に改める。

第四条中「二千円」を「三千七百円」に改める。

第五条を次のように改める。

（納税義務者）

第五条 揮発油の製造者（揮発油税法第五条第一項ただし書、第七条第一項又は第十四条第五項の規定により揮発油の製造者とみなされる者を含む。以下同じ。）は、その揮発油の製造場（揮発油税法第七条第二項又は第十四条第五項の規定により揮発油の製造場とみなされる場所を含む、保税地域に該当する揮発油の製造場を除く。以下同じ。）から移出した揮発油（揮発油税法第五条第一項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油）の数量に応じ、地方道路税を納める義務がある。

2 揮発油を保税地域から引き取る者（揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費者。以下同じ。）は、その引き取る揮発油（揮発油税法第五条第二項の規定の適用がある場合には、その消費される揮発油）の数量に応じ、地方道路税に

3 前二項の規定は、揮発油税法第十四条第一項本文又は第十五条第一項本文の規定の適用を受けて揮発油を揮発油の製造場から移出した場合又はこれらの規定の適用を

受けて揮発油を保稅地域から引き取る場合には、適用しない。

4 前項の規定の適用を受けた揮発油について揮発油稅法第十四条第六項、第十五条第四項又は第二十八條第二項の規定により揮発油稅を徵收することとなるときは、当該揮発油を移出し、又は引き取つた者から地方道路稅を徵收する。第六條を次のように改める。

(燈油の免稅)

第六條 揮發油稅法第十六條第一項の規定により燈油に該當する揮發油について揮發油稅を免除するときは、当該燈油に該當する揮發油に係る地方道路稅を免除する。

第七條第二項中「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

第八條第一項中「第五條第一項ただし書」を「第十三條」に改め、同條第二項中「第十條第一項」を「第十八條第一項又は第二項」に、「担保を提供させる」を「担保の提供を命ずる」に、「提供させなければ」を「提供すべきことを命じなければ」に改め、同條第三項中「第五條第二項及び第五條の二」を「第十八條第三項から第五項まで及び第十九條から第二十一條まで」に、「提供された」を「提供される」に改め、同條第四項を削る。

第九條を次のように改める。
(戻入れの場合の地方道路稅の控除等)

第九條 揮發油稅法第十七條第一項から第三項まで又は第四項の規定により揮發油稅額に相當する金額の控除又は当該控除すべき金額若

しくはその不足額の還付が行われるときは、当該控除又は還付に係る金額の計算に準じて計算した地方道路稅額に相當する金額を、当該控除又は還付に係る金額にあわせて控除し、又は還付する。

2 前項の規定により揮發油稅額に相當する金額の控除又は還付にあわせて地方道路稅額に相當する金額の控除又は還付が行われたときは、これらの控除又は還付に係る金額の合算額の百九十五分の三十七に相當する地方道路稅額に相當する金額及び百九十五分の百五十八に相當する揮發油稅額に相當する金額の控除又は還付があつたものとする。

3 第一項の規定による控除を受けようとする者は、当該控除に係る揮發油につき徵收された、又は徵收されるべき地方道路稅額につき事實を証する書類を、揮發油稅法第十七條第五項の規定により提出すべき書類にあわせて提出しなければならぬ。

4 第一項の規定による還付を受けようとする者は、揮發油稅法第十七條第六項の規定による還付の申請にあわせてその申請をしなければならぬ。

第十條第一項中「第十五條の二」を「第二十二條」に、「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に改め、同條第二項中「第十五條の二」を「第二十二條」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

第十一條第一項中「國稅徵收法」の下に「明治三十年法律第二十一號」を加え、同項中「十三分の二」を「百

九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

第十二條第四項及び第十三條第一項中「十三分の二」を「百九十五分の三十七」に、「十三分の十一」を「百九十五分の百五十八」に改める。

第十四條に次の一項を加える。
3 前項の規定は、第九條及び揮發油稅法第十七條の規定による地方道路稅及び揮發油稅の控除に係る金額の合算額又はこれらの規定による地方道路稅及び揮發油稅の還付に係る金額の合算額について準用する。

(当該職員の權限)

第十四條の二 國稅庁、國稅局、稅務署又は稅關の当該職員(以下「当該職員」という)は、地方道路稅に關する調査について必要な範圍内で、次に掲げる行為をすることが出来る。

一 揮發油の製造者又は販売業者に對して質問し、又はこれらの者の業務に關する揮發油、帳簿、書類その他の物件を檢査すること。

二 揮發油を保稅地域から引き取る者に對して質問し、その引き取る揮發油を檢査すること。

三 第一号に規定する者の業務に關する揮發油又は前号に規定する揮發油について必要最小限度の分量の見本を採取すること。
四 運搬中の揮發油を檢査し、又はこれを運搬する者に對してそ

の出所若しくは到達先を質問すること。

2 当該職員は、地方道路稅に關する調査について必要がある場合には、揮發油の製造者又は販売業者の組織する団体(当該団体をもつて組織する団体を含む)に對して、その団体の揮發油の製造又は取引に關し參考となるべき事項を諮問することができる。

3 第一項第三号の規定により採取した見本に關しては、第五條第一項又は第二項の規定は、適用しない。

4 当該職員は、第一項又は第二項の規定により職務を執行する場合においては、その身分を示す證明書を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

5 第一項に規定する当該職員の權限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第十五條第一項第一号中「行為によつて地方道路稅を免かれた者」を「行為により地方道路稅を免かれ、又は免かれようとした者」に改め、同項第二号を次のように改め、同項第三号及び第四号を削る。

二 偽りその他不正の行為により第九條第一項の規定による還付を受け、又は受けようとした者
第十五條第二項中「相當する金額」の下に「又は還付金に相當する金額」を加え、同條第三項を次のように改める。

3 揮發油の製造者が第一項第一号の規定に該當する場合において、当該地方道路稅に係る揮發油が既

にその揮發油の製造場から移出されているとき(揮發油稅法第五條第一項の規定の適用がある場合には、当該地方道路稅に係る揮發油が既にその揮發油の製造場において消費されているとき)は、直ちにその地方道路稅を徵收する。

第十五條の二 第十四條の二第二項第一号若しくは第二号の規定による当該職員の質問に對して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項第一号から第三号までの規定による当該職員の職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金又は料料に處する。

第十六條中「前條」を「第十五條第一項」に改める。

第十七條中「第十五條」を「第十五條第一項又は第十五條の二」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に課した、又は課すべきであつた地方道路稅については、なお従前の例による。

3 改正前の地方道路稅法(以下「旧法」という)第五條第二項の規定の適用を受けて製造場又は保稅地域から引き取られた揮發油の当該引取に係る地方道路稅の徵收並びに当該揮發油の消費及び譲渡に係る地方道路稅の徵收については、次項に定めるものを除くほか、なお従前の例による。

4 揮發油稅法(昭和三十三年法律

第 号) 附則第六項の規定の適用を受ける揮発油について、前項においてその例によるものとされる旧法第五條第三項の規定又は揮発油税法附則第六項第三号に規定する法律の規定により地方道路税の追徴が行われる場合における地方道路税の徴収については、改正後の地方道路税法(以下「新法」という。)第四條の規定を適用する。

5 揮発油税法附則第九項の規定の適用を受ける揮発油には、当該揮発油に係る揮発油税額の四十八分の十七に相当する税額の地方道路税を課し、当該地方道路税の税額を、同項に規定する揮発油の製造者又は販売業者から、同法附則第十項に規定する区分により徴収される揮発油税額にあわせて徴収する。

6 前項の規定による地方道路税については、新法第七條第二項及び第十條から第十三條まで中「百九十五分の三十七」とあるのは、「六十五分の十七」と、「百九十五分の百五十八」とあるのは、「六十五分の四十八」と、それぞれ読み替えてこれらの規定を適用する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「揮発油税法第十七條第一項」の下に、「地方道路税法第九條第一項(揮発油税法第十七條第一項の規定に係る部分

に限る。)」を加える。

8 日本国及び第九條中「揮発油税」の下に、「地方道路税」を加える。

9 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三條に基く行政協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十七年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

第十二條第三項中「揮発油税法第十二條並びに地方道路税法第五條」を「並びに揮発油税法第十二條」に改める。

10 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律(昭和二十九年法律百二十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第二項中「揮発油税法第十二條及び地方道路税法第五條」を「及び揮発油税法第十二條」に改める。

第五條第二項中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を、「揮発油税」の下に「及び地方道路税」を加える。

11 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「地方道路税法第九條第二項及び」を削る。

12 租税特別措置法(昭和三十一年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第八十九條第一項中「第五條」の下に「及び地方道路税法第五條第一項又は第二項を」、「消費に係る揮発油税」の下に「及び地方道路

税」を加え、同條第二項中「揮発油税法」の下に「及び地方道路税法」を加える。

第九十條第四項中「第二十六條」の下に「並びに地方道路税法第十四條の二」を加える。

公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案
公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十條」を「第三十條の二」に、「第八十八條」を「第八十九條」を「第八十八條」に改める。

第二十三條の次に次の一條を加える。

第二十三條の二 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担に於いて療養又は療養費の支給を受けたときは、その受けた限度において、療養又は療養費若しくは家族療養費の支給は、行わない。

第四章第一節第三十條の次に次の一條を加える。

(不正受給者等からの費用の徴収)
第三十條の二 詐偽その他不正の行為により給付を受けた者があるときは、組合は、その者から、その給付に要した費用(その給付が療養であるときは、第三十三條第一項第三号又は第四号の規定により支払つたこれらの号に規定する一部負担金に相当する額を控除するものとす。)の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の場合において、第三十三

條第一項第四号に規定する保険医療機関において診療に従事する保険医(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ五の規定により登録を受けた保険医をいう。以下同じ。)が組合に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その給付が行われたものであるときは、組合は、その保険医に対し、給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付させることができる。

第三十三條第一項第一号から第三号までの中「医療機関」の下に「又は薬局」を加え、同項第三号中「健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三條ノ六」を「健康保険法第四十三條ノ九」に、「厚生大臣の定める基準による初診料に相当する金額」を「同法第四十三條ノ八の規定の例により算定する一部負担金(以下「一部負担金」という。)に相当する金額の全部又は一部」に改め、同項第四号中「保険医又は保険薬剤師」を「保険医療機関又は保険薬局」に、「厚生大臣の定める基準」を「厚生大臣の定める基準(当該基準の範囲内において組合と当該保険医療機関又は保険薬局との契約により別段の定をした場合にあつては、その契約により定めた基準)によつて」に、「厚生大臣の定める基準による初診料」を「一部負担金」に改め、同條第二項中「医療機関以外の医師、歯科医師、薬剤師又はその他の医療機関から」を「医療機関及び薬局以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関において」に、「又は手当」を「薬剤の支給若しくは手当」に、「厚生大臣の定める基準

による初診料」を「一部負担金」に改め、同條第三項を削る。

第三十四條第一項中「被扶養者が第三十二條第一項第一号から第四号までの療養を受けようとするときは」を「被扶養者は」に、「任意の医療機関からこれを」を「第三十二條第一項第一号から第四号までの療養」に、「組合は、同条」を「組合は、前条」に改め、同條の次に次の一條を加える。

(保険医療機関等の療養費及び家族療養費)
第三十四條の二 組合員又は被扶養者が保険医療機関又は保険薬局から第三十二條第一項第一号から第四号までの療養を受け、緊急その他やむを得ない事情によりその費用を直接保険医療機関又は保険薬局に支払つた場合において、組合が必要と認めたときは、組合は、第三十三條第一項第四号又は前条第一項の規定に従つて計算した費用を、保険医療機関又は保険薬局に対する支払に代えて、療養費又は家族療養費として、組合員に支給することができる。

第三十五條を次のように改める。
(保険医療機関等の療養負担等)
第三十五條 保険医療機関若しくは保険薬局又はこれらにおいて診療若しくは調剤に従事する保険医若しくは保険薬剤師(健康保険法第四十三條ノ五の規定により登録を受けた保険薬剤師をいう。以下同じ。)は、健康保険法及びこれに基く命令の規定の例により、組合員及び被扶養者の療養並びにこれに係る

事務を担当し、又は診療若しくは調剤に当らなければならない。

第三十六條第一項中「国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）」の下に「又は市町村職員共済組合法（昭和二十九年法律第二百四号）」を加える。

第八十三條第四項中「第三十三條及び第三十四條」を「第三十三條から第三十四條の二まで」に改め、「必要な限度において、」の下に「当該医師、歯科医師、薬剤師若しくは手当を行つた者若しくはこれらの者を使用する者に対し、その行つた診療、薬剤の支給若しくは手当に関し、報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を求め、若しくは当該職員をして質問させ、又は」を加え、「医療機関から」を「保険医療機関若しくは保険薬局から」に、「又は当該職員をして当該医療機関の病院、診療所、助産所若しくは施術所に立ち入り、診療簿を」当該保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者に対し出頭を求め、若しくは当該職員をして関係者に対し質問させ、若しくは当該保険医療機関若しくは保険薬局につき設備若しくは診療録」に改め、同条第五項中「立入検査」を「質問をし、又は検査」に改め、同条第六項中「立入検査」を「質問又は検査」に改める。

第八十八條を次のように改め、第八十九條を削る。

（罰則）
第八十八條 医師、歯科医師、薬剤

師若しくは手当を行つた者又はこれらの者を使用する者が第八十三條第四項の規定による報告若しくは診療録、書類帳簿その他の物件の提示を命ぜられて正当な理由がなくこれに従わず、又は同項の規定による質問に対して正当な理由がなく答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、一万円以下の過料に処する。

附則第四條第四項中「増加恩給」の下に「並びに恩給に関する法令の規定による傷病年金及び傷病賜金」を加える。

附則第五條第一項第一号ただし書中「加算されることとなつて」の年月数」の下に「（法律第五十五号附則第二十四條第二項又は第三項の規定により恩給の基礎在職年に加算されることとなつて）の年月数を除く。」を加え、同号へ中「恩給公務員期間」の下に「（法律第五十五号附則第二十四條第一項の規定により、同法の施行後に軍人恩給以外の恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されたものを除く。）」を加え、同号に次のように加える。

（恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）の施行前に裁定を受けた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属（法律第五十五号附則第十條第一項に規定する旧軍人、旧準軍人又は旧軍属をいう。）の一時恩給の基礎となつてい

た恩給公務員期間（法律第五十五号附則第二十四條第一項の規定により、同法の施行後に恩給を受ける権利の裁定を受けた者の当該恩給の基礎在職年に算入されたものを除く。）

附則第五條第三項中「附則第十條第一項及び第三十六條」を「及び附則第十一條第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 その他前二号に掲げる者に準ずる国家公務員又は地方公務員（地方公務員法（昭和二十五年法律第六十一号）の施行前における地方公務員に相当するものを含む。）で運営規則の定めるもの

附則第九條及び第十條を次のように改める。

（年金受給資格に関する特例）
第九條 組合員期間二十年未満の更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものが退職した場合において、その者の施行日前の在職年の年月数（法律第五十五号附則第二十四條の二第一項本文の規定により恩給の基礎在職年に算入されることとなつて）の年月数を除く。以下同じ。）と施行日以後の組合員期間の年月数とを合算した年月数が十七年以上であるときは、第五十條第一項本文及び第五十四條第一項又は第五十七條第一項若しくは第二項に「退職一時金」を「退職一時金又は廃疾一時金」に改め、同項第一号中「国家公務員」の下に「（臨時に使用された者及び非常勤勤務に服しなかつた者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 旧組合員に使用された者（運営規則で定める者に限る。）又は職員として施行日まで引き続いてある期間のうち、職員であつた期間及び恩給公務員期間を除いた期間

附則第十八條第一項中「（附則第五條第一項第一号）を「附則第五條第一項第一号本文」に改める。

附則第十九條第一項中「（以下「普通恩給」という。）（軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下この項、附則第二十四條第四項及び第五項並びに附則第二十五條第四項及び第五項において同じ。）を「（軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。）に改め、同条の次に次の一を加える。

第十九條の二 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員又は施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員であつた者で増加恩給

第十條 削除

附則第十一條第一項中「更新組合員」の下に「（附則第九條の規定の適用を受ける者を除く。）」を加え、「第五十條第一項及び第五十四條第一項」を「第五十條第一項本文及び第五十四條第一項又は第五十七條第一項若しくは第二項」に、「退職一時金」を「退職一時金又は廃疾一時金」に改め、同項第一号中「国家公務員」の下に「（臨時に使用された者及び非常勤勤務に服しなかつた者を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

五 旧組合員に使用された者（運営規則で定める者に限る。）又は職員として施行日まで引き続いてある期間のうち、職員であつた期間及び恩給公務員期間を除いた期間

附則第十八條第一項中「（附則第五條第一項第一号）を「附則第五條第一項第一号本文」に改める。

附則第十九條第一項中「（以下「普通恩給」という。）（軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下この項、附則第二十四條第四項及び第五項並びに附則第二十五條第四項及び第五項において同じ。）を「（軍人恩給及び恩給法第四十六條の規定による普通恩給を除く。以下「普通恩給」という。）に改め、同条の次に次の一を加える。

第十九條の二 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員又は施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員であつた者で増加恩給

等を受ける権利を有するものが、總理府令の定めるところにより、昭和三十三年七月三十一日までに当該増加恩給を受けることを希望しない旨を總理府恩給局長に申し出たときは、当該増加恩給を受ける権利は、施行日の前日において消滅したものとみなす。

2 前項に規定する者が同項の期限前に死亡した場合は、同項の申出は、その遺族がすることができ

3 附則第十六條第三項の規定は、前二項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 第一項又は第二項の規定による申出をした者がその時までに支給を受けた恩給の返還については、恩給法第六十四條ノ三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「再就職ノ月（再就職後一時恩給給与ノ裁定アリタル場合ハ其ノ裁定アリタル月）」とあるのは「申出ノ月」と、「二年」とあるのは「二年」と読み替へるものとす

附則第二十條第三項中「附則第十七條」の下に「及び第十八條」を加える。

附則第二十二條第九項に次のただし書を加える。

ただし、第二項の規定による年金については、附則第四條第三項本文の規定を適用しないとしたならばその者の受けるべき普通恩給の額に相当する金額は、支給する。

等を受ける権利を有するものが、總理府令の定めるところにより、昭和三十三年七月三十一日までに当該増加恩給を受けることを希望しない旨を總理府恩給局長に申し出たときは、当該増加恩給を受ける権利は、施行日の前日において消滅したものとみなす。

2 前項に規定する者が同項の期限前に死亡した場合は、同項の申出は、その遺族がすることができ

3 附則第十六條第三項の規定は、前二項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 第一項又は第二項の規定による申出をした者がその時までに支給を受けた恩給の返還については、恩給法第六十四條ノ三第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「再就職ノ月（再就職後一時恩給給与ノ裁定アリタル場合ハ其ノ裁定アリタル月）」とあるのは「申出ノ月」と、「二年」とあるのは「二年」と読み替へるものとす

附則第二十條第三項中「附則第十七條」の下に「及び第十八條」を加える。

附則第二十二條第九項に次のただし書を加える。

ただし、第二項の規定による年金については、附則第四條第三項本文の規定を適用しないとしたならばその者の受けるべき普通恩給の額に相当する金額は、支給する。

附則第二十六條第二項の表中

附則第九條		施行日	転
附則第五條第一項第一号			附則第二十六條第二十六條第二
附則第十條		施行日	転
前条			附則第二十六條第二十六條第二

入した日

一項において準用する附則第五條第一項第一号

入した日

一項において準用する附則第九條

た日

附則第九條

に、附則第十八條第一項

施行日	転入した日
附則第五條第一項第一号	附則第二十六條第一項において準用する附則第五條第一項第一号

附則第十八條第一項

施行日

附則第五條第一項第一号

に改める。

附則第三十六條中「職員」の下に「(日本専売公社法、日本国有鉄道法又は日本電信電話公社法施行前におけるこれらの者に相当する者を含む。)」を加える。

別表第四廢疾の程度三級の項第八号中「又はおや指」の下に「若しくはひとさし指」を加える。

別表第六中

十九年六月以上二十年未満

四八五日

を

十九年六月以上二十年未満

二十年以上

四八五日

に改める。

四八五日に十九年六月以上六月を増すこととにその六月につき一五日を加えた日数

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三十條の次に一條を加える改正規定、第三十三條及び第三十四條の改正規定、第三十四條の次に一條を加える改正規定、第三十五條、第八十三條及び第八十八條の改正規定、第八十九條を削る改正規定並びに附則第二項から第四項まで及び第六項の規定(以下「健康保険法等の改正に伴う改正規定等」という。)は、健康保険法の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第 号)の施行の日から施行する。

(一部負担金に関する経過措置)

2 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行の際現に病院又は診療所に収容されている者は、当該病室又は負傷及びこれらにより発生した病室については、改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「新法」という。)第三十三條第一項第三号及び第四号の規定にかかわらず、健康保険法第四十三條ノ八第一項第二号の規定の例により算定した一部負担金に相当する金額を支払うことを要しない。ただし、その者が健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行後引き続き当該病室又は負傷及びこれらにより発生した病室により病院又は診療所に収容されている間に限る。

3 組合は、当分の間、組合員が新法第三十三條第一項第四号ただし書の規定により一部負担金を支払つたことにより生じた余剰財源の範囲内で、運営規則で定めるところにより、一部負担金の払戻しその他の措置を行うことができる。

(療養費に関する経過措置)

4 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前に行われた診療又は手当に係る療養費又は家族療養費の支給については、なお従前の例による。

(給付の支給期間に関する経過措置)

5 この法律(附則第一項ただし書に係る部分を除く。以下同じ。)の施行前に支給を開始した療養の支給期間については、新法第三十六條第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行前に行われた診療又は手当に係る病室又は負傷及びこれらにより発生した病室についての療養費又は家族療養費の支給期間については、同様とする。

(従前の行為に関する罰則の適用)

6 健康保険法の改正に伴う改正規定等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(長期給付に関する経過措置)

7 新法附則第五條第一項第一号及び第三項、第九條並びに第十一條第一項(これらの規定を附則第二十六條第一項において準用する場合を含む。)、第二十條第三項並びに別表第六の規定は、更新組合員又は転入組合員がこの法律の施行前に退職し、又は死亡した場合についても、適用する。

新法附則第二十二條第二項、第三項及び第九項の規定は、この法律の施行前に未帰還更新組合員に

ついで支給すべき年金についても、適用する。

(日本国有鉄道法の一部改正)
9 日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。
第五十六條から第五十九條までを次のように改める。

(国家公務員等退職手当暫定措置法の適用関係)
第五十六條 日本国有鉄道の職員が引き続いてその役員となつた場合は、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二号)の適用については、これを退職とみなす。

第五十七條から第五十九條まで削除
改正後の日本国有鉄道法第五十六條の規定は、昭和三十一年七月一日以後日本国有鉄道の職員が引き続いてその役員となつた場合について、適用する。

○足立政府委員 ただいま議題となりました租税特別措置法案外三法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

まず租税特別措置法案について申し上げます。

現在の税制では、貯蓄の奨励、内部留保の促進、輸出の奨励、設備の近代化の促進等、各種の政策的配慮に基いて多くの特例が設けられているのでありますが、最近におけるわが国経済の発展には目ざましいものがあり、これらの制度が創設された当時とはかなり情勢が変化しているものでありまして、最近の経済情勢に照らして、これらの特

別措置を全面的に再検討する必要があると認められるのであります。現在、これら特別措置は、主要なもののみで約三十項目に及びこれによる租税の減収額は毎年度一千億圓をこえると思込まれるのであります。一般納税者が重い租税を負担していることも考え合せて、各措置の緩急の度合いに応じて、この際できるだけこれを整理縮小する方針をとると同時に、貯蓄の奨励、輸出の促進、設備の近代化等、今日重要な経済施策につきましても、必要に応じてその内容の充実をはかることといたしました。

法案の内容について申し上げますと、第一に、貯蓄の奨励のために、今後二年間長期貯蓄等の利子所得の非課税、その他の利子所得課税の軽減及び配当所得に対する源泉徴収税率の軽減の措置をとることといたしております。すなわち、利子所得非課税の現行措置は、本年三月末をもってその適用期限が切れることとなっているのであります。昭和三十三年三月三十一日までには預け入れられた一年以上の長期貯蓄等の利子所得につきましては、同日までに支払われるもの及び同日後でも預け入れの後三年以内に支払われるものには、所得税を課さないこととし、同日までに支払われるその他の貯蓄等の利子所得についても、百分の十の税率により、他の所得と分離して課税することといたします。また、配当所得に対する源泉徴収税率も、今後二年間現行通り百分の十の軽減税率を適用することとしているのであります。別途御審議を願っております所得税法の一部を改正する法律案における生命保険料の控除限度額の引き上げ

と相俟って、今後貯蓄が順調に伸長し、安定した経済発展に資することが期待されるのであります。

第二に、輸出を促進するために、現行の輸出所得の特別控除の制度につきましても、その適用期限を昭和三十四年末まで二年間延長し、プラントの範囲を拡大することといたしております。

第三に、設備の合理化、近代化を促進するため、現在の特別償却制度を充実合理化し、特に鉱業及び法人の営む造林業につきましても、その特殊性に応じた償却を認めることといたしております。

一方、増資新株の配当に対する法人税の免除、増資登記の登録税の税率の軽減、概算所得控除、配当控除額の五割増しの制度等は、冒頭に申し上げました趣旨に従つてこれを廃止することといたしております。

また、価格変動準備金につきましては、その毎期の繰入限度額を二割引き下げるとともに、欠損を生じてまで積み立てをすることができないことといたしております。また、制度改正の際新限度額をこえる既往の積立額については、一時に益金として課税せず、漸次これをとりくずして課税することといたしております。いわゆる交際費課税につきましては、損金に算入される限度をおおむね二割程度引き下げて、なお二年間これを存続することといたしております。

以上のほか、航空機乗客に対する通行税の軽減措置を一年間延長し、協同組合課税を適正化し、外航船等の旅客の飲用に供する酒類に対しては酒税を免除する等、制度の整備合理化を行うほか、法文の全体をわかりやすく書き

改めることとしております。

以上申し上げました措置による増減収は、所得税法、法人税法等に規定されている租税上の各種特別措置の改正による分と合せて、初年度には増収約二百三十五億圓、減収約三十五億圓、差引純増収約二百億圓となり、平年度には増収約四百六億圓、減収約五十一億圓、差引純増収約三百五十五億圓と見込まれるのであります。

次に、揮発油税法及び地方道路税法の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

まず、揮発油税法について御説明申し上げます。

この法案は、最近における揮発油の製造及び取引の状況並びに道路整備財源確保の必要に鑑み、揮発油に対する揮発油税の税率を引き上げるとともに、実情に即するよう諸規定の整備をはかるため、揮発油税法の全部を改正しようとするものであります。

以下改正の内容につきましてその大要を申し上げます。

まず第一に、税率を一キロリットルにつき現行の一万一千円から四千八百円引き上げて一万五千八百円とするものといたしました。これにより、約百二十八億圓の増収となる見込みであります。

第二に、現行揮発油税法では、製造場から引き取りの際課税を受け、そのつど納税する制度となつておりますが、これを他の間接税と同様に、製造場から移出した月の翌月末日に一括納税する制度に改めて手続の簡素化をはかることといたしました。

たときの徴収猶予は納期後二カ月以内とし、また未納税移出課税済揮発油の製造場への戻し入れ等の取扱いにつきまして、他の間接税に準じて所要の規定を設けることといたします。

第四に、税率引上げに伴いまして、改正法の施行日である昭和三十三年四月一日現在に、製造場及び保税地域以外の場所で、合計五キロリットル以上の揮発油を所持する製造者または販売業者に対して、一キロリットルにつき四千八百円の税率で手持品課税を行うことといたします。

第五に、揮発油税が道路整備財源に充當されている現状にかんがみ、新たに工業用の揮発油のうち石油化学工業の原料に用いられる揮発油、及びガムの溶剤等に用いられる揮発油について、航空機用の揮発油と同様に一定の手続のもとに免税措置を講ずることとし、このため揮発油税法の附則で租税特別措置法の一部を改正することといたしております。

次に、地方道路税法の一部を改正する法律案について御説明いたします。

この法律案は、揮発油税法の改正に対応して、揮発油に対する地方道路税の税率を引き上げるとともに、揮発油税法の全文改正に伴う諸規定の整備をはかるため、地方道路税法の一部を改正しようとするものであります。

以下改正の内容につきまして、その大要を申し上げます。

まず第一に、税率を一キロリットルにつき現行の二千円から一千七百円引き上げ三千七百円とすることといたしました。これにより、約四十五億圓の増収が見込まれております。

第二に、揮発油税法における移出課

税制度の採用等の改正に伴い、所要の改正を行うとともに、手持品課税については、揮発油税にあわせて、一キロリットルにつき一千七百円の税率で地方道路税を徴収することとし、また、石油化学工業用の工業用揮発油につきましても、揮発油税の免税措置にあわせて、地方道路税を免税することといたしております。

最後に、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

政府は、前国会に健康保険法等の一部を改正する法律案を提案し、引き続き今国会で御審議を願っているのですが、これに伴いまして、公共企業体職員等共済組合法につきましても健康保険法と同様の改正を行い、あわせて、長期給付に関する規定を整備することといたしまして、この法律案を提案いたしました次第であります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、今回の健康保険法の改正におきまして、療養の給付についての一部負担の制度が改正されることとなつておりますので、公共企業体共済組合につきましてもこれと同様に一部負担の制度を改正いたそうとするのであります。ただし、これによつて余給財源が生じた場合は組合管掌健康保険に準じて、一部負担金の払い戻しその他の措置を行うことができることといたしております。

このほか、保険医療機関に関する規定、不正受給者等に関する規定等につきましても、それぞれ健康保険法の改

正に準じて所要の改正をいたすことといたしております。

第二に、公共企業体職員等共済組合法におきましては、長期給付について、従来の恩給と国家公務員共済組合法による長期給付とを原則的に統合して新年金制度を創設いたしました。その経過措置に関する現行法の規定のうち、恩給法における取扱いはやや異なる取扱いをいたしておるものがあり、恩給法との関係等を考慮してこの際修正を加えることといたしました。さらに、従来の恩給のうち増加恩給につきましては、これを受ける権利を有する者の恩給公務員期間に、組合員期間に算入しないこととしておりますが、この措置により受給者が不利となる場合もありますので、本人が希望する場合におきましては、増加恩給を受ける権利を消滅させ、その恩給公務員期間を組合員期間に算入して、受給者の利益をはかることといたしました。

なお、その他長期給付に関する規定等については、現行法施行後における運営の状況等にかんがみ、所要の改正を行うことといたしました。

以上租税特別措置法案外三法律案につきまして、その提案の理由を申し上げます。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成を賜わらんことをお願いいたす次第でございます。

○山本委員長 これにて提案理由の説明は終了しました。

これら四法律案のうち、公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する質疑は、後日に譲ることとしたしまして、所得税法の一部を改

正する法律案外税関係十法律案を追加して一括議題とし、質疑を続行することといたします。

○神田(大)委員 議事進行について。大蔵委員会では、特に重要な税三法が上程されておるときに、与党がよりよいようたる出席のもとにこの重要法案を審議するというようなことは、はなはだもって遺憾であるから、この際与党の反省を求めてから議事を進めてもらいたい。

○山本委員長 委員長から申し上げますが、ただいまの神田君の御発言はごもっともだと思います。そこで、ぜひ一つ与党の諸君にも御協力願うようにし、質疑は、理事会の打ち合せがございましてで続行するようにいたします。御了承願います。

○春日委員 今神田君の言った通り、今予算委員会においてとかくの問題があつて、こういう委員会における審議のあり方についても、いろいろ党の要求等があるのです。けれども、税法三案が、国民生活に直結する重要法案であるとして、われわれは与党理事諸君の懇請をいれ、さらに政府等の要望等も尊重して、ごらんなさい、社会党は全部出てきている。ところが与党はどうですか。二十五人の委員のうちで、来ておられるのは五分の一にも満たない。こういうようなことで、一体こういう重要法案の審議ができるかどうか。ですから、今神田君が動議を提出いたしましたけれども、このことは、ただ単なる委員長からの注意の喚起だけで済ますべきものではないと思う。この際、本日はこれをもって散会されるか、あるいは急遽委員を動員されるか、何らかの措置を講じていただくの

でなければ審議を続行することはできないと思います。委員長においてさらに再考の上、善処されんことを要望いたします。

○山本委員長 神田君の御発言、春日君の御発言はごもっともなことで、そこではなはだ恐縮ですが、与党の方から漸次御出席を御協力いただくようにいたしまして、先ほどの申し合せ通り続行したいと思ひます。

それでは、質疑は通告順にお願いいたします。有馬輝武君。

○有馬(輝)委員 私はせんだつての委員会におきまして、会社概況報告書の様式の問題につきまして、国税庁が計画しておるところの報告書の内容につきまして大臣の見解をお伺いしたたのであります。その際の答弁によりますると、質問検査権に基いて強制するものではなくして、任意に基くものである、また志場課長が言明したような罰則は適用する考えはない、さらに毎月行わせるというようないこともないというような諸点について言明があつたのであります。そこで現在国税庁長官として考えておられるその様式の概要について、この際お伺いいたしておきたいと存じます。

○渡邊政府委員 最初の概況説明書につきましては、現在私の方で最後の検討を加えております。考え方としては、先日大臣が御答弁申し上げましたように、質問検査権に基いて云々ということとはわれわれの方として考えておりません。従いまして、概況説明書を御提出願いますのは、われわれの方としましては、納税者の方々にやはり調査に御協力願いたいという点に重点があるわけでございまして、納

税者の方々の方で、どうもちょっとこれはできないという意味で御提出がございせんども、質問に應じあるいは検査に應じなかつたという意味においては罰則を適用するというようなことは毛頭考えておりません。その点は大蔵がお答え申し上げた通りであります。

現在われわれの方で検討しております点につきまして御質問がございまして、お答えいたしますと、現在におきましては、概況説明書といったようなものは、実は納税者の御協力を得まして御提出を願っておりますが、今度その概況説明書の形式を変えていくというものが、今度の概況報告書の主たる問題であります。それで、従来の概況説明書に比しまして多少内容が変り、書く欄もふえる面もございまして、全部の法人につきましてこれを御提出願うというものは、ちょっと無理な場合も多いのじゃないだろうかというふうなことが懸念されますので、とりあえず一応われわれの方といたしましては、取引高が七百万円以上の方々に限っては、今度の新しい概況説明書において変えた形式で御報告をお願いしたかどうかというふうに考えております。大体税務署所管の法人の半分ちよつとくらいが該当になるんじゃないかというふうに思っております。どういふことかという点につきましては、一応様式がございまして、まず事業の内容について、たとえばどういう業種を営んでおるか、あるいは主として取引先としておる商品はどういう商品であるか、それから仕入れの場合におきまして、主としてどういふ仕入れの方法をとっておるか、たとえば問屋から買つておるかとか、あるいは現金買

しておるかとかいうことについてまず一応お聞きしたい。それから経営規模の問題でございまして、資本金が幾ら、これは大体わかつておるのですが、事業場として物品販売業でありますれば、どの程度の売場があるか、従業員の数はどの程度であるか、それからどんな施設を持つておるか、あるいは役員の方はどんな方であるかといったような点、それから帳簿につきまして、備えておる帳簿は一体どういう帳簿を備えておるのかという点、これらから帳簿の点につきましても、一々お書き願うのはめんどうなものですから、一応羅列しておきまして、いわゆるまるちゃんでやる。それからその期の営業成績の概況という点も一応書いていただきたい。それから売り上げ、仕入れ、商品の管理の状況を書いていただきたい。それから現金、預金の管理方式はどんなことになつておるかという点、市中の資金の状況、月別の入金、出金、在庫、営業費そんなような関係を書いていただきたい。それから経営の分析比率と申しますと非常にやかましくなりますが、いろいろな科目の顯著な増減関係、その理由がどうであるかという点を書いていただきたい。項目はかなりございまして、われわれの考え方といたしましては、納税者の方で、その幾つかの項目につきまして必ずしも全部埋め切れない場合には埋め切れないままでも御提出願つてもけっこうであります。われわれの方としましては、この間もちょっと申し上げたのではないかと思ひますが、いづれ調査の段階におきましては、いろいろ御質問申し上げる事項で

でございますから、できればあらかじめ書いていただきたいのですが、ちょっとこれはめんどうでできない、あるいは計算もできないというような事項は、プランクのままで御提出願つても別に差しつかえないわけでありまして、そういうような意味におきまして、そうひどく納税者に御迷惑をかけないようになさるだけ努力しながら、同時にできる限りにおいての御協力をお願いしたい、こういう意味で概況説明書の提出をお願いして参りたい、かように存じております。

○有馬(輝)委員 今、御答弁の中で最後の方の御答弁でございますが、この点につきましては、せんだつての委員会、役員はどんな方であるかとか、非常に抽象的に御説明がございました。この点に對しまして、せんだつて私質問いたしまして、税屋の中の模様まで報告させるのかということを質問いたしまして、黒金委員から注意をお受けいたしましたので、やはりそういった予想は当然立ち得るのであります。で、今必ずしも全部理めなくてもよろしい。プランクのままでよろしいという御説明でございましたけれども、問題は、これが実際に運営される際に、善良なる納税者は、やはりそういったものが列記してあると、当然記入しなければならぬというふうに入力されるのが私は普通ではないかと思うのであります。それで、せんだつての委員会におきまして、この点に關するプレス活動をどのように計画されておられるかという点を御質問したのでございますが、指導される際にはやはりはっきりと、埋めなくてはならない点については、懇切丁寧だという点については、懇切丁寧

寧ろ御説明があつてしかるべきであるということ、それから具体的にどのようなプレス活動を計画しておられるか、この点をお伺いいたしておきたいと存じます。

○渡邊政府委員 概況説明書を御提出願います会社は、先ほども申し上げましたように一応限定されております。従いまして私の方といたしましては、概況説明書の要旨を御送付する機会に、ここで申し上げたような事項について会社の方で、どうしても非常に手数がかるなりいろいろな理由で埋め切れない事項は、埋め切れないままでも結構でございますというところは、どうせこれを御提出願いたいとお願ひ申し上げる書面がつくわけでございますから、そのときその書面の中へはつきりうたつて、誤解のないようにして参りたい、かように考えております。

それから一般的なプレス活動といった面のことでございますが、その点につきましては、業者の方の団体その他の方にお集まり願つて、いろいろ御説明申し上げる機会などもございますので、そういう機会において今の点ははつきり申し上げるということ、いづれ概況説明書のかなり詳しい御説明はしてあるつもりでございますが、実は詳しく御説明をしたために、概況説明書がまた非常にごたごたしたような様子にもなつておりますから、口頭でよく御説明申し上げる機会があろうと思ひますが、そういう機会にも、今申し上げましたことははつきりさせていた、かように存じております。

○山本委員長 横山利秋君

○横山委員 長官について一つお伺

いしますが、この間お知らせ問題で、わが党は手分けをして今の申告の実情を調べた。そうしたらこういうことが出てきました。十五日までが申告をする期限になつてゐるのですが、例年ならば二割くらいは出ておられなければならぬものが、五分くらいしか申告が出ていない、こういう情勢が近くの東京区内でもわかつたわけですね。これは一体どういふことだらうということ、われわれとしては非常に考えさせられた。例年なら二割くらいは申告が出ておられなければならぬところが、わずか五分くらいしか出ておられぬということ、明らかに納税者の心理を物語ります。同時にまた税務署側の立場をやつぱり物語つておると思うのでございます。もう一步突つ込んで調べてみますと、納税者側としては、これは必ず基準調査なり何なりで二割増し、三割増しというものを言つてくるであらう。

従つて、軽々にはいつものように出せぬという心理が働いておるようでありまして、それからその一方税務署側としては、これも私の調査したところによりますと、税務署側の一般行政指導の中にある心理というもの、どうもことしは税務署で話し合つて、大体それじゃこういうことでありましようかということを言わないで、申告を待つて、基準調査ももう何割増しという方針を貫く。そうしてそれが悪ければ更正決定だという。いい意味で言いますならばきつせんたる行為、悪い意味で申しますならば、もうこの際しかりしなればいかぬという徴税強行主義のように見られる。それにかつて加えて、もう一つ問題になりますのは、督促状の発送の期限は去年は二十五日であつ

たのであります。今年は二十三日までにおくもやれということであるやうであります。一方で非常におくれている、一方で早くやれということ、税務署の職員は、聞けば今度の日曜も二十一日の祭日も土曜も居残りを命ぜられる、こういう状況にあるやうであります。私はこの実情に對して、納税者側の立場と、それから税務署の職員側の立場と両方考えるときに、こはちよつとお考え直しを願うところがありはしないか、こういう感じがしてならないのであります。納税者の心理といふものを――税務署側として、今年には千九百億、ある程度それはあなたの方の方が文字で、あるいは言葉で強硬に言つておられるのではないかと、思うのだけれども、自然にそういう家風といふものが各々末端まで届いておるといふ感じがしてならぬのであります。長官としても、天下の情勢を洞察せられておられるのでありますから、窓口の仕事のあり方について何かお考えを願ふ必要があるのではないかと、い

かがであります。

○渡邊政府委員 横山さんのおあげになつた数字は、実はちよつと私には納得いきません。私も末端の仕事につきまして、それが順調にいつているか、いらないかは、これは同税務長官として当然関心を持たなければならぬ仕事でございますので、今の申告をしるというと語弊があるかもしれませんが、申告についての御相談を各税務署で受けてゐるその現場を、実は昨日も回つて参りました。昨日参りましたのは、墨田の税務署と浅草の税務署を回つて参りました。墨田などというところは、こ

れは御承知になつておると思ひますが、申告納税に關する限りにおいて、主として營業庶業の關係で言へば、全国で一番納税人員の多い税務署でございます。

今年のやり方といたしまして昨年と多少変りましたのは、税務署の調査としまして、所得額が二十万といつたやうな一つの線を考えまして、それより低い数字の出た方については、特にいゝゆるお知らせといった意味の金額を申し上げることはしないで、とにかく申告を出していただきたいということだけを申し上げてゐるわけで、それより大きな方については、先般ここで御議論のあつた税務署で調べた数字を申し上げてゐる、こういうやり方をやつております。それで青色申告もいふんふえて参りまして、こちらの方につきましては、別に税務署の方で幾らといつたようなことはもちろん申し上げておけません。従いまして、その他の点におきましていろいろ変化はしておりますが、こちらで数字を申し上げておいて願つてゐる方の出署の率は、ごく荒つぽくいいますれば、大体百人お知らせ申し上げますと六割見当です。それから同時にその出署してきた方の中で、第一回の出署で、それじゃ税務署の言うその数字で申告をいたしましたしよつといつてお出し願つてゐる方が、おいで下つた方の大体六割です。それで二応一巡済みまして、きのうきよつやつておりますところは、まあ一回税務署と話し合つてみたが、その場でどうも納税者の方としましては決断がつかぬし、税務署の方としてもいろいろ言ひ分がある。それじゃ一ぺん家へ歸つていろいろ自分の方の計算

も仕直してみましよう、考え直してみよう、こういつて出直しをお約束になった方が最近また始まっておりま
す。二回目とわれわれ言っておりま
す。そんなわけでございますが、昨年
の状況と今年の状況と比較してみま
す、これは申告の相談を始めた時期
が、翌年によってはおくられたり何
かしている点もございまして、その著
しい変化の状況になっておりません。従
いまして、今横山委員のおっしゃった
ように、非常に状況が昨年と違い悪い
というの、私としては、少くとも
私の見た限りにおいては——その他
日本橋、京橋へ私はその前に参りまし
た。これは始まったとすぐあとでした。
それから次長をして、山の手の方の税
務署へもやっております。しかし特に
東京都内について申し上げますれば、
昨年の状態に比べて、今年の状況
が特に憂慮すべき状態にあるといつた
ような点は、全然私としては考えてお
りません。それから千九百億というの
は来年の話でして、御承知のように、
ことしは相当予算で見積ったよりも大
きな自然増収が出るのが予想されて
おることでございますから、われわれ
の方として今問題になっているこの申
告納税について、予算が云々というよ
うなことでは苛めず求むという事は、当
然考えるべきでもありませんし、また
考えてもおりません。

おいて努力して、できる限りにおいて
はもろろ二十三日にやっていたとき
たい。しかし非常に無理ができるとい
うならば、必ずしも二十三日にこだわ
るものではないのだという指導をして
おります。これも御参考におし上げま
すと、墨田は一応二十三日に出せよ
う、そのためには二十一日の休みはあ
るいはつづきなければならぬかもしれ
ない、こういうことを言っております。
申告をまとめる段階までは所得税
の係として、そのあと督促状の係に
なりますと、徴収課の管理係の仕事に
なりますが、管理係は休みはことしに
なつてつづいた例は全然ありません。
超勤も、それほど無理な超勤はやつて
おりません。それで、そんな意味で一
目ぐらゐ休みをつぶそうかということ
を考えているようです。それから浅草
は、休みはつづきで多少の超勤を
するという程度でやろうと考えてい
る。ただそういうことにすると、二十
三日は多少無理かもしれぬ、こういう
ような計画を立てております。従いま
して、どういふお話でございますか存
じませんが、それはどわれわれの方で
納税者の立場も考え、同時に税務職員
の立場も考えて、ひどい労働強化に
なつていふふうには、私は考え
ておりません。

〇横山委員 あなたの調べになった
のと私どもの調べたのでは、だいぶ
感じ方について食い違いがあるよう
です。けれども、私はあなたが督促状の
発送の期日についてもゆとりを持って
おられる、各署においても多少実情を
尊重して、二十何日ということにつ
いては言わないというお話でありますか
ら、さらに私はあなたのおっしゃる点
について調べてみまして、もう一度適
当な機会に質問いたしたいと思いま
す。

きょう私の質問の焦点になりますの
は、いわゆる人格のない社団及び財団
についてであります。この法の改正
は、先般私も本会議で申し上げたの
ですが、非常に問題があり過ぎるとい
うことを痛感されてならぬのです。一
体この法案が出なければならぬ、必然
な理由というものはどういふものであ
るか。ずいぶん質問したい点がたくさ
んございまして、簡単に一つ質疑応
答を重ねたいのでありますが、この法
案が出る動機となつたものは何であ
るか、これをまずお伺いしたい。

〇原政府委員 人格のない社団または
財団につきましては課税の關係につき
ましては、いわばそういうものが日本
の今までの法律体系の中であまり大き
な地位を占めてなかつたせいもあると
思いますが、税法における手当が必ず
しも十分でないということでありま
す。それがだんだん実際の形が出て
参つて、そうしていかにもそれに手当
しないのはいかぬというような事例が
多く出て参りましたので、この際手当
をいたしたいということでありま
す。どういふ点で手当が今までは足らな
いといふと、一番大きな問題は、や
はり法人税法の規定であります。法人
税法では、はつきり法人に法人税を納
める義務を負ふということになつて
おります。人格のない社団、財団は確
かに団体ではありませんけれども、法人
格がない、従つて法人税は取れないと
いうことが非常にはつきりいたしてお
ります。それからこの人格のない社
団、財団が経済行為をやつて収益を上
げておるといふ場合に、これは全然課
税のほかに置くというの、いかにも
おかしいということ、従来所得税の
方ではかかるというふうな扱いをした部
面もございまして、それらにいろいろな
理論づけもあるわけでありまして、け
れど、必ずしもさつぱりいたさないとい
う面が多い。これはやはりはつきり手
当をして、最近のようにそういう新し
いものが出てきた以上、税法において
もその手当をする必要があるという
ことで、この際お願いしておるわけ
であります。

所得税の關係では、源泉徴収の義務
については、私も現行法の規定の趣
旨からいって、源泉徴収の義務がある
として取り扱つておりますし、また団
体の所得とされるものにつきまして
も、場合によつて個人課税をするとい
うような扱いをした場合がございま
す。これは団体がどういふものである
か、組合的であるかどうかというよ
うな判定が非常にむづかしい問題であ
ります。むしろこの際ははつきり法人と
みなして課税するということにいたし
たいと思ひまして、法人税法の一条の
二項でありますかを設けて、それを中
心にして規定をする、同時に所得税の
方におきまして、源泉徴収に関する
義務にかかわるもの、また法人として
所得税の源泉徴収を受ける面が利子、
配当についてございまして、これらにつ
いて規定をいたしたいと考えていた
次第でございます。

〇横山委員 最近毎日新聞の「税金
にっぽん」に出ておりますが、あれの最
後の締めくくりとしておる言葉は、こ
れは「脱税」という世にも有名な本が
出て、それで国税庁及び大蔵省が答弁
ができなかつた、それでこれはいわぬ
というので、にわかになつてやつたの
だ。ああいう団体から——あの団体と
いうのは労働者でしたが、そういう大衆
的団体から官庁がやり込められて答弁
ができなかつたしつべ返しではないか
という判断を寄せておるようでありま
す。私も諸般の状況を憶測いたします
と、多少そういうきらいがないでもな
いような気がする。しかしもしそうだ
といたしますならば、これは、税法を
改正するにおいて非常によからぬ法の
改正の出発点だと私は思うのでありま
す。そういう考え方でなく、本来的に
これが必要であるかどうかということ
を討論しなければならぬ。そういう立
場であるとするならば、人格のない社
団及び財団については、もう少し本格
的にかまえる必要がありはせぬか、こ
ういふことが痛感されてならぬのであ
ります。この人格のない社団及び財団
というものは、近代社会において自然
發生的にできたものである。しかもそ
の中には、法人にならうと思つても許
可がされないという条件のものもあ
る。しかもこれらの団体は、もう千波
万波にわたつて——私どもの所屬して
おる政党がそうでありましよう。それ
から親睦団体、平和運動団体、旧軍人
団体、引揚者団体、国交回復運動団
体、法人でない労働組合、それからP
TA、学校同窓会、神社仏閣の氏子や
信徒、主婦団体、芸能愛好家団体、そ
れから極端な例をあげれば、愚連隊や
すりの仲間やテキ屋の集団もこれに入
る。ただあなたの方としては、そうば
かりじゃなくて、全部入るけれども、
二十八業種ですか、お考えになるのは
二十八業種に限定されておるといふけ

紙を出している。出版物を出している。先年有名になったのに自民党の「うれうべき教科書」というのがある。私どもの方でも、また政策を浸透させるための出版物をいろいろ出す。これはもちろん党員諸君に対して啓蒙のために出すのであるけれども、その本来の目

的といひますか、それは國民に政策を浸透させるためにあるのでありますから、黨員以外の者に対してやはり浸透さしたい。それで十円なり二十円もらう、こういうことは一体どういふことになるのでありましょうか。私はその本来的な目的、収益の目的というものをもう一ぺん考える必要がありますないかと思うのです。収益とは何ぞや。収益とは、俗に常識的にいへば、金を集めて自分がもうけるということに本

来的な考えを持たなければならぬ。金は確かに入ってくるけれども、その金はポケットに入れるのではなくして、より高次な本来的な目的に使われるとせば、これは税法上、入ってくるからこれを収益だと見ることに誤まりがあるりはしないか、こういうことを感ずるのですが、それらの基本的な考え方と具体例についてあなたの御意見を伺いたいのです。

○原政府委員　最後の点が一般論であ

ります。それから、それからお答えいたしたいと思います。

一 庶普通の商売をやつていても、その商売によつて得ました利益を何か高次の目的のために使う場合は、収益自体にかけるのはどうかというお考えもあると思います。しかし私どもは、やはりそれは収益があればかけるということを原則にしていかなしいけないと思います。その場合に、その収益

の中から何に使うという事で寄付をする、あるいはそちらに回すという場合については、はっきりと基準を設けて、たとえば法人税法でも、通常の損金に算入されます寄付金限度額のほか、一定の公益目的のためにする寄付については、はつきりした制度を設けて損金に算入することにしております。そういう考え方でまずかけることはかける、しかし一定の目的に使う場合は別途はすすということにしなければならぬと思います。

ところで今おあげになりました二つの例、たとえば党の出版物というようなものでありますが、これは先ほど申しました特定の資格要件を有するといふ場合の非常に広い資格要件になると思います。私ども、政党的趣旨を宣布するために出版する出版物などまで収益事業と見る気持はありません。

それから、PTAが月に一回映画会をやる、これは入場税等の問題と、今回の法人税課税の問題と両方出てくるわけでありまして。入場税の方は当然かかる。場合によって免稅興行が働きますかどうかですか。通常にかかる法人税につきましても、私が先ほど申し上げましたのは、継続して事業所を設ける興行の場合、事業所というのはいくつあるかになりますか、むずかしいのでございまして、ただいまおあげになった程度のことであるならば、私の今の気分としては課税するといわぬでもないじゃないかという気分についております。なおその境目については、御心配になるのがごもっともなことでありますから、私が先ほど申し上げた点は、すでに変えたものを見ながら申し上げたわけですが、委員会の御審議の間に政令案要綱を出して、それ

をあわせて御審議願うことにしていたら、多くのよろしいだろうと思っております。

○横山委員 そういふふうには私が例を出して、これはどうだ、これはどうだといふふうには、まだたくさん例はございまして、そういう例を出せば、日本酢業研究会というあなたの例を見れば、もつともなような気もする。しかしながらわれわれが税金を払う方の立場からすると例を並べてみましたら、きつとあなたはそれはそうだな、それは気の毒だなどという感じを受けるに違いないと思ひます。ところが今政

党とPTAの私の例を聞いて、それはかけぬつもりだとおっしゃる。しかしそれはなぜかけられないのかといふことを、今度は私は逆に質問させていただきます。なぜ政党的の出版物がこの法律に該当しないのか、それはなぜかといふことになりまして、筋を立てて言うならばどういふことになりま

すか。あなたが提案理由として御説明になる筋にどうしてこれがはずれるのか、私は疑いを持たざるを得ないので、例を申し上げて恐縮ですが、自民党の皆さんに御了承願ひたいのですが、たとえばうれうべき教科書を出す。これは黨員諸君は知っているが、広く国民諸君に聞いてもらいたいという本来的な目的があるわけですね。ただお出しになることもある、しかしたくさんとなればただでは困るから買ってもら

う、買ってもらった金は自民党へ入る、それがなぜあなたの言う税金をかける対象になるのか。そういうふうなことを言えらると思ひます。その繰り引き方というものが非常にデリケートになつて、気の毒だから、頼んだから、あるいはどうのこうのというよう

な結果になることを私は非常におそれるのであります。しかも先ほどから例をあげる同窓会とか何とかいふものは種々さまざまで、雑多にわたりますから、それを一々例をあげるのもい

かかと思ひますのでありますけれども、例をあげてずつといつたら、ほんとうにかけるべきものだとあなたが確信をするものは少なくなつてしまふのじゃないか。そうするとこの法律というものは、出るは出るけれども、実際問題としては限られた少数のものに対してやることになるのではないのか。そうすると、法律とは何ぞやといふことになつてくるのであります。限られた少数のものとは、では現行の法律で絶対的なものか、絶対これができないものであるのか、絶対これができないものであるのかどうかといふことを私は考えてみるのです。これは実質課税の原則によつて、どうしても不可能なものではない。実情は知りませんが、日本酢業研究会といふものに対して、あなたが今日の税法上、これは何とも抜き差ししないものではないか、これらの一連の質問に対して率直にお答えを願ひたい。

トになつて、気の毒だから、頼んだから、あるいはどうのこうのというよう

な結果になることを私は非常におそれるのであります。しかも先ほどから例をあげる同窓会とか何とかいふものは種々さまざまで、雑多にわたりますから、それを一々例をあげるのもい

かかと思ひますのでありますけれども、例をあげてずつといつたら、ほんとうにかけるべきものだとあなたが確信をするものは少なくなつてしまふのじゃないか。そうするとこの法律というものは、出るは出るけれども、実際問題としては限られた少数のものに対してやることになるのではないのか。そうすると、法律とは何ぞやといふことになつてくるのであります。限られた少数のものとは、では現行の法律で絶対的なものか、絶対これができないものであるのか、絶対これができないものであるのかどうかといふことを私は考えてみるのです。これは実質課税の原則によつて、どうしても不可能なものではない。実情は知りませんが、日本酢業研究会といふものに対して、あなたが今日の税法上、これは何とも抜き差ししないものではないか、これらの一連の質問に対して率直にお答えを願ひたい。

人格のない社団、財団がございまして。これはあつて実際に商売そのものをやっておる。これは事実です。その場合にこれにかけないといふことは、これは税の公平という見地からいって絶対にできない。これは非常に強い一つの柱であります。そこで規定としては、収益事業にかけないといふことに当然なりま

す。従つてこれの課税の対象になる団体といふものは、おっしゃる通り限られた数のものになると思ひます。そうよけいのもではないと思ひます。そこで第二段の、それからばそういう限られた数のものにこいう改正までしてというお尋ね、また実質課税の原則を規定する条文でいけなかつたというお尋ねであります。これは、私どもはたとへば限られた数であっても、やはり公平に課税するといふ制度ははつきり要る。それからその面では実質課税の原則を解釈いたしましたも、それは法人税の課税はできないと思ひます。

はつきりと人格のない社団、財団といふものがあるのではありません。で、法人税法は「法人は」といふ書いてある。そうならば法人税を納める義務はない。それから所得税はどうかといふ場合に、所得税の納税義務者に人格のない社団、財団があるか、それはならない、やはりなりません。先ほど申しました源泉徴収の關係は別であります。

が、所得税自体は、やはり人格のない社団、財団が所得を得ているからといつて、それはやはり実質課税にはい

かない。つまり法人と個人とがあるといふ一応の前提で、人格のない社団、財団は無視して規定している現在の税法であつて、そして収益事業を行なつ

てゐる。そうすれば、それを入れるといふのは当然だといふ考え方で立案したわけがございまして。

いる。そういうものは、たとえば先ほど申しました広野のゴルフ・クラブというものは、決して公益だとは言っていないだろうと思うのです。いろいろなものがあつて、千差万別だろうと思ひます。

○横山委員 私の言う意味は、今第一番目の聞き方をしたのですが、公益事業を主としてやっておるという名目を掲げておつても、実際は収益事業をやつておる、そういうのはけしからぬというあなたの言ひ分であらうというのが一つ。もう一つの言ひ方は、公益事業の看板は掲げていないけれども、たとえばあなたのおっしゃる同窓会とか、あるいはほんとうの特定の会員制度による後援会なり、そういうもので名前を掲げておつても、実際は収益事業をやつておる。そういうものがあなたの胸中にひらめいておつて、それがいかぬと言つておるのではないか、こういうのです。逆説的に言うならば、少くとも公益事業をやつて、あるいはほんとうの親睦的な、あるいは文化的な団体であつて、まあ多少片手というか片足で、ときに継続的にやつておるこそこしたもので、これは当然ぬのではないか、こういうことをあなたは言つておるのではないかと私は聞いているのです。

○原政府委員 公益事業という看板を出して、そうして実際に収益事業をやつておるから、そこに臨時的にどうというふうなことは、私は初めから一言も申し上げておりませんし、そういう気持は毛頭ございせん。同時に、公益事業をやつておる法人でありまして、収益事業をはつきりとやつておればそれはかけ、これは現に法人税法

の五条でそういうふうになつております。もちろんただいまのお話の、かたわら懸念にやつておるという意味であるならば、先ほど申しました、事業場を設けて継続して行ふというものに当らないことが多からうと思ひます。そういう場合までして税をかけるつもりはない。ただ、公益事業をやつておる団体ならば一切よろしいという気持はございせん。はつきり収益事業であれば、やはりそれに対しては課税すべきではないかというふうな考へております。

○横山委員 あなたの今の御答弁によりますれば、問題はやはりあらゆるところに発生すると思ふのです。さかのぼりますけれども、たとえば政党はかけないという論理については、政党が機関紙なりあるいは印刷物なるものを不特定多数のものに配布して、それによつて収入がある。けれども、バラン・シートからいへば、これはもちろん赤字にきまつていますが、そういうものが対象にならないというのをここのあなたに言明なさるのだけれども、そういうものが対象にならずに、今私が聞いたものは大部分が対象になるというあなたの論理は、どうしても世間を納得させるわけにいかぬと私は思ふ。かりに政党がやつておるそういうものが対象にならないとするならば、少くともその線は上から下まで貫かれなければならぬ。われわれはここに政党を代表して聞いておる。国会で聞いておる。そういう政党に対してかけないという言明をされる意図が那邊にあるか、私は知りませんけれども、これにかけないとするならば、もう上から下まで貫いて、ほんとうに限られた少

数のものに対してやらなければならぬという論理ならわかるけれども、逆の意味の、限られた少数のものにはかけぬ、しかし大部分にはこの法律を適用する。その中で政党だけはかけぬということは、あなたがどういう脆弁を弄しまして、私は国民を納得させるわけには参らないと思ふ。

逆に、別な質問をいたしますけれども、それでは、今日までいろいろトラブルがあつたようであります。今日まで、これに該当しておつた諸団体については、これは全然税金をかけたかつかつたものであるかどうか、それをお伺ひいたします。

○原政府委員 政党につきましては、政党だから何をやつてもかけないというふうな申し立てはございせん。政党でもはつきりと、たとえば出版部というふうなものを作つて、そしてまあ通常の本と同じものを刊行されるといふようなことがあれば、それは問題になると思ひますが、現在現実に政党がやつておられる程度のものを判断すれば、それはかけるべきじゃないんじやなからうかというふうに申ししたわけでありませう。

それから、現在人格なき社団、財団についてどういふ課税をやつておるか。先ほどちよつと申し上げましたが、法人税は、これはかけられないからかけております。個人のほうでは——個人といひますか、所得税の關係では、法人が利子、配当については源泉徴収を受ける義務があるというところ、給与その他を払います場合に源泉徴収をする義務がある。これは法人も個人もあるわけですが、これは規定が「者」ということになつておりますし、

法律の精神からいふと、これは義務があるとして取り扱つております。そこで、そういう人格のない社団、財団の収益事業によつて得る所得について、代表者とあるいは理事というふうな人たちの個人の所得であるとなして課税することがあるかないかという問題があります。これについては、実はただいま申ししたようなエア・ポケットにおるものでありますから、扱いが実際問題として必ずしも統一してないというものが、正直な表現だろうと思ひます。場合によつて、それは一種のたとえば匿名組合に類するものだ、そういう団体の名は使つておつて、実質上は個人だといふようなことで扱つておる例が若干はございませう。そういう場合に非常に解釈に困り、また扱いもなかなか統一を期したいというふうなことが、しばらく続いたわけでございます。今回お願いいたしております改正案が通りますれば、はつきりと法人正案が通りますれば、はつきりと法人とみなして課税する。常識的に考へてそれが一番いいやり方でないかというふうな考へてお願いしておるわけでございます。

○横山委員 そうすると、今まで取つてないとおっしゃるのですか。

○原政府委員 人格のない社団、財団としては、その所得に対しては取つておりません。ただし、先ほど申した利子、配当を受ける場合の源泉徴収はやつております。その他の所得に対しての法人としての課税はいたしております。場合によつて、その所得が法人の理事なり代表者なり個人の所得であると認定される場合に多少かけている例は、若干あると思ひます。

法律の精神からいふと、これは義務があるとして取り扱つております。そこで、そういう人格のない社団、財団の収益事業によつて得る所得について、代表者とあるいは理事というふうな人たちの個人の所得であるとなして課税することがあるかないかという問題があります。これについては、実はただいま申ししたようなエア・ポケットにおるものでありますから、扱いが実際問題として必ずしも統一してないというものが、正直な表現だろうと思ひます。場合によつて、それは一種のたとえば匿名組合に類するものだ、そういう団体の名は使つておつて、実質上は個人だといふようなことで扱つておる例が若干はございませう。そういう場合に非常に解釈に困り、また扱いもなかなか統一を期したいというふうなことが、しばらく続いたわけでございます。今回お願いいたしております改正案が通りますれば、はつきりと法人正案が通りますれば、はつきりと法人とみなして課税する。常識的に考へてそれが一番いいやり方でないかというふうな考へてお願いしておるわけでございます。

○横山委員 そうすると、今まで取つてないとおっしゃるのですか。

○原政府委員 人格のない社団、財団としては、その所得に対しては取つておりません。ただし、先ほど申した利子、配当を受ける場合の源泉徴収はやつております。その他の所得に対しての法人としての課税はいたしております。場合によつて、その所得が法人の理事なり代表者なり個人の所得であると認定される場合に多少かけている例は、若干あると思ひます。

○横山委員 個人に対する金は取つて

おると言うんだが、源泉徴収の義務者は、義務者としての資格ありとして源泉徴収の義務を与えておるかどうかという点が一点。それから、あなたの言ひ分は、あなたという二つを限定して法人ないし個人という二つを限定して言つておるのであつて、この人格なき社団、及び財団がそういう法人でもない、それから個人でもないというふうな今日までは定義されておつて、それがいかぬというからここに改正をするのでありますから、今まではそういう徴収義務者としての義務はないと見るのが今回の改正案の趣旨ではないか。いかがですか。

○原政府委員 源泉徴収義務についての規定は、人格のない社団、財団についてもこれを適用して運用するといふことははつきり通達でやつております。私どもはその面では義務があると思つております。

○横山委員 これは通達でやつておるといふんだが、法律上の解釈は、「者」とは法人及び個人であつて、法律上は何ら規定のない人格なき社団ないしは財団を「者」の中に含めるといふ行政通達を出すことが誤りではないか。

○原政府委員 私どもは、所得税法にある徴収義務者の「者」といふのは、人格のない社団、財団も含むというふうな解釈しております。従つて今回の改正のうち、所得税法のその部分は、いわば宣言的な規定だと考へてお願いしておるわけでありませう。

○横山委員 あなたの解釈を聞いておるんじやないですよ。法律上の「者」とは、法人及び個人を限定して言つておるのであつて、あなたが勝手に解釈し

おると言うんだが、源泉徴収の義務者は、義務者としての資格ありとして源泉徴収の義務を与えておるかどうかという点が一点。それから、あなたの言ひ分は、あなたという二つを限定して法人ないし個人という二つを限定して言つておるのであつて、この人格なき社団、及び財団がそういう法人でもない、それから個人でもないというふうな今日までは定義されておつて、それがいかぬというからここに改正をするのでありますから、今まではそういう徴収義務者としての義務はないと見るのが今回の改正案の趣旨ではないか。いかがですか。

て、法律上何らの規定のない人格なき
社団及び財団も行政上これは者に含
むんだという事は誤まりではない
か、いかなる根拠があつてそういう勝
手な解釈を下したか、こう聞いておる
のです。

○原政府委員 たとえば診療所をやっ
ている、これは当然医療法人が個人で
ある、あるいは人格のない社団であ
る。そこでは月給を払っています。そ
れで源泉徴収できないということは、
これはだれが考えても非常におかしな
話だと思ひます。源泉徴収の規定
で、給与を払う者は源泉徴収しない
という場合には、それを当然含めてい
うておるといふふうに私は解釈し
ております。

○横山委員 それは法律に規定があつ
て、その法律に基いてあなたがおり
になるならいけれども、法律に規定
がないのに、あれは取るべきだとい
うことで勝手に源泉徴収をして、勝手
に法律を曲げてやつてはいかぬじや
ないか、原個人が、あれは給料を払
っているから源泉徴収をやる義務があ
ると勝手に源泉徴収してはだめじや
ないか、こう言つて聞いておるのだ
す。私は、この法案に賛成したいも
のであるけれども、その源泉徴収を
する義務があるものとして含めて、
初めてあなたは行政上の源泉なり通
達なりあるいは実施ができるのでは
ないか。それ以前に、いやあれは給
料を払っているから、通俗的にそう
なんだという解釈をすることは、も
つてのほかにありませんか。

○原政府委員 現在の所得税法の第三
十八条には「この法律の施行地にお
いて給与所得の支払をなす者は、」

税を徴収し」云々、こう書いてあるの
であります。私も、この法律の施
行地において給与所得の支払いをな
す者に人格のない社団、財団が入ると思
ひます。それは十分そう読めると思
ひます。

○横山委員 しかしながら所得税法、
法人税法の一般論として、今日税法学
者の中で共通して言われておるその
「者」といふのは、これは明らかに法人
あるいは個人といふふうに限定をして
議論をしておることは事実でありま
す。しかもあなたの方の下部におい
て、こういう解釈をして、税金を取る
べきでないという建前をとつたことも
事実でありましょう。そういうよう
なことをしておいて、今この法案の審議
になつてから、過去においてそういう
解釈をとるといふふうにかえらるるの
は、これはいささかどうかと思つて
います。過去のことが問題があるからこ
ろにこういう法律をきめるとおしやる
ならば、過去のことは法律上定めが
ないのであるから、また疑義があるの
であるから、これはそうではなかつた
のだ、ここにあらためて人格なき社団
ないし財団についてはこういう規定を
するのでありますから、ここで源泉徴
収の義務なり何なりが明確に生ずる、こ
ういう割り切つた話をしないと、過去
も実はそうだったんだといふことだ
つたら、これをきめる必要もなくなつ
てくるという議論も生じてくるのだ
す。その辺があなたの答弁はきわめてあ
いまいであります。重ねて一つ答弁を
お願いいたします。

○原政府委員 重ねて申すことになり
ますが、私も「給与所得の支払をな
す者」といふ中には、これも入ると

思つております。法人税法の方は、
はつきりと「左に掲げる法人は、この
法律により、法人税を納める義務があ
る。」として、これは法人であるとい
ふことになっております。所得税の源泉
徴収は、要するに給与所得の支払いを
なす者といふことでありますから、入
るというふうに解釈しております。こ
れは、今回この関係の改正をお願いす
るからといつて、にわかにならうと思
つておるのではなくて、もうすでに過去
において出ております通達の中の一環
として、そういう解釈を明らかにして
運用しておるということでありま
す。それでは当然読めるものをなぜ書く
かといふことであります。それは先
ほども申しました通り、人格のない
社団、財団といふものにつきます。こ
れは、今までの規定がきわめて不十分
といひます。個人、法人と並んで十分
考え尽くして規定してないのですか
ら、やはり源泉の關係もはつきりとし
た方がよろしいといふことで、明瞭な
らしめるという意味で書いたわけで
ございます。法人税の方ははつきり今
ままでの規定がきつた、かけられな
かつたものをかけるようにしたい。従
つて、これは今後開始する事業年度に
ついてかけるということにいたして
おります。源泉徴収の方は、引き続き
徴収の義務があるといふふうにか
えらるべきだと思ひます。

○横山委員 私は、今の答弁に納得
できません。しかしあつた人が待つて
おりますから、次へ移つてまた別の機
会にしたいと思つておりますが、あ
なたの今までの答弁を総称して言うな
らば、政院のようなものはかけない、
それから零細なすみっこをほじくるよ

うなことはしないのだ、大筋の目に余
るものをやるのだ、こういうようなお
話であります。私も、一番心配いたし
ますのは、ではそのリミットをどこへ
置くのかといふことなんです。どこか
らどこまでがかけられる問題であり、
どこからどこまでは取らないのか、ど
こかという問題であります。しか
らばその線は何によつて引かれるのか。法律
はあなたの方にそういう非常な問題
を起すことまでまかせ得られるであ
らうか。わめて重大な問題をばら
んでおると思ふのであります。法律
のどこにあなた
が言うようなことが書いてある。法律
案の中のどこにあなたにそういう権
限をゆだねておるか。今までの法律及
び政令との關係といふものは、一つ
の太い線を出して、その多少のこ
ぼりこそあつた、こういう考
えであります。ところがあなた
の答弁を聞くと、これは
みんな取るのだ、けれどもま
けるやつの、しかもまける基準とい
ふのは、この法律案の中に何ら明示
されてないのではありませんか、全
くこれになつてしまふ。少くとも
法律案の中に、これこれについて
はしないといふふうな文章がなければ
いけません。あなたの方に源泉徴収
をまかせても、あなたにこれに該当
すべき人格なき社団及び財団とい
ふものは膨大に上り、全く種々さ
まざまにわたるのであります。そ
れを全部何の根拠もなくあなた
の方にまかし得るということ、国会
としても考えなければならぬことだ
と思ふのであります。職崎さんも参
議院で、零細な人格なき社団の収
益事業を追及する趣旨ではござい
ませんと答えて

おる。衆参両院、同じように答えて
おるのであります。この法律案の何
を根拠にしてあなたの方はいふこと
をなさうとするのか、その根拠とな
るべき基準を何にしようとするのか、
そういうことが、事実この法律をき
めるに當つて妥當かつ公正な考
えであるかといふことをお伺い
したい。

○原政府委員 現在の法人税法第五
条に、公益法人等の課税の關係が
書いてあります。それは公益法人等
の所得で、収益事業から生じた所得
以外の所得に対しては、法人税は
これをかけない、こういうふう
に書いてあります。つまり、収益事
業であるならば、それから上る所得
に対しては、税の上では公平にかけ
るというのが大原則なのであります。
そこで、収益事業だけだ、収益事業
といふものは、収益事業から生じた
所得といふことで、おのづからそこ
に制限があるのであります。それで
現在においても、収益事業の範囲に
ついては政令で定めるところで、先
ほどお話しした二十八業種が上つて
おるわけでありまして、この規定の
第五條の一項に人格のない社団、財
団が入るということでありま
す。収益事業から生じた所得は何であ
るかといふ解釈で、私も法律として
の縛りは打つておると思ひま
す。それを政令によつて範囲をきめ
る。しかし、それは元から何でもな
しにきめるのではなくて、収益事業
の所得ですから、それは所得課税に
するといふことであります。その際、
日本の法律の体系でまだあまりが
つちりと組み込まれていないもので
あり、かついろいろと千差万別の事
象があるわけでありまして、私も心
がまえと

して、その規定の仕方には十分注意をいたしますと申しておるわけです。何でもなしにおまかせ願いたいというのではない、収益事業にかけるといふ点で、大きな線が出ておるといふふうで考へておるわけでございます。

○横山委員 あなたが言う答弁は、私の質問と食い違つておるのです。公共事業でも収益のあるものについてはかける、これは確かに載つておる。しかし、ここにいうところの人格のない社団及び財団に対する収益事業はかける、それを百歩を譲つて、かりにいいという立場に立つて、そこで私が聞いておるの、そのかける中で、あなたはこのまゝでは負ける、こゝまでは負けないといふことを言つておるのだけけれども、その基準というものは、法律案の中に明示されておらないではないか、一切私どもにまかせてもらいたいと言つておるのではないか、そういう線を引くことが、どうしてできるか。なぜ法律案の中に、こういうものについてかけないのだという原則をうたつておかないか。勝手にあなた方が、私どもにまかせてちょうだい、悪いことはしませんからといつても、そういうことはまかせられない。何を根拠にしてそういうことを言うのか、こういうことです。

○原政府委員 それは、収益事業から生じたものについてかけるといふことでありますから、常識的に、それは収益事業ではないじゃないかといふものまでかけません。これは収益事業だといふものについてはかける、それで大きな線は法律に出ております。世の中にもろもろの業種があり、収益事業かどうかという境は、非常にニユー

ンスのある問題だから、それは政令できめさせていただく、しかし大きな線は法律に盛り込んである、こういうふうにして申し上げておるわけでありませう。

○横山委員 盛り込んでありませう。あなたの言う意味でも、堀崎さんの言う意味でも、零細な人格なき社団の収益事業を追及する気持は毛頭ありませんと言つておる。収益事業であっても、零細なものについては追及しませんといふことを、あなたも先ほどから言つておるし、堀崎さんも参議院で言つておる。そういうことの基準は、どこによつてこの法律案に明示されておるかというのです。

○原政府委員 それは要するに一方の極端で、あれは全然商売じゃないかといふのがあるわけですね。ところが一方で、あれを商売といふのかといふものもあるわけですね。その間にいろいろなニュアンスの事態が並んでゐるわけですね。そこで常識的に考へて、あれは収益事業だといふところで線を引こうといふふうに考へてゐるわけですね。

○横山委員 まだやはり抽象的ですね。常識的に考へて、あれは収益事業だといふのは、それは何であらうか。たとえば、また例を出しますけれども、さつき言つたPTAの学校の設備改善のものは、これは収益として入つてくる。入つてきて、こゝした机を直し、あるいは講堂を新設する、これは広義の意味の収益事業に入るのではないかと。毎年々々定期的に臨海学校を学校がやる、そうしてその積立金をして、不時の場合に、子供が病氣したとか何とかいふときに備へる、これはどうか。婦人会が子供のために何か一つバザーをやろう、今月は一つ映画会をや

らう、そうして子供のための保育園の寄付をする、こういうことは一体どうだらうかといふことになつてきますと、あなたが考へておられない問題が續々発生してくる。これらの私が例示したものは、これは零細なものであつて、収益であつても収益とみなさない、あなたの言ひ方になると、こういうことになる。正確に言つと、収益であつても収益とみなさない。しからば、収益であつても収益とみなさないといふ根拠は、法律案のどこにあるかといふことを聞いておるのです。長くなり

ますから、これは私は次会に譲りますけれども、次会に一つ私の本日質問をしたことに對して、具体的な政令案を出してもらいたい。

お断りしておきますけれども、伝えられるところの政令案では、私のいう問題は解決してないのです。ですから、さらに御検討を願わなければならぬと思ひます。もし伝えられるところの政令案で、二十八業種を継続して行い、かつ事業場のあるもの、管理人の定めのあるものといつたところで、これは解釈のいかんによつて、では事業場らしきものを設けないで、やみブローカーのような格好でやろうと思へばやれるのですよ。代表者の定めといつたところで、これも方法はあります。そうなりますと、非常に問題が複雑性奇になつてくる。百歩も千歩も譲つて、どうしても目に余るものがあるといふならば、目に余るものだけを考へて政令案を作りなさい。政令案といふものが広範にわたつて、しかも抽象的な文句で、税務署がやろうと思へば、PTAであろうと、婦人会であろうと、俳優の後援会であろうと、政党人

の後援会であろうと、何でもひっかけられるといふふうな範囲では、私はあなた方がどういふふうな考へで立案されたか知りませんけれども、これは大へんな問題になると思ふ。従つて、政令案をさらに再検討されて、どうしてもこれはいかぬといふ問題、多少それに問題があつても、限られたもの、限られた目に余るものだけをつかまえられるような仕組みに圧縮してお考へになることを、私はあなたにお勧めをして、その立場に立つて出してもらいたいと思ひます。

それからもう一つの問題は、今いろいろお話を聞いてみますと、一番最初にあなたの口から出るのが、日本藤素研究会ですか、そういういふゆる目に余るものが出てくる。けれども、私が列挙したようなことについては、あなたは受け身になつて、いやそれはそれはといふ話です。少くとも大蔵省が本法案の立案に當つて、どういふ問題にまでこれが発展するかについて、お考へが足りないようであります。人格なき社団及び財団の実態の総合把握が、私は足りないのではないかと、このことを痛感するのであります。

委員長にお願いをいたしたのでありますが、こういう把握の足りない問題については、本委員会がうかつといつては失礼であります、十分な議論をするこゝろを審議することは、非常な誤まりを犯すおそれがあると思ふのであります。従ひまして、この際人格のない社団及び財団に関連をいたします人を一ぺん参考人として呼んでもらつて、一つその実態について私はお伺いをして、大蔵省も聞いておつてもらつて、そしてこの審議を進めたいと思ひます。

考へるのであります。その点について委員長の善処をお願いしたいのであります。あと質問があるのでありますけれども、本日は時間があまりありませんので、次の人に譲りまして、私は一応本日は人格なき社団及び財団のみに限定して、第一次的な質問を終ることにいたします。

○山本委員長 横山君の御要望につきまして、次の理事会で十分検討いたして善処いたします。引き続いて神田大蔵君。

○神田大蔵委員 質問の前に、私は委員長に注意を喚起し、特に自民党の諸君もよく聞いてもらいたいと思ふ。というのは、大臣が出てこなければ次官がいて、そうしてわれわれの議論を聞いておるといふのが大體の常識です。ところが、大臣がいないと次官もいない、こういう委員会はありませぬ。一休次官といふのは提案の説明をするだけで、何かロボットで、印刷物を読んでゐるにすぎないのか。大臣が出なければ、政務次官がちゃんと委員会に出席しなれば、今後われわれは委員会を開かぬから、その点を委員長は政務次官に注意してもらいたい。政務次官がちゃんとすわつていて聞いていたときはほとんどない。けしからぬ。

○平岡委員長代理 御意見に沿うよう善処いたします。質問をどうぞお続け願ひます。

○神田大蔵委員 私は、時間が二十分ぐらいというわけですから、簡単に御質問いたしまして、あと次の機会に譲りたいと思ひますが、主として農民所得税についてお尋ね申したいと思ふので

です。農業事業税の額は、一休今度の
予算では幾らぐらいい見積っておられ
るのか、お尋ねいたします。

○原政府委員 事業税というお話です
が、農業に対する所得税のことだと思
います。農業に対して三十二年度

の税金、農業所得者から入ってくる分
は、総合計三十九億九千九百万に
見積っております。これは、三十二
年分について出る課税額のうち、三十二
年度中に入るもののほか、前の三十一
年、三十年というような時期の税額
で、まだ納めてないというものが入っ
てくるというふうなものと含んでのこ
とでございますが、同時に、三十二年
分で納まらないものはあとに送るか
ら、それは入ってない。三十二年度中
に三十九億九千九百万という見込
みにいたしております。これは、前年
度の額がたしか六十九億でございまし
たから、非常に大きな減少になるとい
うことでございます。

○神田(大)委員 予算面では、前年度
六十九億というふうな計上してござい
ますが、実際に徴税になった額は幾らで
すか。

○原政府委員 ただいま六十九億と申
しましたのは、三十一年度の作につい
てで納税義務の計算で、三十一年度
の見込みとしては、先ほど申した前
年度からのずれと、後年度へのずれが
差し引かれてかえってふえて、七十五
億ばかり予算に見えております。その
うち、三十一年度の作によって課税にな
る見込み額が六十九億であります。そ
の分が幾らになるか、これは確定申告
が済み、その後一部更正決定もありま
しょう、そういうものが済んでみない
と実はわかりません。今私どもがこれ

だけになるつもりだということな
ことを申すのは、若干どうかと思いま
す。済んでからにいたしたいと思いま
すが、三十一年度の課税六十九億が若
干減って参るというふうな様子の方
に私ども聞いております。

○神田(大)委員 各税務署から町村
長、農業協同組合長、あるいは農業委
員会長等を集めてこの課税標準の割当
をやっている。この割当を見ますと、
去年の標準収量、収入所得よりも大体
一〇%、一割程度減らしてやっ
て、あるいは一割五分程度減らされて
いる。そういうことを三十二年のもの
と比較いたしますと、大体百億から九
十五億程度が割当される。そうする
と、予算面では六十九億しか計上して
ないのに、百億割り当てるということ
になると、水増し割当をやっている
ということになるのですが、こういう点
はどう思いますか。

○渡邊政府委員 課税の実態の問題の
ようでございますから、私からお答え
したいと思えます。

今お話しのように、農業所得につ
きましては、昨年から反当り標準とい
うことをやっていることは、お話しのと
おりです。農家の所得は、御承知のと
おり、帳簿が完備してないとか、いろ
いろな関係がありますものから、農
民の方、やはりそういうふうな方
法を御希望になつておられるようござ
いますし、やむを得ざる便法として、そ
ういうことをやっております。三十年
におきましては、これは一般的な話で
ございまして、相当な豊作で、三十一
年分の作も、平年作はこえております
が、しかし三十年に比べますと、そこ
までいかないということから、私こま

かい数字を記憶しておりませんが、お
そらく三十一年度の標準は、三十年に
比べましてある程度下つておられるんじ
やないかと思えます。しかしその次に御
注意を喚起していただきたいと思いま
すのは、所得がたとえ一割減ります
と、そうすると、これは現在の税の制
度がそうなつておられるわけですが、基
礎控除額とか扶養控除額というのは結局
同じ額でございまして、従つて課税
所得だけを見ると、それが人によつて
は半分になるとか、あるいは三分の一
になるとか、かなり大幅に減るという
ことが考えられるわけですから、農民の場
合におきましては、所得額全体が割合
にレベルが低いものから、従つて
所得額が減つたのに比べて、税額
の減りは非常に大きい。逆に所得額が
ふえた場合におきましては、所得額の
増が一割の場合においても、税額は場
合によつては倍になる、こういうこと
はよく起る現象であります。今われわ
れの方でもつて計数はまだ全然できて
おりませんが、予算額に比べても、そ
う大きな違いはないんじゃないか、決
して水増しとかなんとかいう問題等、
御指摘を受けるような問題はないん
じゃないか、かように考えております。

○神田(大)委員 このこまかい数字に
ついては、時間がありませんから、後
刻御質問申し上げますが、この点は、
六十九億の予算計上をされているにか
かわらず、実際のわれわれの調査によ
ると、三十一年度の収量に比較して、各
税務署が関係団体に示した収量から算
定すると、百億からの収入になる。こ
の数字についてはあとでやります。
いま一つお尋ねします。去年だと思

います。前農林大臣の河野さんと国
税庁長官の間で話し合ひし、それが閣
議決定になつたと思うのですが、農家
の反収の算定については作報事務所の
統計を尊重するという話し合ひをして
おります。この線は変わらないかどう
か。

○渡邊政府委員 作報の数字を尊重す
るという気持は変わっておりません。し
かし作報の数字自体をそのままとる
というところは、これは私もいろいろ聞
いてみましたが、県によつて納税者の中
からかなり議論がある面もあるよう
です。従つて、われわれの方といたしま
しては、作報の数字を尊重する気持は
変わりませんが、一応税務官庁は税務官
庁としての調査をいたしまして、同時
に作報の数字にもらひ合せて、別途一
応の数字を作つていく、これが現状で
ございます。

○神田(大)委員 なるほど税をとる場
合には、独自の立場からやるといふこ
とも言えるかもしれませんが、全国的
に作報の統計と税務署の収量の算定と
が食い違つておられる。ほとんど税務署
の算定の方が上回つておられる。これは一
つの例であります。私の郷里の関係で
は、作報が二石一斗六升見えておるの
に、税務署では二石三斗八升、二斗か
らの違いを来たしている。各税務署と
もこういう違いを来たしている。作報
というものは、何も民間で統計を取つ
ておられるのではない。少くとも政府の権威
ある機関としてやつておられる。しかも、
これは農家が災害を受けた場合の共済
金の支払いの基準になつておられる。税金
を納めるときには、税務署が独自の立
場で算定した収量の多いのを基準にし
て税金をとる。もう一つは少く、出

すの多い方で出すという矛盾、これ
は農林省と大蔵省と違ふといへばそれ
までであります。いやしくも権威ある
政府機関としては、このような不統
一は許されません。尊重するというの
は、相当強い意味において作報の統計
を用いるべきであつて、単に言葉のあ
やでもつてそういうことを言われたの
では、はなはだ迷惑な話である。この
権威ある作報の統計の数字を採用し
て、災害の共済金をもらう場合にも、
税務署に税金を納める場合にも、同じ
基準でもつてやるのが至当だと思
うが、この点に対する所見を伺いたい。

○渡邊政府委員 今作報の数字を税務
署の数字が上回る例を出しになりま
したが、県によりましては、作報の数字
では納税者が全然納得しただけな
い。同時にわれわれの方の調査から見
ましても、作報の数字より下回る方が
妥当であるという場合もあります。従
いまして、われわれの方としまして
は、やはり作報の数字をそのままと
ることは、課税の上からいいますとど
うも適当でないのではないかと、こ
ういふ点で別途調査をしております。従
いまして、そういう作報の数字と大きく開
くとは思いませんけれども、作報の数字
をそのままとるということをやつて
いくことは適当でないのではないかと、
しかし作報の数字がそのままとれる場
合においては、われわれとしてもこれ
によるべきである、こういうふうな考
えを持っております。

○神田(大)委員 作報の統計というも
のは非常に科学的で、しかも一つの業
務として専念してやっております。そ
してあらゆる方面で、一年間の統計をと
るために膨大な費用をかけて国家がやつ

ている。そういう機関の統計を無視するということはおかしい。大蔵省であるとしても、これはおかしい。威に關すると思う。大蔵省では独自の立場でやると言われますが、あなた方の出先におけるとの職員は、作務が調査するほどの科学的な知識も持っていないし、そういう余裕もないと思う。一つのたんばを見渡して坪刈りをやるとか、あるいは抽出農家を採用するというようなことを言っておりますけれども、科学性という点においては、作務にははるかに及ばないと思う。税務署の場合には、いかにして税金をよけにとるかというのを主体にした調査であるというふうに見られる。というのは、私が先ほど申し上げましたように、ほとんどが作務の調査よりも上回っている。この点をぜひ御考慮願いたい。

いま一つ大きな矛盾があるのは、今度一千億減税、一千億施策というようなことをいって、税金は安くなるようなことを言っておりますけれども、景気のいいのは大産業だろうと思う。農民は非常な不景気を負わされている。そういうときには、農民に対する割当というものが過酷になりがちである。小さな重箱のすみをほじるようにして農民の税金をとり、あるいは零細企業の税金をとりとする。その一つの例は、もち米と普通の米とを区分けをしている。なるほどもち米というのは、普通の米よりも右より四百五十円くらい高い。そのように高く見積つて税金をとるとする方式をとっている。ところがもち米の収量というのは、普通の水稲よりも二割方減収になる。こ

れを金額にしますと、二千円からの減収になる。ほんとうからいうと、もち米というのは、普通の米よりも二千円くらい低く見なければならぬにもかかわらず、価格において四百五十円高からといって、もち米に計算して税金をとっている。こういうやり方はまさに矛盾しているやり方だと思つて、こまかい点を申しますと数限りがありませんか、次の機会に申しませんが、そういうような非科学的なやり方をしている。この点について、あなたは独自な立場でやるといふことでありますけれども、それを専門にやっているとところの農林省の出先機関とも十分連絡をとってやるべきであらうと思つてございしますが、お伺いしたしたいと思います。

○渡邊政府委員 もち米の値段が一般の米よりある程度高いということで、それを配慮に入れるということは従来やつておりましたが、局によつてやつてない局もありましたので、全国的にこれを統一する意味において、従来やつてなかつたところにつきましても、そういう考え方をに入れております。同時に今お話しのように、もち米は収量が少いというのなら、その少ないことも当然にらみ合せながら、やはり考えに入れていく、こういうことを考へてやればいいわけでありまして、もし税務署が収量の数量においては普通のうるち米と同じだけあげて、値段だけは加算するというのがございしますれば、神田委員の御指摘のように、これは税務署の行き過ぎだと言われてもやむを得ないわけでありまして、そういうことがあれば、われわれとしてはよく検討してみたいと思つております。

す。それから作報の数字を尊重するという気持は、われわれの方としては先ほども申し通りであります。ただ現にある県などは、作報の数字に対して非常に不信を抱いておつて、納税者の方が全然作報の数字には納得せぬ。同時にわれわれの方で調べてみても、やはりそういう数字が出てくるもの、いったいどうなこともございしますもの、それから、われわれは作報の数字を一応尊重はしますが、作報通りというわけにはなかなかいかぬようであります。ただそれにしまして、一応税務署として天下りの課税をすると言われる非難は受けないために、協同組合等の方にもよくわれわれの数字の根拠なども御説明申し上げまして、御納得を得るという努力は続けていくつもりであります。

○神田(大)委員 もち米の問題ですが、これは価格の点だけしか見ていない。私の調べたところでは、収量の点は見えていない。そういう点において何か不公平な点があると思う。それから、私は一つ資料として出してもらいたいのですが、大蔵省国税庁が見た米穀の生産高というものは、過去三カ年間に於いて幾らに一体見ているのか。あなたたちの課税基準として調べておる収量の調査がもしありまして、これはあるべきだと思つております。あなたがたはとっているのですから一つ提出してもらいたい。

割、三百万にとつても二割ということでありまして、要するに村によつては非常に納税人員の数が少いわけでございます。そういうわけでございまして、全国的にこの県が何万石取れるというところから標準を作つていくというやうなやり方は、現在ところによつてやつておるところもありませんが、私は、そういうやり方は少し古いんじゃないか、一時のように、納税人員が農家の中で半分以下を占めておるといふなら、これはごもつてもですが、しかし農家の中で、村によつて、山間部などに行きますと、村の中で何人と数えるほどしか納税人員がない場合には、もっと簡便な調査をやるべきではないかというやうなことで、署によつてはそうした一般的な平均率というものを作らぬという署もございします。従いまして、全国でもつて、税の方で基準としてとつておる米の高が一体幾らであるかといふやうな数字は、実は私の方ではそれほど必要じゃないわけであらう。従いまして、それが今ここに提出できるかどうかという点、特に今年だいいややり方を変えてきておりますから、ちよつとお答えできかねますが、できれば御提出申し上げてみたいと思ひます。

○神田(大)委員 これはなるほど品質算定ですから、そういうことになるかもしれませんが、しかし各税務署ごとに詳細な反収を見て、それに対する耕作反別を見ていくのですから、私は各税務署のあれがおりますから、全国で一体米は幾らとれたか、それに対して幾ら税金をかけるかというやうなことがちゃんと出ると思うわけですが、これはわれわれも非常に参考になりますか

ら、一つ大蔵省側が見た一つの統計というものを私も参考にしたいと思ひますから、御提出をお願いしたいと思います。次に、こまかい問題は、必要経費の問題ですが、これをやりますと時間がたちますから、次に栃木税務署の署長である木村松江氏が過般汚職事件でもつて逮捕された、この点について知つておる範囲のことを御報告をお願いいたします。

○渡邊政府委員 今御指摘になりました栃木の木村署長が収賄の嫌疑をもつて前橋の検察庁に逮捕された点は、われわれといたしまして、事件の内容が真実嫌疑の濃厚なものであるかどうか、あるかないかにかかわらず、いろいろな意味におきまして非常に遺憾に思つております。現在におきましては、まだ起訴段階に入つておりませんから、従いまして、容疑がどういふ内容のものであるかということも、まだはつきりしておりません。ただ一応推測ではありますが、木村署長が、関東信越の国税局の間税部の監視課長をしておりました当時でありまして、前橋にある酒の販売の協同組合の部長をしておる者から供給あるいは金銭の供与を受けたという嫌疑のようでございます。

に、こまかいところに目をつけてびしと取り立てる。片方においては、大きな納税者に対しては、裏からの手によって適当に勘案するというようなことをやっておりますと、これはやはり徴税上支障を来すことであると思う。でこの問題は、入場税の問題あるいは遊興飲食税の問題等においても、その脱税に関連するところの醜聞というものは、もうある程度常識的なものになっているんじゃないか。入場税の問題についても、私は大きな資料を持っておりまして、これは時間がありませんからこの次に申したいと思ふけれども、こういうような徴税官吏の不正に対しては、今後厳重なる警告を発して、これらの悪影響を一掃するようにしてもらいたいと思う。と同時に、このような事件はほかにもあるんじゃないかと思う。こういうような事件は、隠さずに、国税庁長官は、議会なり何なりに率直詳細に報告して、まだ起訴されないからわからないというようなことじゃないに、新聞にはほとんど出ておるのであるから、詳細なることはあなたのごころにはちゃんと報告が来てるわけですから、詳細な報告をちゃんとして、そうして国民の疑惑を解くようにしなければならぬ、こういうふうに考える次第です。私は、この農業所得税を適正にやる、特に科学的な調査をしておるところの作報事務所の統計を尊重して、ただ口だけの尊重じゃなしに、小額所得者である農民の税負担の均衡を保つために、こういうように作報の収量よりも多く見ておるところのあなたのやり方に対して反省を促して、私の質問を終ります。

〔平岡委員長代理退席、横銭委員長代理着席〕

○高見委員 閣下して、資料を要求します。今神田君が要求しました資料の中で、所得の問題については、全体的な米なら米についての生産量というものは無理だろうと思うが、作報が調べておる農家の必要経費と比較してみたいと思ふので、あなたの方でお願いいたします。

○渡邊政府委員 今手元にあるかどうかよくわかりませんが、できるだけ御趣旨に沿うものがあれば出したいと思ふます。

○平岡委員 渡邊国税庁長官にお尋ねします。昭和二十九年度の十二月四日、社会保険診療報酬についての課税の特例制度が設けられまして、医師、歯科医師の社会保険診療報酬については所得税法、法人税法の例外として百分の七十二を経費としてみなす、逆に申しますれば二八％を課税所得とすることが定められて今日に至っております。当時この立法の趣旨は、社会保険診療報酬の一点単価が、政策単価として政府より不当に低位に定められておるので、単価が適正単価に改訂せられるまでこの特例を設けるという趣旨であつたはずであります。立法の趣旨からの当然の帰結といたしまして、同じく社会保険診療を行なっている柔道整復師の場合も同様の配慮があつてしかるべきだと思ふのでありますが、国税庁長官はどのようにお考えになつておりますか。

○渡邊政府委員 平岡委員のお話のように、社会診療に關係しての医師、歯科医師につきまして、今言つたような特別ないわば所得率が定められておる、これはお話しのとおりであります。われわれの方の考え方といたしましては、結局あれはそうした特別な配慮に基いてなされておるわけですから、従いましてやはり法律に掲げられておりますその範囲にいわば限定されるべきものであると思ふます。それで社会保険のなるといふ他の業種についてもそれが類推解釈されるという意味の性格のものじゃないのじゃないだろうか。従いまして、もしそれともういふふうに扱うべきだということならば、これは法律の問題である。こう解釈しております。

○平岡委員 法律そのものをしやくし定本に読めばそうかも知れませんが、立法の趣旨は、政策単価が低位に定められておるのだから、それが改訂されるまではこれに特例を設ける、こういうことであることには間違いないと思ふのです。そうした立法の精神からの当然の帰結として、やはり柔道整復師がこの保険診療をやつておるのですから、この社会保険診療報酬分についてはやはり同様の配慮があつてしかるべきと思ふのです。この点についてはもう一回お尋ねします。

○渡邊政府委員 平岡さんのような御意見もあるかと思ふますが、同時に私の申し上げるように、一応これは特別な配慮に基いた特別な規定である。従いまして、やはりそこにはつきり業種が限定されております。これが社会保険に關する医療だとか何とかだといふような意味で、相当広く社会保険関係のものに入るのだといふふうには、その業種の限定がなく、一応解釈的にそこがまかされておる場合であれば、これはお話しのような解釈も可能であると思ふますが、いかに法律ははっきり医師、歯科医師といふふうには明記してありますから、従つて、それ以上類推解釈をする余地はないのじゃないか、私はこう思つております。

○平岡委員 それではお尋ねします。この問題につきまして、柔道整復師側からの陳情を受けたことがあるかどうか。またこの陳情を受けてこの事案に対処すべき通達等を国税局に出したことがあるかどうか。

○渡邊政府委員 柔道整復師の人たちから陳情は受けております。同時にわれわれの方としては考え得る問題として、結局社会保険の場合におきましては、柔道整復師の方が受けられる報酬が通常の社会保険以外の場合の報酬に比べて相当低位に定められておる、従いまして、必要経費の方としてはそう変らないことがあるということに非常に強く主張されておりますし、われわれの方もその点は調べてみますと、そういう点もあるようでございます。従いまして、その措置法の特別な規定のいかんにかかわらず、収入金額に比べて必要経費が相当割合が大きいという事実は、これはわれわれの方として所得税法の当然の建前からして、そういう事実があればそれを尊重すべきだ、これは尊重すべきであります。その意味におきまして私の方といたしましては、一般的な通達ではございしますが、柔道整復師の方々から特にそういう事実をあげて注意があり、陳情がありましたから、その点をよくと調べるようにしようと思ふます。

○平岡委員 そうしますと、やはり一般診療報酬と區別して低位に定められている社会保険診療に対しては、これに手心を加えるべしという通達として解釈してよろしうございしますか。

○渡邊政府委員 手心を加えるべしという意味の通達とは私は思つておりません。結局要するに料金が安い、しかし必要な経費は同じである、そういうことから当然出てくる結論として、同じ百円の収入があつても、所得として残る分は社会保険の場合においては少い、その事実をはつきり頭に置いて、よく調べて一応課税をするように、こういう意味の通達でありまして、手心という意味のものは解しております。

○平岡委員 そうしますと、各国税局はあなたのその通達に基づきまして、この事業に対する所得標準率を具体的に作成していると思ふのです。今東京国税局の場合につきまして、もし資料がございましたら、数字がございましたらお知らせ願ひます。

○渡邊政府委員 今はいささか記憶しておりませんが、たしかこれで間違いないと思つておりますが、一般診療の場合には所得の割合が七〇、それから社会診療の場合には四五、こういう数字であつたと記憶しております。

○平岡委員 そうすると結局標準率を、社会保険診療報酬分について四五％と作つたわけだと思ふのです。私は、この標準率を作ること自体が違法であるか否かは議論の余地があるかと思ふけれども、私の聞く範囲では、隣の埼玉県の某税務署では、関東信越局か

らの示達されたものとして、社会保険診療報酬分について課税標準率五五%を示して、業者の団体との間にいざこざを起しておる事実がございませう。こうなりますと、あなたがせんだって違法であることを認めて取りやめた「お知らせ」とこれは同断であらうと思う。この点につきましてあなたの御見解をお伺いします。

○渡邊政府委員 私どもの考え方としては、いづゆる標準率というものは、どこまでも標準的なものだと思っております。従いまして本来の建前からいえば、納税者の方が収入金額と必要経費をはつきりさせて、そしてそのおのずから所得を計算して、そして自分の所得は幾らと御申告していただくべきものだと思っております。ただ数ある納税者の中には、必ずしも帳面もはつきりしない。全部がつけ切っていない、こういう方もございませうから、従いまして収入金額におきましては、特に社会保険診療なんかの場合には、収入金額は割合にわかるわけですね。けれども必要経費の方がはつきりしないという場合もあるものですから、便宜さういう率を課税の実際の所得の見積りの場合のやむを得ない手段として使っているわけですね。それが、現在片方で必要経費がもつと要るんだという事になれば、それを明らかにしていただくことによりまして、十分その根拠に立った所得で御申告して下さってけっこうなわけですね。

○平岡委員 柔道整復師側の言い分は、過去において医師と歯科医師の一点単価が改訂されたときに据え置かれた事実があるのです。具体的に言えれば、現在都市におきまして医師歯科医師の場合には十二円五十銭、それから地方

方におきまして十一円五十銭、これに對しまして劣勢のまま据え置かれた柔道整復師の場合には、都市におきまして十円、それから地方におきまして九円と定められたまま今日に至っております。そうした政策で一つそう低位にくぎづけられておるこの柔道整復師の場合に、片や医師歯科医師の方は二八%を課税所得とされておる、逆に柔道整復師は、今あなたのおっしゃられる東京の場合四五%、それから埼玉県の某税務署の場合五五%、こういうようにきめられて、しかもこれが確定申告の前に、この申告に影響を与えるような措置で業者が基準を示されるという事は行き過ぎじゃないかと思うのです。これは感覚的に、柔道整復師側がどうしたって承服できないというのが当りまえだと思ふ。ですから、この法律そのものが、医師歯科医師に限定されるというところだけを主張されて、この現実を目をおおすることは私は間違いだと思ふ。そこで、法改正をするしなは別として、行政的にこの不合理を是正するような一つの行き方が当然あらうと思ふのです。この点につきまして、国税庁長官が将来どのように御処置なさるつもりかお伺いします。

○渡邊政府委員 われわれとしましては、結局課税の公平ということが非常に大事でございませうから、一点単価の従来の経緯が解決されて、医師、歯科医師につきましてもああいう法律による特別な標準率のものがあつて、あれで所得率がきめられるというあの規定は、あつてはやはり過渡的なものだと思ふと思ふが、ああいうことがなくなるといふことが一番望ましいことだと思つております。

○平岡委員 次元の違ふ論議は別な方

です。現実には医師歯科医師の課税標準率ともいふべきものが二八%である、片や柔道整復師が同じ社会保険診療報酬に對し五五%というやうなものを押しつけられておることは不合理です。ですから、こういう所得標準率を各国税局をして撤回せしむるおつもりはないかどうか。

○渡邊政府委員 その点につきましては、先ほどもすでに御答弁申し上げたわけですが、われわれの方といたしましては、医師、歯科医師につきましては法律にはつきり規定されておりますので、これによつて課税していただくのはこれまた当然の話であります。同時に柔道整復師につきましては、そういう規定も入つておりませんので、従いまして、われわれが通常の所得税法の適用をする立場においてやつていく、ただしその場合におきましても、先ほど必答弁申し上げましたように、社会保険診療の場合におきましては、報酬が安い、従つて必要経費の割合が大きくなるという事実、そういう事実は事実としてわれわれは正確に認識し、その上に立つて課税を行なつておきます。その意味において、この間陳情を受けまして、その点をはつきり国税局に申し伝えまして、その基礎に立つてこれを行なつていけ、こういう通達をしたわけでありませう。

○春日委員 この問題は、ただいまの質疑応答を聞いておりました、重大な問題を含んでおると思ふのです。こういう社会保険診療報酬に対する限定課税の問題については、やはり公定単価の問題、それから医師、歯科医師との比較の問題、やはり柔道整復師もそ

れと同じような立場に立つておるし、経費の算入方法については、やはり特別の配慮が加えられてしかるべきだと思ひます。のみならず、この法律はかつて議員立法によつて行われたいきさつ等からも考えまして、特に国会側においても相當の責任があるかと考えます。ただいま平岡君の御質問に對する長官の答弁も、これは、やはり政府とすればそういう御答弁が必要であらうと思ふのです。関連して国会の責任もあらうと考えるから、この問題はいろいろ後日理事会において、この質疑応答を資料としてさらに検討を進められたらと思ひます。この問題の取扱いを後日理事会において、政府側を交えてさうにその調整をはかることのために検討を加えられることを要望いたしておきます。委員長においてそのお取り計らいをお願い申し上げます。

○横越委員長代理 午前の会議はこの程度にとどめ、午後は二時より再開することとし、暫時休憩いたします。
午後一時十八分休憩
午後二時三十四分再開
○山本委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。
所得税法の一部を改正する法律案外税関係十三法律案を一括議題として質疑を続行いたします。横越重吉君。

○横越委員 国税庁長官がまだ来られないので、主として主税局長に質問したいと思ひますが、主税局長はきょうの毎日新聞を読まれましたか。
○原政府委員 「税金につぼん」の話だと思ひますが、私は注意をして、一番から十四番まで持っています。十四番は、「政界をのす無税金」、「政治献金

に国税庁をつぼん」というので、これはきのうのだったと思ひます。きょうのはどうでしたか、ちよつと気がつきませんでした。

○横越委員 本委員会にかかつておる特別措置のものたししておる弊害について、この「税金につぼん」ではかなり詳細に具体的に分析をしておるのです。局長がこれをまだ読んでいないとするならば、取り上げて示しますから、御答弁をお願いしたいと思います。その一つの点として、東京通信工業というものがトランジスタ・ラジオの部分品を作つておる。これに對して、今度新しく日立、東芝、松下というやうな有力電氣メーカーが乗り出す。この段階にきたときに、トランジスタに對して税法上の重要財産に指定をする。指定が行われた場合には、設備を新設してから三年間は法人税を免除する。これが行われた場合には、今作つておる東京通信工業というのは比較的大きくないので、大企業に太刀打ちができない。ところが、そののみでなしに、すでに製作をしておる東京通信工業では、もう前に施設をしてあるからこの恩恵を受けない。それに対して、新しく乗り出すところの東芝とか、日立とか、松下とかいう方面ではこの恩恵を受ける。従つてこのために非常に恐慌を受け、会社が存立の危機にまで見舞われておるという記事が出ております。こういう点について、こういうことがあり得るということを含めて、措置に當つても考えられておったかどうか、この点について伺ひます。

○原政府委員 お話しの重要財産免税につきましては、今回相當根本的に筋を立てまして、優遇を与へるにして

も、それに値するものにとどめたいというところで、所得税、法人税法の改正法案の中でお願ひいたしておるわけがあります。そこでたゞいま具体的に御指摘になりました東京通信工業が現にやり、さらに他社が始めようとするトランジスター・ラジオの製造を指定するかどうかという問題は、私はまだ聞いておりません。十分検討の上態度をきめたいと思います。一般論として今回改正をお願いしております線は、業種につきまして、それが日本の国民経済のために必要であるということと同時に、技術的あるいは市場的に採算が不安定であるという事情が存することを必要な条件といたしております。従いまして、そういうことも考えなければいけません。同時に私の記憶では、今まで重要物産免税の対象にいたしましたものは、近ごろではその必要はないというのでやめようとしておりますが、いろいろな鉱産物、あるいは肥料とか、あるいは溶剤とか、あるいは化学繊維というふうに、原料的、素材的なものをおもに扱つておるのが実情でございます。それを組み立てて、いろいろな機械を作るといふところまでいくかどうかというあたりは——これは法律としては読めないことはありまけんけれども、かなり大きな問題だと思ひます。具体的な事案につきましてよく検討いたしました上で、態度をきめたいと思ひます。

○横録委員 ここに指摘してあることは、かなり事実に基づいて出されていると思うのです。従つて、今ここで審議されている租税特別措置というものは、こういうような各会社間の競争ないしは設備投資というものを相当程度

本年は押えなくてはならないというところとが言われておるときに、税法をめぐつて有利に立つ会社と、有利でない会社とがはつきり出てくる。しかも現実によつて大打撃を受けるようなことが行われていくとするならば、これに對しては当然指定を取り消し、あるいは指定をしないということが行われるべきだ、こう考えますが、この点いかがですか。

○原政府委員 私たゞいま伺いましたばかりで、はつきり結論的なものをこの席で申し上げるのは不穩當と思ひますが、感じとして、多分に慎重に検討しなければならぬという感じがいたします。十分お話しの際に善処したいと思ひます。

○横録委員 毎日新聞がこれだけの内容を盛つて具体的に發表しておる。この事實は、私はあることだらうと思ひます。従つて、このことが事實あるとするならば、これはいろいろな恩恵やあるいは政治的な力や、そういうものに屈することなく、この点について今あなたの持つてゐる考え方を通していただきたい。そうして、これによるところの変な税法上の汚点というものを消さないようにしていただきたいと思います。

それから問題はそれで終つてゐるのではない。なかなかこれは含蓄のある内容ですね。その次には、さらに今度は東電の一例をあげておるのです。東電の場合には、三十一年度の利益が三十一億六千四百万円ある。これが法人としていわゆる四〇%の課税をされるならば十二億六千五百万円とられるべ

きである。ところが重要物産の免税によつて二億三千万が引かれる。増資分が二億引かれる。それから湯水準備金に十五億引かれる。退職給付の引当てで四億引かれて合計二十三億三千万円が引かれる結果、わずかに八億三千六百万円に對して課税をされるという結果になる。その結果、實際支払うべきところの税金というものは三億三千四百万円、二六%に下つておる。これは、昨日の本会議において平岡委員がこれらの問題を取り上げて質疑をした通りでありまして、これはこの特別措置を行うということが本来の趣旨に合致してゐないのではないか、こう考えるのです。局長の見解を一つ承わりたい。

○原政府委員 東電の三十年の十月から三十一年の三月事業年度についての数字は、お話しした通り数字になつております。ちなみに、おっしゃるようなものもろの特例がないとした場合の二六%。何で抜けているかというもののうちで一番大きいのは、約四七、八%が湯水準備金で抜けております。湯水準備金の考え方はどうかという問題。それからその次に大きいのが退職給付の引当金、これが一二、三%出ております。その残りがほぼ半分に分れて重要物産の免税所得と、増資配当の免税所得、こういうふうになつております。おっしゃる通り、私もこの

特別の種類のある企業、あるいは特別の種類の人に優遇する特別措置というものは、公平の見地から考えますと、なるべく全部に均等に得る恩恵にしたいという気持ちがございしますが、この東電の場合、恩恵がない場合の二六%になつてゐるという差につきましては、

その恩恵の種類について、いろいろ検討が要するんだらうと思ひます。湯水準備金のようなものは、電力料金が湯水の場合においても上らないように、国民経済がそれによつて不当に影響を受けないようにというふうな意味で積まれるものでありまして、今回はあまりによけい無制限に積むというよりは必要ならうというので、限度を置きませんが、事柄自体としては、単に優遇のための優遇というのではなくて、そういう別の目的を持ったものであります。退職給付の引当金、これはいろいろ議論があるところでありまして、債務性の引当金だといふ議論もある。私どもは債務性といつても、そう一度に払うというふうなことは法人の存続を前提とする限り考えられないというふうなことから、先般もこの限度を半分にしたようなわけでありまして、この辺は、特別措置の中でも、当然に税なしで取つておかなければならぬものだという議論がかなり強くあるものであります。残りの重要物産の免税、増資配当の免税というあたりは、これはそういう議論がかなり弱くなるかと思ひます。私も増資配当の免税は、この一月三十一日で期限が切れましたのを、そのままにしておきまして、これはもう續けない。重要物産につきましては、現在の制度がかなりに過度な、あるいは範圍につきましては非常にマンネリズムになつて、石炭だとか何だとか、あるいは通常の費用まで入つてゐるというふうなことはいけません。これを整理するといふつもりでやっておりますので、そのやり方の程度、あるいは指定の關係について御意見がある

るかもしれないが、方向としてはおつしやるような方向に私も努力しております。

○横録委員 重要物産を指定してゐる事由、根據、どういふふうな考え方であるかというふうなものを重要なものと認めて指定をして、これによつて免税を行うかということですね。これが相

○原政府委員 先ほども申しましたように、日本の国民経済に必要である。そうしてはうまつておいてはなかなかそういう投資が起らない、大体投資額が多い非常に大きな企業、業種に限つておりますが、そういう種類のものについて、どうしても日本の経済の段階として、そういう原料なり材料なり、物を持たないといふふうな場合に、關係各省がいろいろ検討されて、私どもの方に持ち込んでこられます。それをたゞいま申しましたような見地から検討して指定するしないというのをきめて參るわけでありまして、つまり国民経済に必要であるが、当面採算が非常に危ない。そうして不安定である。それで相当によけいの投資額が要するといふものにつきまして、指定をしておるわけでありまして、従来もそういう気持ちでやつてきておるのであります。なかなか従来の制度では、政令で一度指定しますと、期限がついておりません。正税法に付帯する政令の改正をやりま

す際に、どうしても主管の産業官庁は、これを切つてよろしいということ

はなかなか言いにくいというふうな實際の事情もございしたので、今回

第一類第五号 大蔵委員会記録第十号 昭和三十三年三月八日

は指定のときから、国民経済のために必要ならば、そういつまでもゆるゆるなことをやっておれぬわけですから、三年なり五年なり業種に応じて期間をきめて、その間にやって下さい、やって下さる方には免税をいたしましよつとすることにしまして、かつ従来と変えて、どんなにもうけが出て全部免税ということではできません。一定の限度ということで、固定投資額の四割に達すれば、もうその上は全部かけるというふうなことにしていこう、こういうふうなことにいたしてあります。

○横議委員 ほんつておいてはできぬとか、あるいは国民経済に必要があるとかというところが指定の理由だと言われまが、これを指定していく上に少し落度があるのではないかと、少くとも現在の東京電力というものは、この免税措置を受けなければならぬというほどの弱い基盤には立っておらない。きょうの株価を見ても、最高の株価というものは日銀の千七百円台、それから東宝の千三百三十円、それに続いて高いのが七百五十円の東電の株です。今日の株というものは、その会社の内容を端的に表わす材料として見られると思うのです。こういうふうな内容のいい会社であるからして、従つて三十一年度の利益も三十一億六千四百万円というものをを出してある。こういうふうなところに出す理由は全然ないのです。しかも、もしも重要物産の指定をするというならば、これは国民経済に必要だ、必要だがなかなか金が集まらぬ、やつても赤字になる、そういうものに對して一応利益が出るまでの間だけ指定をして免税措置を講じてやろうというのならば、これは一応税法上の

親切として私はわかると思うのです。ところがそうじゃない。利益がたかさん出ているところに対してこういうふうなものをを行わしてある。もしもこういうふうなものを指定をして、免税措置を講じてその会社が利益を上げておくとするならば、その会社に対する利益配当の制限をすべきなんです。東電は二割二分ですか、これだけのものを配当しておられるけれども、これは配当は百分以下でなくちやいかぬ、あるいは配当はしてはいかぬというように、片方において何らかの恩恵を施すならば、片方において国の強い制限行為を行ふべきなんです。ところが税法上の免税というものはどしどし与えて、利益がしたまふ出た、この出た利益というものは幾ら配当しても差しつかえないというふうな、こういう片寄つた税法というものは、今日重税にあえいでいる国民感情からしてはとうてい受け入れられないものである。この点に対する原主税局長の見解を承わっておきたい。

○原政府委員 結論から申し上げますれば、おっしゃるところはしごくごもっともだと思ひます。私も、一般の法人なり個人なりが相当重い税金を納めておるときでありますから、これだけ手厚い免税がありますれば、免税になる所得の大部分というものはやはり社内に留保して、そして不安があるから負けてやろうというわけでありまして、ほんとうに不安が現実に出た場合に耐えていくというふうにしていただきたいと思ひます。これはもう従来から、当然そういう気持でなくてはならぬというふうに考へておられますし、そういうふうに会社にも各官庁から指

導していただいておると思ひます。なおこの際部内で話し合ひまして、そういう方向にはつきりと行政的に努力するということにつきまして、私として善処することをお約束いたします。

○横議委員 今の局長の答弁に期待いたしますが、さらに現在行われている特別措置の実施を受けている会社、その内容、減税額、そういうふうな具体的なものについての資料を一つお願いしたいと思ひます。

それからさらにつけ加へたいことは、今の東電等の場合においては、これは別の法案で多目的ダムなんか国費を投じて作り上げてある、あるいはまたた産業投資やその他の面からの金も融資をして応援をする。これは全く発電に要するところのダムを作つて、電力会社としたならば、自分に必要なだけの機械しか据へ付けません。そこでダムというものは国費で作つて、出たものはほとんどと会社の利益の対象となり、その利益は自由に処分ができる、こういうふうな制度というものは、国民にとつて非常に耐えがたいところの、一部会社に対する恩恵である。もしもそれだけのものがあるならば、これは当然国家的な見地から、あるいはまた電力の社会性というものを求めて、利益配当に対する強い制限を行うべきである、こういうふうな見地からもあわせてこの点考へていただきたいと思ひるのであります。

次には、今回いふところの一千億減税が行われたとしました後に、その後税の増徴を見渡した場合に、なおどの層に税が過重であるか、どの層の税金が重いと考へておられるか、この点についての見解を承わりたい。

○原政府委員 非常にむずかしい問題で、的確に申せば、それは万人万様の判断になると思ひます。私も今回の改正法案におきましては、たびたび申し上げますように、控除もさることながら、税率の方に相当重点を置いて直したいと思ひます。ゆえんは、特定の所得の段階をとつて累進税率の影響を考へて参りますときわめて明白であります。一々数字を申しませんが、その際、たとえば昭和十五年における税負担、それから現在の税負担というものを貨幣価値の変動を調整して比べました数字もお目にかけたことがございまして、その際は、たしか税金がからないうところは二十七万円余りでございまして、その辺までは昭和十五年当時とほぼ同じようになつてゐる。今回はそれが若干上のところまでからなくなつてゐるわけでありまして、かかる人の負担は急速に当時の二倍、三倍、四倍となり、最高の倍率を示したところは、たしか八十九万円のところが四・九倍、五倍近い数字になつておつたと思ひます。今回の改正によりましてこれが相当緩和されますが、なお同時に比べて二倍をこえるという階層が残ります。もちろん昭和十五年の各所得階層間の負担のバランスが絶対的にいいというものではございせんので、それだけで議論するつもりはございせんが、やはりかつての時期にあつたという一つの指標になりますし、またもう一つは、家計調査で、所得の階層別にどこに貯蓄が始まつて、それがどう伸びていくのかというのを見ますと、これは先般申し上げました資料の線のたくさん入つたグラフで出ておりますが、課税最低限よりも若干下のところ

で貯蓄が始まつておる、そして、それが所得がふえるに従つて絶対額はふえていくわけでありまして、所得に對する割合から言いますと、必ずしも伸びがそうよくないというふうな何が出ておられます。その辺考へまして、今般の税率中心の改正はやはり必要だという判断をやつたわけでありまして。今後その問題を考へます場合に、どこが重いかと言われまますと、実非常にお返事に困りますのは、勤労者の場合ですと大体百パーセント納税される。ところが事業所得になりますと、なかなか所得の計算もむずかしいし、また申告納税がまだまだ板についておりませんので、そこに先日も横山委員の御質問にお答えしたときのように、實際上相當のアンバランスがある。それらを税務行政の面で、また納税者にも十分考へていただいて、公平な税が実現するようにしてやつて参りまして、その上で負担の何を見るときにいたしたい。私としては、まだ今回の減税をしただけで、それでもうこれなら満点だとは思つておりません。いろいろまだ問題はありと思ひますが、そういう執行面の、また納税面の問題もありまして、それらを含めてなお今後研究して参りたい。ただいまのところとしては、一応これであるバランスがとれはしないかと思つておりますけれども、その辺は、何分にも人それぞれで判断の違つたところであると思ひますし、なお今後十分研究して参りたいと思ひます。

○横議委員 ただいまの点でははつきりしませんが、これはまた大きな問題でもありますので、あとで大臣にも質

聞したいと思ひますので、一応次に移
りたいと思ひます。

次には、税の名称問題について伺
たいのですが、同じような税の場合に
名称が異なつてゐる。一例をあげま
す、揮発油税と砂糖消費税、この場合
において、砂糖には何がゆゑに消費税
がつくのか、同じように消費を目的と
したところのものであるが、揮発油に
対しては揮発油税、税というものをと
るからには、名前をつけるときに相当
の理由があるだらうと思ひます。片
方は揮発油税で片方は砂糖消費税、こ
ういう考え方に対してはどういうふう
に考へておられるのか、承つておき
たいと思ひます。

○原政府委員 これもちよつと答弁に
困るのでありますが、多分に沿革的
なものであると思ひます。各税が同じ時
で起されたというのではなくて、いろ
んな時期にできてつと沿革的に発展
をしてきております。明治の終りごろ
であつたと思ひます、織物、砂糖とい
うものが課税せられるようになって、
そのころの何が砂糖消費税、織物消費
税という形で出てきた。他の税ではそ
れぞれ対象の物品だけをつけて、揮発
油税あるいは骨ばい税というやうな形
にしてゐるものが多いのであります
が、特に意味があつて、特別な意味を
持たして名称を選んだといふことでは
なくて、多分に沿革的なものだとい
ふに考へておるのであります。

○横越委員 砂糖消費税の方は第三
条において「砂糖類の製造者は、その
製造場から移出した砂糖類の重量に
応じ、砂糖消費税を納める義務がある
」といふのですが、これは製造者に対
して納税義務を課してゐる。製造者
に

して納税義務を課したのが、これが砂
糖消費税なのです。片方の揮発油税の
方は、「揮発油税は、製造場又は保税
地域から揮発油を引き取るとき、引取
人から徴収する。消費を目的として、
販売といふときは、とにかく引き取る
人に対してかかる方が消費税という名
前がかかつていない。製造者に対して
かかる方が消費税がかかる。これは今
沿革の問題と言われればあつて、そう
かとも思ふのですが、税をとるからに
は、やはり相当の理由と納税者に対す
るところの義務、こういうふうなもの
があるから、この辺のところは、沿革
とすれば適當の機会に整理をする考へ
があるのかないのか、この点一つ承
つておきたい。

○原政府委員 引取課税が移出課税か
という問題は、たとえばだいまお述
べになりました砂糖は、最近移出課税
にしてありますが、ついでの間まで引
取課税でございました。それから今こ
ざいせんが、織物も引取課税であつ
たのでございます。揮発油税も、現在引
取課税のものを今回御提案申し上げて
おります法案で移出課税というやうに
直したいと考へております。實際には、
引取課税というのは引き取る人という
ので、いわば消費の側の人があるとい
うふうになつてつと読みやすいのだ
が、實際には製造者がみづから引き取
るというやうな形で課税されてきて
おつたのでございます。それらもあ
り、大體今後の方向は引取課税よりも
移出課税というところで、製造者課税に
持つていくのが大體の方向ではなから
うかといふふうに考へておられるやうな
次第でございます。従ひまして、引取か
移出かといふことによつてはつきり消

費といふ名前を入れるか入れないかも
從來統一されておりましたので、今お
話しのやうに、整理のため統一すると
いふ問題もあるかと思ひます。とく
と検討してみたいと思ひますが、率直
に申し上げますと、間接税全般が非常
に沿革的になつておりました、その
う名前だけの問題だけじゃなくて、税
率自体に、たびたび申し上げますやう
に、テレビが最終価格に対して一割か
かつておる、ところが砂糖をなめても
四割何分かつておるというやうな問
題がある、それをここでぬけぬけと申
すのはまことに申しわけないやうな
わけでありまして、そういうやうな
な問題を含めて、沿革だけでなく全
的に検討しなければならぬという気持
は持つておられますが、名前をどうす
るか、それらをあわせて一つ研究して
いただきたいと思います。

○横越委員 次に、納税時期の問題に
ついて伺ひたい。税によつて納税の時
期がある程度違つておる、これは一
納めるのが適當なのか、源泉徴収の
場合には、その月のものを翌月の十日
までと承知してあります。それから申
告の場合には、大體四月ごとと納め
る。それから入場税、取引所税、物品
税といふやうな場合には翌月の末に
なつておる。しかも物品税の二、三
の場合には翌々月末までよろしい。そ
れから砂糖の場合には翌月末である。
この場合には担保を入れるといふと三
カ月の猶余が行われる。これを見た場
合に、ほかから見たならば非常に源泉
徴収に対して過酷な期間じゃないか。こ
う考へるのですが、この辺のところは
どうしてこうなつたのですか。

○原政府委員 納期はそれぞれその場
合の事情を考へてバランスをとつてあ
ると思つております。まず源泉関係で
ありますが、源泉徴収の税金は、給与
なら給与を払ふ、その一部をとめてお
くわけでありまして、源泉徴収義務
者のふところには今すぐ入り、すぐに
でも納められるわけでありまして、そ
ういう意味で、すぐに納めていただく
という趣旨で、翌月十日までということ
にいたしましたわけでありまして、間接
諸税の中でも、入場税あるいは間接税
と申しますか、有価証券の取引関係の
税でありますれば、それは取引の際に
やはり取つてしまふわけでありまして
、これはすぐに納めていただく。あ
まり期限を長くしてしまふと、その
の間どこかにいつてしまふというや
うな問題もあつたので、すぐに納めて
もらふ。所得課税になりますと、所得
の計算を確定いたしますのやうな程度
時間をかけるということをやはり見て
おかなければいかぬといふのが一つ。
それから源泉徴収の場合のやうに、払
う給与の中から、もうとめておくとい
うのやうなことで、やはり商売という
ものは資金を全部振り回してあります
から、そういうやうなことも考へて、所
得税ですと二カ月半、法人税だと二カ
月といふやうにいたしておられます。間
接諸税の中で、ただいま申した入場税の
やうなものでもないもの、つまり金があ
ぐに入つてこない物品税、砂糖、酒とい
うやうなものにつぎましては、おむね
取引の条件、決済条件といふやうな
のを見まして、この程度ならば納めら
れるだらうという時期をねらつて納期
をきめてあります。そのやうな関係か
ら、物品税、あるいは砂糖消費税、あ
るいは取引の条件が変るに従つて納

期、あるいはたいだいまおつしやいま
した担保を入れて延納を認めて、その時
期を動かしたといふやうな事例が、こ
こ六、七年の間に二、三あると思ひま
す。いずれもあまりに決済条件が悪
くなるというやうなときには、何か考
えなければならぬことがございまして、
またその逆の場合には、納期を縮める
というやうなこともございまして。し
かし、あまりこういうものはそうしよ
つちう変えるべき性質のものではな
い。大體現在の程度でバランスがとれ
るというふうに考へております。

○横越委員 源泉徴収の場合には、納
税義務者が支払つたものから税金を受
け取つて、これをとめておくんだか
ら、この期間はわずか十日間くらいで
もよろしい、こういうことになると思
ひます。ところが、これは自分が持つ
ていべき金でなしに、もうすでに税
金として出さなければならぬ、所
有権の違ひ金であります。その理論を
もつてすれば、入場税の場合も同じな
ものです。これは明らかに入場料とい
うものと入場税とは違ふ。これは客か
ら取つておる。税金として客から預か
つた金を保管しておる。だからきよう
いう根拠の上になつてゐるのに、この
場合においては今月の月末までに取
つたものは、来月の月末までに納める。
つまり一カ月間の納税の猶予があるわ
けです。この猶予といふのは、今あな
たの答弁では、事情を考へてといふこ
となんですが、この事情を考へてとい
うのは、この間に受け取つた金を回
転することによつて、恩典を与えよう。
これによつて徴税事務に対する手数料
といひますか、そういうやうな形では

ないけれども、そういうふうな意味において、この間の納税時期というものを猶予してゐるのではないか、こういうふうに見るのだが、事實は違ふので

○原政府委員 おっしゃる通りに、源泉は翌月十日、入場税は翌月末だという点は、若干違いがございまして、一緒にしたらどうだという御議論もあると思ひます。ただ入場税を二十日だけおそくしてありますのは、その間に振り回しをつけるという意味でおそくしているのではありませんので、むしろやはりいろいろな計算の整理や何かに若干の目数を見るというのが、しつて言へば理屈かと思ひます。若干沿革的にそうなつておるといふ点もいふな

○横録委員 計算の整理のために翌月末にしているというのは、答弁としては当らない。入場税の場合には、一日一日の計算ができておる。できなければならぬはずで。一日々々の計算ができておるのだから、翌月末までの日数がなければ整理できないという論は、御答弁にならないと思ふ。それではこれだけ源泉所得と違つた恩典を与えてゐる理由が立たないと思ふ。この理由は、やはりその期間の金を、一応資金繰りが苦しいから回転をさせてやる、回転させてやることによつて、入場税の高い点、あるいはまた徴税に要したところの手数料という意味、そういうふうな意味での恩典、手心を加え

て翌月末というように若干おくらせておるといふことではないですか。

○原政府委員 若干沿革も入つておりますし、また物品税の中で、小売課税のものがございまして。小売課税のものは、小売値段の二割と一割というのと取つてありますが、これなども小売指定でありますから、小売も掛かるといふべきあり得るわけですが、大体掛かないようなものが多い。そういうようなものについても、翌月末ということにしてあります。この辺が、そういうニュアンスを以て申し上げて主張するということではございませぬが、給与を払ううちから天引きするといふのと、商売で売つて、売つたものの中に税金が入つてゐるといふのと、何といひますか、そういう商売しておられる方、また入場税の興行館というやうなものは、いろいろ金が詰まる、それで詰まるわけじゃないですけれども、そういうやうなことで、御要望があつたりしたやうなこともかつてあつたといふことを記憶しております。決して振り回させてもうけさすといふやうなつもりではないですけれども、やはり人のものといつても企業から取るといふやうなことが、若干源泉徴収の場合とニュアンスが違ふといふやうなところが沿革に入つて、こういうやうなことになると思ひます。なお十分研究いたしてみたいと思ひますが、してこれで完全にバランスがとれるとも言い切れな

○横録委員 手数料のかかるという点では、実際には各銀行、会社等の税金の計算の方が手数料がかつておる。これは、そのつど支払いの給料というものが違ひますし、そのために源泉徴収に要する手間というものは、容易ならぬものであると思ひます。これは入場税とは比較にならない。それだけの手間を払つておるが、しかしながらこの方面に對しては十日間しか猶予ができません。十日間といふは大体整理できる期間であるけれども、源泉の方に對しては十日間で、同じ考え方の上に立つたものが翌月末だといふことは、やはり税法上の考え方からするならば、明らかに理由がない限りはやはり考慮すべき点ではないか、こう思ふのです。それからさらにこの問題を見る場合に、同じ所得税で、源泉徴収の場合には翌月の十日に納めなければならぬ、大体毎月末にはもう引かれるわけですね。このものと四月ごとの申告所得のものは、年に六十万の税金を納める人にあつては、さきあなたが商売上のやり繰りをしているという答弁をなさ

申告所得の税も公正な立場に立つと考へるのです。この点はどうか。

○原政府委員 おっしゃる通り、納期が違ふという点から、そういう計算をいたしますれば金利の差は出てくるというものは、おっしゃる通りであります。われわれとしても、給与所得控除といふものにはいろいろな意味がありま

○横録委員 税金というものは、脱税をしたり、あるいはごまかししたり、あるいは滞納したり、延納したり、そういう者に対して恩典を施すべきものではなくて、期日通りにびたりびたりと納める者に対して恩典を施してこそ税の信用、税の信頼度といふものが高まつてくるのではないですか。その論からした場合、所得があつた場合に納るべく早く納める、ほかの方では翌月末だ、あるものにおいては三ヶ月もおくれる、またあるものにおいては四月もおくれる、こういう今月やつたものを来月の十日に納める、そういうふうな確実に納めてゐる者に対して、しかもこの金利を計算した場合に明らか

けの差が税の徴収の上から見てもある限りにおいては、何らかの措置をとるべきだ、こういうふうに見えるわけですが、この点さらに御答弁を承わりたい。

○原政府委員 ただいま申しましたように、税はそれぞれ源泉徴収の場合であれば徴収したときに取る。それからある期間の所得を計算して課税するといふ場合は、その計算ができたところで取る。申告納税の場合は、それを予定申告で一部ずつ取つて参るといふやうなことで、こまかく金利計算までやつておらないのであります。一方で給与所得については、給与所得控除といふものがあつて、これについては、御案内の通り昨年一五%を二〇%に上げるといふやうなこともいたしております。そういうやうなことで、一切がささいひつくるめて今の制度でバランスがとれてゐるのではないかと

○横録委員 税金というものは、脱税をしたり、あるいはごまかししたり、あるいは滞納したり、延納したり、そういう者に対して恩典を施すべきものではなくて、期日通りにびたりびたりと納める者に対して恩典を施してこそ税の信用、税の信頼度といふものが高まつてくるのではないですか。その論からした場合、所得があつた場合に納るべく早く納める、ほかの方では翌月末だ、あるものにおいては三ヶ月もおくれる、またあるものにおいては四月もおくれる、こういう今月やつたものを来月の十日に納める、そういうふうな確実に納めてゐる者に対して、しかもこの金利を計算した場合に明らか

納期が早い。これは國家にとつても、このくらい有力な税源といふものは私はないだらうと思ひます。確かに、徴税費用がかからないで、しかも所得が

○横録委員 全体のバランスの上からいくと、私はとられていないと思ひます。これはあとの問題でも触れたいと思ひますが、所得の把握といふ点については、これは全然他の業種との間に源泉の場合には問題にならない。それほど確実にとられてゐる。しかも納期が早い。これは國家にとつても、このくらい有力な税源といふものは私はないだらうと思ひます。確かに、徴税費用がかからないで、しかも所得が

○横録委員 税金というものは、脱税をしたり、あるいはごまかししたり、あるいは滞納したり、延納したり、そういう者に対して恩典を施すべきものではなくて、期日通りにびたりびたりと納める者に対して恩典を施してこそ税の信用、税の信頼度といふものが高まつてくるのではないですか。その論からした場合、所得があつた場合に納るべく早く納める、ほかの方では翌月末だ、あるものにおいては三ヶ月もおくれる、またあるものにおいては四月もおくれる、こういう今月やつたものを来月の十日に納める、そういうふうな確実に納めてゐる者に対して、しかもこの金利を計算した場合に明らか

発生するならば直ちに入ってくる。こういふふうなものは他にその例を見ないと思う。それに対して過酷な点だけをびしびし要求しておつて、恩典の方になると、ほかの方の滞納の多い、あるいはまたあやまちの多い、脱税の多い、そういうような業種に対する方が国家としての恩典が加えられているというところは、これは納得がいきたいと思うのです。これは今ここで答弁を求めても無理かも知れませんが、税の改正に当つては、十分一研究をして善処していただきたいと思うのです。

それから次に、所得の把握の問題に入つていきたいと思います。これは、あるいは主税局長よりも国税庁長官の方が答弁に適當ではないか、こう思うので、どちらでも一つ御答弁願いたいと思います。現在所得税は、民主主義の原則によつて、私はこれだけの収入がありましたという申告制度の上に立っていると思うのです。しかしながら実際では、この申告所得というものはうまくいっていないのではないかと、青色の場合においても白色の場合においても、どちらでもこの申告所得というものはうまくいっていないのではないかと。これは、なぜその立法の考え通り、あるいはまた税務当局が期待をしておる通りに出てこなくて現在のような状況になつておるのか、この点に關して一つ御意見を聞きたいと思ひます。

○渡邊政府委員 申告所得税につきまして、お話しのように現在全部が全部正確な申告が出ていることがないといふことは、私もまだそういう段階に至つていないと思つております。結局

納税者の気持としましては、納税者の中にははつきり帳簿もつけていない人もいます。正直いいますと、御自分で御自分の所得といひますか、税法の上で計算する所得がはつきりわからなうと思はれるような方すらあるといううなところから一つあらうと思ひますが、終戦後の経緯をずっと考えて参りますと、税の負担全体が非常に重かつた。従つて税法のいかんにかかわらず、何とかして税金を安くしたいといふた気持ちの方がやはり相当多くあつたといふことではないか。それは、何回かの減税によりましてかなり直されたいは参りましたが、現状においてもまだいへゆる納税概念といひますか、納税思想といひますか、その点において必ずしもすべての方が完全でないといふたような問題もあるうと思つております。

【委員長退席、平岡委員長代理着席】

いろいろな意味におきまして、われわれの方は努力しておりますが、やはり一つは税というものに対する考え方、これは、いろいろな面で政府としても考えなければならぬ点が多々あるうと思ひます。金を使う方の面においても考えなければならぬ点でしようし、それから税制そのもの、あるいはいろいろな面で考えなければならぬ面があるうと思ひますが、とにかく国民が民主的な政治を行なつていくその費用を負担するのだという觀念で、税法にきめられた負担は出していただくのだ、こつた意味で、いわば啓蒙的なことも考えなければならぬでしようし、同時に、必ずしも質が悪いと言つては語弊があるかも知れませんが、安

心し得ない方につきましては、調査を充実させることによりまして、更正決定も場合によつてはやむを得ない、こつたことによつて課税の適正を期していく。しかし、これは何と申しましたも、限られた税務職員をもつて非常に数の多い納税者の方に対していくわけですから、そう早急に全部が全部とこ数年だんだん改善されてはきています。私は思つております。ことに今度のうに税率が相当引き下げられまうと、納税者としても、負担について苦痛を感ずる度合いがかなり減つてくると思ひます。そうしますれば、いい機会でもありませんので、われわれの方も大いに啓蒙的なことも考えますし、納税者としても、その気になつていただき、税務行政についても相当改善されていく余地が出てくるのじやないか、かように考えております。

○横鏡委員 せつかくの申告制度を作つておつても、青色の場合においてはこれだけの指導をしておつても、実際上申告通りに税務署が認めるといひますか、これを信用するといふことが行われてゐるのは約半分もないんじやないですか。大体は、出てきたものに対して相当の意見を加えて出させる、あるいはまた調整をさせる、これをやらなければならぬ。あるいはまた税務署に来る前に税理士とか会計事務所とかいふものの厄介になつて、そこで調整してくる、こつたうな現状じやないかと思ひますが、青色申告などの場合、どの程度まで実際に行われてゐますか。

○渡邊政府委員 今正確に数字を記憶しておりませんので、はつきりしたことは申し上げかねます。しかし青色申告制度ができて、もうすね、二十五年に改正ができて、二、三年の間は、青色申告の納税者の数も一割ちよつとくらいでありました。数が少なかつた間は正直といひますか、割に青色申告をなさつた方が、まじめに申告される率は高かつたように思ひます。しかし青色申告の制度をもつと積極的に拡充されていき、数をふやしたいといふので、かなり数を増加する方向に実はわれわれ努力いたしました。そうしますと、絶対数からいきまうと、青色申告でまじめな申告をしていただく数はもちろんふえたわけですが、最近のように半分以上も青色申告であるといふような姿になつて参りますと、やはりその中には、本来の青色申告の精神といひますか、意味を身につけて申告しているのではないと思はれる方が相当ある。そこでわれわれの方としては、この際はもう数をふやす方の努力はちよつと立ちどまつて、と申しますは、納税者の方で青色申告したいからといふのをいかぬといふのじやございせんが、こちらの方でお勧めして青色申告をやつて下さいと申し上げる手だての方は、ちよつとここで一段落して、現在青色申告をしていらつしやる方にほんとうの、記帳の方法はもちろんです、同時に誠実な申告をしていただくという面においては啓蒙について、われわれとしては努力して参りたい、こつたうことを現在考えてやつてゐるわけでは

○横鏡委員 現在青色申告をしてゐる者はどのくらいの人數おられますか。またパーセンテージはどの程度でありますか。

○渡邊政府委員 昭和三十年の数字で申し上げますと、營業關係だけでございまして、課税になつた人員が約百万、そのうち青色申告者は、四十六万。それから青色申告者の中で課税になつた人員が三十四万。従ひまして、百万の数字と対照いたしますと、三割三分でございまして。最近この数字がやや増加の傾向にあります。

○横鏡委員 所得申告に基いて政府がせつかく指導して作つておる青色申告の場合においても、この程度の成績で、しかも今の長官の言明によると、これ以上積極的にふやす意思がないといふ段階にまで来ている。だとすると、その他の白色の場合においては、一体どういふふうな税務当局が臨んでいくかという問題があるだらうと思ひます。今の税金でいくと、大体申告してくるものに対して全面的に信用してかかつていくか、あるいは全面的に疑つてかかつていくか、どつちかしかないと思ひます。ところが実際には出てきたものを全面的に信用して、申告所得の考え方通りにそれを認めるといふことはなかなかできない。そこで更正決定といふものがこれに備えてあるわけですが、制度とすればおおよそおかしな意味なんです。本来の考え方からいくなれば、納税者そのものを全然信用しない。信用できたいといふ考え方の上に立っている。そしてこつたうな制度でもつてやつていくところに――先般の質疑でお知らせ制度といふものは今後全廃するといふような線が出ましたが、大体は税務署がお知らせをする、あるいはまた予定通告をする、こつたういふような所得の把握に対しては、私の知る限りにおいては大体無理がな

い。税務署の査定というものは、實際上の所得よりは相当程度内輪に見られている場合が多い。にもかかわらず、これに対して税務署と申告者との間に疑わなければならぬほどの今日の現象がなせ出てきているかという、所得そのものではなしに、決定される税額に不服がある。この税額をもっと下げの方法を考えなければ、今日の税制上の信頼感が出てこない。そういう面から見ると、今度は地方税の方においては、芸者の花代が高過ぎる、高過ぎるからみなうそばかりが多くて、本来の三〇%のものがかららない。従ってこれをその税法通りに納めさせようという意味で半減した。こういうふうな同じ考え方からするならば、当然今度の税法の場合においては、もつともつと税率が下れば申告者の方でも正直に申告をして、喜んで納税をするというふうな気持ちになってくる。従って税率は下った、申告は正しく行われた、そういう上つてきた税金は従来取っておったものよりもよけい出てくる、こういう結果になるのじゃないかと思うのです。この辺について一つ見解を伺いたい。

○渡邊政府委員 基本的には、私も横銭委員のおっしゃられる点は、ある意味において同感でございます。その前に、先ほどの答弁で多少誤解を招くといけませんから、青色申告の数の増加に熱心になることはこの際とどまつて、質の向上に努める。これは将来もずっとその方向で、これ以上ふやさぬということではないのです。その基準をいたしましては、この際としては質の向上に努め、質の向上が相当できた

ら、今度は数の増加に努めるというよりある程度弾力性のある方向をとつてみたいということをやつとつけ加えさせていただきます。

それからお話しのように、確かに所得の金額そのものは、税務署の言う金額の通りと考えても間違いないが、しかしそれにしてもこれだけの税金は納め切れぬという不満は、終戦直後非常に多かったが、数次の減税によりまして、かなりその点は直されて参りましたが、しかし過去何回かの減税が、主として基礎控除あるいは扶養控除の引き上げという点に重点が置かれしために、申告所得税の一番税金を納める額の多い中堅層の方の負担は、数次の減税にもかかわらず、それほど減っていないというのが過去における何回かの減税の特色だったように思います。今回の改正は、その辺を十分頭に入れて、税率の相当の引き下げを行なつております。従いまして、先ほどもちょっと触れましたが、今度の改正でこれでもう十分だ、これ以上減税する必要はないという意味ではございませぬが、しかし今回の改正後におきましては、かなりそういった意味の無理がなくなつて参りますから、申告の提出につきましても、納税者としても割合に正確な申告をしていただくような方向にいくのではないかと。同時にわれわれとして期待いたしますところは、そこでさらに税収がふえてくれるは、第二、第三の減税が可能であるわけでありまして、従つていい意味の循環ができていくことをわれわれとしても期待しておるわけでありませぬ。

○横銭委員 税務署の実態を見るときに、少数の人数で、しかも短期間に多数の人に対して所得の把握、あるいは更正決定、あるいはこれに対する苦情処理、こういうふうな問題に應じていると思う。従つて今日の職員不足や機構の状態では、私は信頼感の高まるような、いわゆる取られる税金でなしに納める税金というところではなかなが行きたいのではないかと。思うのです。そうしてまた国家というものが税金によって運営されている以上は、われわれの血税である税金を取られたという怨望の的によつて国家が運営されるというところは、大へんな問題だと思ふ。われわれが喜んで納めたその税金によつて国家が動いていくのだということになって、初めて私は納めるものも取るものもよい状態ができてくると思うのです。ところが今日の情勢を見てみると、こういうふうな今日の税務署の職員や機構ではとうていできがたいのじゃないか。また一面この青色申告等を見てみても、同じ税金を納めるのに、こういうような青と白の区別があったり、またこういうようなものをしなければならぬか税金が納められないというふうな状態では、まことに嘆かわしいと思うのであります。税金を納めるのに、何の技術も要らずに納められるようにしなければならぬと思ふのです。今日のこの複雑な徴税機構、あるいはこれに關係するところのいろいろな制度というものは全廃をして、すっきりした考えで納められるようにしなければいかぬと思う。その面で、何といつてもこれを決定するものは税率が低くなることです。税率が低くなるならば、必ず所得の申告というものは正しく行われるのだ。そうすれば、また納める者も納得するだらうと思ふのです。この点は、今回の

減税程度ではまだまだスズメの涙ほどの減税であります。これをもつと徹底的に減税するためのいろいろな研究を当局としてはやつてほしいのです。これができなかつたならば、今日の税金苦というものをやわらげることはできないだらうというふうな考えておるのではありません。今の御説明で納得しますが、さらにまた御意見を承つておきたいと思ひます。

○渡邊政府委員 横銭委員のおっしゃった御意見、実は私も非常に同感の点が多いと思ひます。大部分同感であります。御承知のような程度の税務職員を擁しまして、御承知のような大きな人数の納税人員に対して調査をやつていく、それも納税者が積極的に税金を納める気で御協力願う意味でありますれば、必ずしもむづかしいとは思ひませんが、税負担が重いことのゆえに、できるだけ理屈のいかににかかわらず、所得を小さくして税金を軽くしたいという気持ちの方が相当あるその納税者の方に向つて、現在の人数の税務職員でもつて仕事をやつていくということは困難なことではございまして、その点は横銭委員から非常に御理解あるお言葉をいただいて感謝しておりますが、と申しまして、それでは税務職員の数をふやすということになりますと、なかなかちつとやそつとふやしただけではすぐできるものではありませんし、それほどまでして納税者のふところをかき回すというふうな印象を与えらるものかと思ひますので、それよりもむしろもつと基本的な根元の方で、今横銭委員のおっしゃつたような意味において、できれば税負担そのものを軽くするといひますか、税法

上の税率を下げることによつて、ほんとうに正しい所得申告をしてもらへば、どの大きな負担を感じないような姿に持つていける時期が早くくるようにというところは、われわれも衷心願ひしておるところであります。結局日本の経済がだんだん伸びて参りまして、国民所得もふえて参り、財政規模がそれほどふえないで済むということになつて参りますと、今お話しのような点もかなり実現可能じゃないか、やはり順次いろいろな段階が必要じゃないか、それにしても今度の減税によりまして、それで十分というところはもちろんありません。しかし従来に比べますれば、かなり改善された姿のものが期待できるのじゃないか、かように考えております。

○横銭委員 今度の予算で、昨年よりも千二百億ですが、この程度の税額が増収になるわけですが、この場合の課税に対しては、頭からやはりこの程度のものは取れるだらうというふうな見込みの天下りといひますか、徴税技術上の考慮をやりはしないかというところを非常に一般ではおそれるわけでありませぬ。また現実には、国税ではなかつたですが、他の税制機構の上で見ると、税金が上つた場合には、必ずみなげたばきで下におりてくる、一カ所で上げたばきで下におりてくる、また上げたをばかす、また上げたをばかすというところで、三割も四割も事実上よりも多く税金がおりてきておるといふようなことに當つたことがあるのですが、今度の場合にそういうことをやらないかどうか、事案上の増収に應じてこれを取るつもりであるか、見込みによるところの課税を各税務署にかけていか

戦委員よく御承知の通りです。源泉の場合におきまして苛斂誅求といいまし

めに、そこに非常に大きな税収があるから、よほど課税上無理が出てくるの

度高くなる部分の方が多いだろう。その間に心がけといますか、用意とい

○原政府委員 地方税制の中で非常に

「いいのじゃないかと考えております」

的な意見として申し上げなければならぬような段階であることを御了承願います。

○横銭委員 時間がないので省略いたしますが、この問題は随所にアンバランスが出て、今あなたの答弁で逆の方向に進んでいると言われるのは、私はまことに遺憾なことだと思うのです。これはなお全国的ないろいろな実情を調査されて、これは地方行政の問題にもなるので、所管外であるいは適当でないかと思いますが、これは一つ税制という面からお考え願いたいと思うのです。それから同時に、今度所得税が、また税率が軽減されるという場合に、一体農業所得者は改正後どのくらい納めるような格好になるか、これはきわめて僅少な人数になってしまうのではないかと、こう思うのですが、これは一体どのくらいですか。

○原政府委員 農業所得者は、まず三十一年度の予算で見えておきますところを申し上げて、次に三十二年度の予算を申し上げます。三十一年度の予算で見えておきますところは、農業所得者は課税になります人員が五十三万三千人、そうしてその三十一年度の農業所得に対する税額は六十九億と見ております。けさはど神田委員のお尋ねに対して申し上げますが、この六十九億が若干減りそうに思われておりますが、さて三十二年においてはどうか。予算に見込んでおられるところを申し上げますと、三十二年におきましては、課税になります人員は四十九万四千人と、三十二年の農業所得に對する税額は三十四億といたうことになつております。年度分の徴収税額としましては、三十二年分

の税額の一部が三十三年以降に回りまして、三十一年度以前のものが入ってきますので若干違いますが、税額においては六十九億と見られておつたものが三十四億と、ほぼ半減するように見られておまして、人員は五十三万が四十九万。これは実際には、三十一年度の課税人員が五十三万より若干ふえるのではないかと、こう思つております。

○横銭委員 国民の約四〇%近いものが農業に従事しているにもかかわらず、今日の所得税法においては、所得税を納められる者が三十二年度において四十九万四千程度にしかならないというところは、これは一応所得税というものから見た場合には、やはり所得には違ひないが、これはもう国税からはずして、農業は別なワケを作つて地方税に回してもよいのではないかと。むしろ地方税なんかには回した方が、適当な考慮というものが行い得るのではないかと、こういうふうな考へるわけですか。国税全体の上から見た場合に、日本にこれだけの人数が従事しているのに、これだけ少数のしか適用にならぬというところは、これは今日の所得税法が適当な法律であるのか、あるいはまた、不適当でどうなのか、あるいはまた今日の一般の所得と農業所得というものの間に差ができてきているのか、いづれにしても今日の段階から見れば、この点を改正を行なつていくならば、所得税からやがてはむしろこういふような国税の対象とせず、農業所得は別な地方税が何かに回して取つていく方法を講じた方が、課税の公平という点から見ても適当なのではないか、こういうふうな考へるわけですか。この点の見解を一つお聞きしたい。

○原政府委員 その点は、国税所得税を納めるべきところの所得のある人は所得税を納めていただく。一方で農業所得者に限らず、営業所得者でも、あるいは農業の所得者でも、所得税を納めるべき所得がある者は納める、同時に別の面で、住民税は住民税の見地から見て公平に納めるというところの方がいいのではないかと、と申しますのは、農業は全然所得税をかけないというところにしますと、農業にもやはり所得が相当にある人があるわけでありまして、そういう人は所得税がかからないう、地方税でかかるといふことになりまして、他の種類の事業者は国税所得税を納めているのだから、農業所得者に対する地方税は、他の業種の所得者に対する地方税よりもこういふふうな重くするといふことがなければならぬわけ、それはやはりよろしくない。所得税は所得税で公平に取る、地方税は別に地方税で公平に取る。国税所得税において、総体の所得者の中で納税義務を持つ者をどの程度に押えるかといふことは非常に大きな問題でございまして。ただ単に少くするといふだけでもいけない面もございまして。まあこのところ六、七年減税に減税を続けて、人員も非常に減つてきておりますけれども、まだ多いという説もあり、同時にやはり所得税が税の基本であり、そして国民が所得に応じて納めなければならぬという意味からもこの程度でとめるという議論もあり、そこには非常に大きな問題があることを私も常々感じておりますが、その解決は、やはり少くなつてきたから地方税

に持つていけということではいけないじゃないかと私は考へておるのでございます。

○横銭委員 まだ質問は残つていますが、時間が来ましたから、一応本日はこの程度にしておきます。

○平岡委員長代理 本日はこの程度にとどめ、次会は来たる十二日、火曜日午前十時三十分より開会することいたしまして、これにて散会いたします。

午後四時九分散会